

小田原市防災会議 次第

幹事会日時：令和7年11月19日（水）
10時00分から
場所：生涯学習センターけやき
4階 第2会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

（1）協議事項

ア 小田原市地域防災計画の改正案について

① 火山災害対策以外の改正案について…………… (資料1)

② 火山災害対策の改正案について…………… (資料2)

（2）報告事項

ア 帰宅困難者対策について…………… (資料3)

イ 地区防災計画について…………… (資料4)

ウ 小田原市トイレ確保計画について…………… (資料5)

エ 小田原市災害時備蓄計画について…………… (資料6)

（3）その他

4 閉 会

小田原市地域防災計画の改正案について

1 改正の背景

小田原市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）について、災害対策基本法の一部改正に伴う、国の防災基本計画や県の地域防災計画等の改正及び近年の防災施策の推進等を踏まえ、改正を行う。

2 主な改正内容

ア 国防災基本計画の改正（R7.7）を踏まえた改正

- (ア) 避難所における、状況把握や福祉サービスの提供等、生活環境の整備について記載
(新旧対照表 P8)
- (イ) 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援について記載
(新旧対照表 P9)

イ 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更（R7.7）を踏まえた改正

- (ア) 南海トラフ巨大地震発生確率の修正
(新旧対照表 P2)
- (イ) 県内の南海トラフ地震防災対策推進地域の更新
(新旧対照表 P25)
- (ウ) 南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン名の修正と気象庁が発表する南海トラフ臨時情報の修正
(新旧対照表 P26)

ウ 県地震被害想定調査報告書（R7.3）を踏まえた改正

- (ア) 市内の被害想定調査結果一覧の更新
(新旧対照表 P3)
- (イ) 市内の津波による被害の更新
(新旧対照表 P3)

エ 津波避難対策についての改正

- (ア) 避難対象区域の追加
(新旧対照表 P23)
- (イ) 遠隔地での地震発生に伴う津波避難対策の追加
(新旧対照表 P23)

3 今後のスケジュール

令和7年11月	防災会議にて協議
令和7年12月	議会報告
令和8年1月15日～2月13日	パブリックコメント実施
令和8年5～6月	防災会議幹事会及び防災会議にて協議・決定

【防災対策課とりまとめ】

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
5	<p>第1編 地震災害対策計画</p> <p>第1章 地震災害対策の計画的な推進</p> <p>第2節 市の自然的、社会的条件</p> <p>3 交通</p> <p>(1) 公共交通機関</p> <p>市の鉄道は、東海道新幹線の停車駅である小田原駅を中心に、東海道本線、小田急小田原線、大雄山線、箱根登山線が配置されています。また、国府津駅を始点とする御殿場線があり、あわせて5つの鉄道会社が6路線で事業を展開しています。バス交通は、小田原駅、<u>鴨宮駅</u>、国府津駅から市内各地に向かって、4つのバス会社が運行しています。小田原駅、国府津駅では特に公共交通網が集中していることから、混雑時に災害が発生した場合には、相当の混乱が予想されます。</p>	<p>第1編 地震災害対策計画</p> <p>第1章 地震災害対策の計画的な推進</p> <p>第2節 市の自然的、社会的条件</p> <p>3 交通</p> <p>(1) 公共交通機関</p> <p>市の鉄道は、東海道新幹線の停車駅である小田原駅を中心に、東海道本線、小田急小田原線、大雄山線、箱根登山線が配置されています。また、国府津駅を始点とする御殿場線があり、あわせて5つの鉄道会社が6路線で事業を展開しています。バス交通は、<u>小田原駅、国府津駅を中心として</u>、4つのバス会社が事業を展開しています。小田原駅、国府津駅では特に公共交通網が集中していることから、混雑時に災害が発生した場合には、相当の混乱が予想されます。</p>	表現の修正 【地域交通課】
7	<p>第3節 地震被害の想定</p> <p>市の地震被害の想定は、県が実施した地震被害想定調査の結果に従うものとします。</p> <p>県では、<u>令和5年度から6年度</u>にかけて、県域において切迫性が高いと指摘される「東海地震」「神奈川県西部地震」等を対象とした地震被害想定調査を実施しています。この地震被害想定結果について、「神奈川県地震被害想定調査報告書 <u>(令和7年3月)</u>」</p>	<p>第3節 地震被害の想定</p> <p>市の地震被害の想定は、県が実施した地震被害想定調査の結果に従うものとします。</p> <p>県では、<u>平成25年度から26年度</u>にかけて、県域において切迫性が高いと指摘される「東海地震」「神奈川県西部地震」等を対象とした地震被害想定調査を実施しています。この地震被害想定結果について、「神奈川県地震被害想定調査報告書 <u>(平成27年3</u></p>	県 被害想定調査報告書による 【防災対策課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等								
7	<p>から抜粋して示します。</p> <p>なお、想定には一定の限界があることに留意<u>するとともに、同時に又は連續して複数の災害が発生する複合災害により事態が深刻化することを想定しておく必要があります。</u>とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要があります。また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地滑り等によって生じる津波もありうることにも留意します。</p>	<p><u>月)</u>」から抜粋して示します。</p> <p>なお、想定には一定の限界があることに<u>留意します。</u>とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要があります。また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地滑り等によって生じる津波もありうることにも留意します。</p>	複合災害の追記 【防災対策課】								
8	<p>第1 想定地震</p> <p>(2) 想定地震 表 想定地震の一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定地震</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ巨大地震</td> <td> <p>南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 9.0 で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、30 年以内 <u>60～90% 以上または 20～50 パーセント</u> 程度。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。</p> <p><u>※南海トラフ地震の発生確率については、国地震調査委員会がその算出方法を見直したため、複数の計算方法による発生確率を併記しています。</u></p> </td></tr> </tbody> </table>	想定地震	説明	南海トラフ巨大地震	<p>南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 9.0 で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、30 年以内 <u>60～90% 以上または 20～50 パーセント</u> 程度。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。</p> <p><u>※南海トラフ地震の発生確率については、国地震調査委員会がその算出方法を見直したため、複数の計算方法による発生確率を併記しています。</u></p>	<p>第1 想定地震</p> <p>(2) 想定地震 表 想定地震の一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定地震</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ巨大地震</td> <td> <p>南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 9.0 で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、30 年以内 <u>70%～80%</u> 程度。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。</p> </td></tr> </tbody> </table>	想定地震	説明	南海トラフ巨大地震	<p>南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 9.0 で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、30 年以内 <u>70%～80%</u> 程度。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。</p>	国地震調査委員会による 【防災対策課】
想定地震	説明										
南海トラフ巨大地震	<p>南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 9.0 で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、30 年以内 <u>60～90% 以上または 20～50 パーセント</u> 程度。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。</p> <p><u>※南海トラフ地震の発生確率については、国地震調査委員会がその算出方法を見直したため、複数の計算方法による発生確率を併記しています。</u></p>										
想定地震	説明										
南海トラフ巨大地震	<p>南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 9.0 で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、30 年以内 <u>70%～80%</u> 程度。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。</p>										

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後											改正前											修正理由・意見提出課等																																																																																																																									
	(参考) 元禄型関東地震											(参考) 元禄型関東地震																																																																																																																																				
11	<p>相模トラフから房総半島東側を震源域とするモーメントマグニチュード 8.5 の地震です。「首都直下地震対策専門調査会」では、平均発生間隔は 2,300 年程度であり、今後 100 年以内に発生する確率はほとんどないとして検討の対象外としていますが、歴史記録にある既往の最大津波を発生させた地震です。</p> <p>第2 想定結果 表 市内の被害想定調査結果一覧 <u>別紙のとおり</u> 出典：神奈川県地震被害想定調査報告書 <u>(令和7年3月)</u></p>											<p>相模トラフから房総半島東側を震源域とするモーメントマグニチュード 8.5 の地震です。「首都直下地震対策専門調査会」では、平均発生間隔は 2,300 年程度であり、今後 100 年以内に発生する確率はほとんどないとして検討の対象外としていますが、歴史記録にある既往の最大津波を発生させた地震です。</p> <p><u>30年以内の発生確率はほぼ0から6%です。</u></p> <p>第2 想定結果 表 市内の被害想定調査結果一覧 <u>別紙のとおり</u> 出典：神奈川県地震被害想定調査報告書 <u>(平成27年3月)</u></p>																						県 被害想定調査報告書による 【防災対策課】																																																																																																														
12	<p>第3 津波による被害想定結果</p> <p>1 津波による被害 表 市内の津波による被害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">地震想定</th> <th rowspan="2">東海地震</th> <th rowspan="2">大正型 関東地震</th> <th rowspan="2">(参考) 元禄型 関東地震と 国府津 一松田 断層帯 の連動 地震</th> <th rowspan="2">三浦半 島断層 群の 地震</th> <th rowspan="2">都心南 部直下 地震</th> <th rowspan="2">神奈川 県西部 地震</th> <th rowspan="2">南海 トラフ 巨大 地震</th> <th rowspan="2">(参考) 元禄型 関東 地震</th> <th rowspan="2">(参考) 相模ト ラフ 沿いの 最大ク ラスの 地震 (西側 モデ ル)</th> <th rowspan="2">(参考) 慶長型 地震</th> <th rowspan="2">(参考) 明応型 地震</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>地震想定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波</td> <td>人的 被害</td> <td>死者数(人)</td> <td>*</td> <td>240</td> <td>二</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>20</td> <td>*</td> <td>370</td> <td>1,640</td> <td>70</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">被 害</td> <td>建物</td> <td>全壊棟数(棟)</td> <td>20</td> <td>220</td> <td>380</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>330</td> <td>790</td> <td>190</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>半壊棟数(棟)</td> <td>110</td> <td>210</td> <td>250</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>100</td> <td>130</td> <td>190</td> <td>1,130</td> <td>220</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：神奈川県地震被害想定調査報告書 <u>令和7年3月</u></p>											地震想定		東海地震	大正型 関東地震	(参考) 元禄型 関東地震と 国府津 一松田 断層帯 の連動 地震	三浦半 島断層 群の 地震	都心南 部直下 地震	神奈川 県西部 地震	南海 トラフ 巨大 地震	(参考) 元禄型 関東 地震	(参考) 相模ト ラフ 沿いの 最大ク ラスの 地震 (西側 モデ ル)	(参考) 慶長型 地震	(参考) 明応型 地震	項目	地震想定	津波	人的 被害	死者数(人)	*	240	二	0	0	20	*	370	1,640	70	*	被 害	建物	全壊棟数(棟)	20	220	380	*	*	20	20	330	790	190	10	半壊棟数(棟)	110	210	250	*	*	100	130	190	1,130	220	90	<p>第3 津波による被害想定結果</p> <p>1 津波による被害 表 市内の津波による被害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">地震想定</th> <th rowspan="2">東海地震</th> <th rowspan="2">大正型 関東地震</th> <th rowspan="2">(参考) 元禄型 関東地震と 国府津 一松田 断層帯 の連動 地震</th> <th rowspan="2">三浦半 島断層 群の 地震</th> <th rowspan="2">都心南 部直下 地震</th> <th rowspan="2">神奈川 県西部 地震</th> <th rowspan="2">南海 トラフ 巨大 地震</th> <th rowspan="2">(参考) 元禄型 関東 地震</th> <th rowspan="2">(参考) 相模ト ラフ 沿いの 最大ク ラスの 地震 (西側 モデ ル)</th> <th rowspan="2">(参考) 慶長型 地震</th> <th rowspan="2">(参考) 明応型 地震</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>地震想定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波</td> <td>人的 被害</td> <td>死者数(人)</td> <td>*</td> <td>800</td> <td>1,730</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>70</td> <td>*</td> <td>1,410</td> <td>3,670</td> <td>70</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">被 害</td> <td>建物</td> <td>全壊棟数(棟)</td> <td>20</td> <td>410</td> <td>810</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>40</td> <td>30</td> <td>680</td> <td>1,680</td> <td>330</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>半壊棟数(棟)</td> <td>270</td> <td>410</td> <td>380</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>230</td> <td>300</td> <td>320</td> <td>1,490</td> <td>460</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：神奈川県地震被害想定調査報告書 <u>平成27年3月</u></p>											地震想定		東海地震	大正型 関東地震	(参考) 元禄型 関東地震と 国府津 一松田 断層帯 の連動 地震	三浦半 島断層 群の 地震	都心南 部直下 地震	神奈川 県西部 地震	南海 トラフ 巨大 地震	(参考) 元禄型 関東 地震	(参考) 相模ト ラフ 沿いの 最大ク ラスの 地震 (西側 モデ ル)	(参考) 慶長型 地震	(参考) 明応型 地震	項目	地震想定	津波	人的 被害	死者数(人)	*	800	1,730	-	-	70	*	1,410	3,670	70	*	被 害	建物	全壊棟数(棟)	20	410	810	0	-	40	30	680	1,680	330	20	半壊棟数(棟)	270	410	380	0	-	230	300	320	1,490	460	200												県 被害想定調査報告書による 【防災対策課】
地震想定		東海地震	大正型 関東地震	(参考) 元禄型 関東地震と 国府津 一松田 断層帯 の連動 地震	三浦半 島断層 群の 地震	都心南 部直下 地震	神奈川 県西部 地震	南海 トラフ 巨大 地震	(参考) 元禄型 関東 地震	(参考) 相模ト ラフ 沿いの 最大ク ラスの 地震 (西側 モデ ル)	(参考) 慶長型 地震	(参考) 明応型 地震																																																																																																																																				
項目	地震想定																																																																																																																																															
津波	人的 被害	死者数(人)	*	240	二	0	0	20	*	370	1,640	70	*																																																																																																																																			
被 害	建物	全壊棟数(棟)	20	220	380	*	*	20	20	330	790	190	10																																																																																																																																			
	半壊棟数(棟)	110	210	250	*	*	100	130	190	1,130	220	90																																																																																																																																				
地震想定		東海地震	大正型 関東地震	(参考) 元禄型 関東地震と 国府津 一松田 断層帯 の連動 地震	三浦半 島断層 群の 地震	都心南 部直下 地震	神奈川 県西部 地震	南海 トラフ 巨大 地震	(参考) 元禄型 関東 地震	(参考) 相模ト ラフ 沿いの 最大ク ラスの 地震 (西側 モデ ル)	(参考) 慶長型 地震	(参考) 明応型 地震																																																																																																																																				
項目	地震想定																																																																																																																																															
津波	人的 被害	死者数(人)	*	800	1,730	-	-	70	*	1,410	3,670	70	*																																																																																																																																			
被 害	建物	全壊棟数(棟)	20	410	810	0	-	40	30	680	1,680	330	20																																																																																																																																			
	半壊棟数(棟)	270	410	380	0	-	230	300	320	1,490	460	200																																																																																																																																				

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
20	<p>第4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p><u>(15) 関東管区行政評価局</u></p> <p><u>ア 災害時生活支援情報の提供</u></p> <p><u>イ 被災者からの相談に対応する特別行政相談活動の展開</u></p>	<p>第4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p><u>(追加)</u></p>	総務省通知による 【防災対策課】
20	<p>4 指定公共機関</p> <p>(1) 電信電話機関 (<u>NTT東日本(株)</u>神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店)</p>	<p>4 指定公共機関</p> <p>(1) 電信電話機関 (<u>東日本電信電話(株)</u>神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店)</p>	社名等変更 【防災対策課】
22	<p>5 指定地方公共機関等</p> <p>(1) 鉄道機関 (小田急電鉄(株)、<u>(株)小田急箱根</u>、伊豆箱根鉄道(株))</p> <p>(略)</p> <p>(2) バス機関 (箱根登山バス(株)、伊豆箱根バス(株)、神奈川中央交通(株)、<u>富士急モビリティ(株)</u>)</p>	<p>5 指定地方公共機関等</p> <p>(1) 鉄道機関 (小田急電鉄(株)、<u>箱根登山鉄道(株)</u>、伊豆箱根鉄道(株))</p> <p>(略)</p> <p>(2) バス機関 (箱根登山バス(株)、伊豆箱根バス(株)、神奈川中央交通(株)、<u>富士急湘南バス(株)</u>)</p>	社名等変更 【地域交通課】
30	<p>第2章 都市の安全性の向上</p> <p>第4節 津波対策</p> <p>第4 要配慮者の津波避難対策 (ソフト対策)</p> <p>2 個別避難計画の<u>作成</u></p> <p>市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を</p>	<p>第2章 都市の安全性の向上</p> <p>第4節 津波対策</p> <p>第4 要配慮者の津波避難対策 (ソフト対策)</p> <p>2 個別避難計画の<u>策定</u></p> <p>市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を</p>	県 保健福祉事務所より災害対策基本法に合わせた表現の修正 【防災対策課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
33	<p>参考に、避難支援等関係者と連携した、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の<u>作成</u>に努めます。(略)</p> <p>第6節 ライフラインの安全対策</p> <p>第1 上水道</p> <p>市では、配水池等の主要な施設について耐震診断や劣化調査の実施に基づく耐震化対策に努めるとともに、停電時に備え非常用自家用発電設備等の設置を推進します。</p> <p>管路については、<u>被災時に破損等による影響が大きい基幹管路を優先的に耐震化するとともに、適切な維持管理に努めます。</u></p>	<p>参考に、避難支援等関係者と連携した、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の<u>策定</u>に努めます。(略)</p> <p>第6節 ライフラインの安全対策</p> <p>第1 上水道</p> <p>市では、配水池等の主要な施設について耐震診断や劣化調査の実施に基づく耐震化対策に努めるとともに、停電時に備え非常用自家用発電設備等の設置を推進します。</p> <p>管路については、<u>耐震性の向上を図るため重要度の高い管路を優先的に更新するとともに、適切な維持管理に努めます。</u></p>	<p>基幹管路を優先とする表現に改める 【水道整備課】</p>
33	<p>第5 通信サービス</p> <p>通信サービス事業者は、建物や無線鉄塔等の耐震化、中継ケーブルの複数ルート分散、災害対策機器類の配備等を行っています。また、輻輳対策として、<u>NTT東日本(株)</u>は「災害用伝言ダイヤル(171)」「災害用伝言版(web171)」を、携帯電話事業者は「災害用伝言版」を運用することとしています。</p>	<p>第5 通信サービス</p> <p>通信サービス事業者は、建物や無線鉄塔等の耐震化、中継ケーブルの複数ルート分散、災害対策機器類の配備等を行っています。また、輻輳対策として、<u>東日本電信電話(株)</u>は「災害用伝言ダイヤル(171)」「災害用伝言版(web171)」を、携帯電話事業者は「災害用伝言版」を運用することとしています。</p>	<p>社名等変更 【防災対策課】</p>
37	<p>第9節 建築物の安全確保対策</p> <p>第2 既存建築物の耐震性の強化</p> <p>既存建築物の耐震性の強化は貴重な人命を守る上で重要であり、現行の耐震基準以前に建てられた建築物に対しては、その積極的</p>	<p>第9節 建築物の安全確保対策</p> <p>第2 既存建築物の耐震性の強化</p> <p>既存建築物の耐震性の強化は貴重な人命を守る上で重要であり、現行の耐震基準以前に建てられた建築物に対しては、その積極的</p>	<p>小田原市耐震改修促進計画の改定による 【建築指導課】</p>

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
	<p>な推進を図ることが肝要です。</p> <p>市は、県内各自治体や関係団体との連携を図るとともに、「<u>小田原市耐震改修促進計画</u>」に基づき、<u>現行の</u>耐震設計基準によらず建築された建築物について、総合的かつ計画的に既存建築物の耐震化を推進します。</p> <p>(略)</p> <p>エ 耐震診断費補助、耐震改修費補助事業及び<u>除却工事費補助事業</u>を実施し、旧耐震基準の木造住宅の耐震性の向上を積極的に促進します。また、<u>新耐震基準導入以降の木造住宅の耐震性能検証の普及促進</u>にも取り組みます。</p>	<p>な推進を図ることが肝要です。</p> <p>市は、県内各自治体や関係団体との連携を図るとともに、「<u>小田原市耐震改修促進計画（令和4年3月）</u>」に基づき、<u>昭和56年以前に</u>新耐震設計基準によらず建築された建築物について、総合的かつ計画的に既存建築物の耐震化を推進します。</p> <p>(略)</p> <p>エ <u>木造住宅耐震診断費補助、耐震改修費補助事業を実施し、旧耐震基準の木造住宅の耐震性の向上を積極的に促進する</u>とともに、<u>除却工事費についても支援します。</u></p>	
38	<p>第3 既存建築物等の防災対策の推進</p> <p>6 空き家対策</p> <p>空き家を起因とした二次災害が発生するおそれがあるため、空き家化の予防、流通・利活用の促進、適正管理の促進に<u>必要な措置を講じます。</u></p>	<p>第3 既存建築物等の防災対策の推進</p> <p>6 空き家対策</p> <p>空き家を起因とした二次災害が発生するおそれがあるため、<u>空き家の予防、流通・利活用の促進、適正管理の促進により空き家の削減に努めます。</u></p>	文言の修正 【都市政策課】
39	<p>第3章 災害時応急活動事前対策の充実</p> <p>第1節 災害時情報収集・提供体制の拡充</p> <p>第1 災害情報等の収集・災害情報受伝達体制の充実</p> <p>3 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用</p> <p>厚生労働省により、<u>令和7年3月に改修</u>・整備された広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用し、都道府県を超えて医</p>	<p>第3章 災害時応急活動事前対策の充実</p> <p>第1節 災害時情報収集・提供体制の拡充</p> <p>第1 灾害情報等の収集・災害情報受伝達体制の充実</p> <p>3 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用</p> <p>厚生労働省により、<u>平成26年8月に回収</u>・整備された広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用し、都道府県を超えて医</p>	県 保健福祉事務所より EMISの大規模改修に伴う修正等 【防災対策課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
	<p>療機関の稼働状況などの災害医療にかかる情報を共有し、被災地域で迅速かつ適切に医療救護に関する情報を集約・提供することで他機関との円滑な連携を図ります。</p> <p>今後は、他システムとの連携等により、より高度な活用を図ります。</p> <p><u>また、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について（令和6年11月6日改正）」に基づき、災害時情報共有システムにより福祉施設に関する情報の収集・共有を図ります。</u></p>	<p>療機関の稼働状況などの災害医療にかかる情報を共有し、被災地域で迅速かつ適切に医療救護に関する情報を集約・提供することで他機関との円滑な連携を図ります。</p> <p>今後は、他システムとの連携等により、より高度な活用を図ります。</p> <p><u>(追加)</u></p>	
40	<p>第2 被災者支援</p> <p>市は、被災者を支援するため、災害発生後の時間経過に応じた情報の収集、提供を行う体制の整備に努めます。</p> <p>なお、支援情報は、防災行政無線等の伝達手段によるほか、報道機関の協力を得て的確に提供するよう努めます。その際、情報通信技術の発達を踏まえ、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、<u>防災アプリ</u>、<u>X</u>（市政情報アカウント）、LINE（小田原公式アカウント）など、I C Tの防災施策への積極的な活用を図り、要配慮者、災害による孤立化する危険のある地域の被災者、避難所以外で避難生活を送る避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者にも配慮した提供方法とするよう努めます。</p> <p>（略）</p>	<p>第2 被災者支援</p> <p>市は、被災者を支援するため、災害発生後の時間経過に応じた情報の収集、提供を行う体制の整備に努めます。</p> <p>なお、支援情報は、防災行政無線等の伝達手段によるほか、報道機関の協力を得て的確に提供するよう努めます。その際、情報通信技術の発達を踏まえ、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、<u>ツイッター</u>（市政情報アカウント）、LINE（小田原公式アカウント）など、I C Tの防災施策への積極的な活用を図り、要配慮者、災害による孤立化する危険のある地域の被災者、避難所以外で避難生活を送る避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者にも配慮した提供方法とするよう努めます。</p> <p>（略）</p>	文言の修正 【防災対策課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
46	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ：https://www.city.odawara.kanagawa.jp/ <u>・おだわら防災ナビ（防災アプリ）（追加）</u> ・おだわらメールマガジン（防災メール） ・<u>X</u>（市政情報アカウント）：<code>@Odawara_City</code> <p>第3節 救助・救急、消火活動体制の充実 第3 消防力の充実強化 <u>4 消防通信施設</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ：https://www.city.odawara.kanagawa.jp/ ・おだわらメールマガジン（防災メール） ・<u>ツイッター</u>（市政情報アカウント）：<code>@Odawara_City</code> <p>第3節 救助・救急、消火活動体制の充実 第3 消防力の充実強化 <u>4 消防通信指令施設</u></p>	「消防通信施設」へ用語統一 【警防計画課】
48	<p>第5節 避難対策 <u>第2 避難所の機能強化及び生活環境の整備</u> <u>3 避難所では、避難者数等の避難所情報について状況を把握するとともに、食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布やその他、避難者に対して必要な情報や保健医療サービス及び福祉サービス等の提供ができる体制と環境の整備を図ります。</u></p>	<p>第5節 避難対策 第2 避難所の機能強化 <u>3 追加</u></p>	災害対策基本法による 【防災対策課】
50	<p>第7 帰宅困難者対策 2 帰宅困難者への支援対策 (1) 避難場所の確保及び避難誘導体制の検討 市は、帰宅困難者が一時的に滞在する避難場所の確保について、<u>商業や観光分野などの関係機関、団体と</u>検討するとともに、鉄道事業者、県警察、事業所、自治会等と協力して帰宅困難者の誘導体制を構築します。</p>	<p>第7 帰宅困難者対策 2 帰宅困難者への支援対策 (1) 避難場所の確保及び避難誘導体制の検討 市は、帰宅困難者が一時的に滞在する避難場所の確保について検討するとともに、鉄道事業者、県警察、事業所、自治会等と協力して帰宅困難者の誘導体制を構築します。</p>	観光・商業関係の追記 【防災対策課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
50	<p>第9 ペット対策</p> <p>飼主不明・飼育困難なペットの保護・収容は、県や県獣医師会<u>などで構成される動物救護本部が県や保健所設置市、県獣医師会、関連大学などで構成される</u>仮設動物救護センターを設置して対応しますが、動物救護センターが稼働し始めるまでの対応については、市が（公社）神奈川県獣医師会西湘支部と協議し決定します。</p>	<p>第9 ペット対策</p> <p>飼主不明・飼育困難なペットの保護・収容は、県や県獣医師会が<u>窓口となり、発災時に仮設</u>動物救護センターを設置して対応しますが、動物救護センターが稼働し始めるまでの対応については、市が（公社）神奈川県獣医師会西湘支部と協議し決定します。</p>	県 保健福祉事務所より表現の修正 【防災対策課】
50	<p>第12 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援体制</p> <p><u>避難所に滞在することができない被災者についても、情報を把握するとともに、被災者に対して必要な情報や保健医療サービス及び福祉サービス等の提供ができる体制の整備を図ります</u></p>	<p>第12 追加</p>	災害対策基本法による 【防災対策課】
51	<p>第6節 配慮者に対する対策</p> <p>近年の災害では、<u>高齢者など</u>情報の入手や自力での避難が困難な要配慮者の犠牲者が多くなっています。要配慮者の被害を最小限にとどめるため、市は、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めます。</p>	<p>第6節 配慮者に対する対策</p> <p>近年の災害では、情報の入手や自力での避難が困難な要配慮者の犠牲者が多くなっています。要配慮者の被害を最小限にとどめるため、市は、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めます。</p>	高齢者の追記 【防災対策課】
60	<p>第11節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策</p> <p>第2 車両及び燃料の調達・確保</p> <p>1 車両の調達・確保</p> <p>（2）民間企業及び県への要請</p> <p>（略）</p>	<p>第11節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策</p> <p>第2 車両及び燃料の調達・確保</p> <p>1 車両の調達・確保</p> <p>（2）民間企業及び県への要請</p> <p>（略）</p>	資料についての修正 【防災対策課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
63	<p>◆協定3-1：災害時におけるLPG（液化石油ガス）及び器具の調達に関する協定書（（公社）神奈川県LPガス協会小田原支部） <u>（削除）◆協定3-2</u></p> <p>◆協定3-3：災害における情報の提供及び応急物資等の供給に関する協定書（小田原ガス株式会社等）</p> <p>◆協定9-2：災害時における地域支援の協力に関する協定（株式会社ジェイコム湘南・神奈川）</p> <p>（3）燃料の確保</p> <p>市は、ガソリン、重油、軽油等の燃料供給に関し、関係団体との協力体制の構築を進める等、優先的確保に努めます。</p> <p><u>◆協定3-2：災害時における燃料の調達に関する協定書</u></p>	<p>◆協定3-1：災害時におけるLPG（液化石油ガス）及び器具の調達に関する協定書（（公社）神奈川県LPガス協会小田原支部）</p> <p><u>◆協定3-2：災害時における燃料の調達に関する協定書（神奈川県石油商業協同組合小田原支部）</u></p> <p>◆協定3-3：災害における情報の提供及び応急物資等の供給に関する協定書（小田原ガス株式会社等）</p> <p>◆協定9-2：災害時における地域支援の協力に関する協定（株式会社ジェイコム湘南・神奈川）</p> <p>（3）燃料の確保</p> <p>市は、ガソリン、重油、軽油等の燃料供給に関し、関係団体との協力体制の構築を進める等、優先的確保に努めます。</p> <p><u>（追加）</u></p>	
63	<p>第13節 ライフラインの応急復旧対策</p> <p>第2 下水道</p> <p>応急復旧を円滑に進めるために、非常用発電機や非常用エンジンポンプなど応急復旧用資機材の備蓄を図ります。また、災害時の所用人員<u>の確保や資機材の配置については、災害応急復旧工事等に関する組合や協会などとの協定に基づき、体制強化に努めます。</u></p>	<p>第13節 ライフラインの応急復旧対策</p> <p>第2 下水道</p> <p>応急復旧を円滑に進めるために、非常用発電機や非常用エンジンポンプなど応急復旧用資機材の備蓄を図ります。また、災害時の所用人員や<u>資機材を補うために、組合や協会などと協定を締結しています。資機材の配置や人員の動きについては、適宜マニュアルを見直し、</u>体制強化に努めています。</p>	表現の修正 【下水道整備課】
63	<p>第5 通信サービス</p> <p><u>NTT東日本(株)</u>は、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配</p>	<p>第5 通信サービス</p> <p><u>東日本電信電話(株)</u>は、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を</p>	社名等変更 【防災対策課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
72	<p>備するとともに、移動電源車、移動無線者等の配備を行うとともに、災害時には、行政側にて避難場所に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置して、被災者等の通信確保に努めるものとします。また、利用の際は、<u>NTT東日本(株)</u>神奈川事業部に利用を開始した設置場所等情報を通知します。</p> <p>（略）</p> <p>また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、輻輳した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できるよう、<u>NTT東日本(株)</u>は「災害用伝言ダイヤル（171）」や「災害用伝言版（web171）」を、携帯電話事業者は「災害用伝言版」の運用を開始します。</p> <p>第17節 防災知識の普及</p> <p>第1 市民等に対する防災知識の普及</p> <p>4 市民の心得</p> <p>（2）災害時の心得</p> <p>才 安否確認等は、<u>NTT東日本(株)</u>の「災害用伝言ダイヤル（171）」や「災害用伝言版（web171）」、携帯電話事業者の「災害用伝言版」等を活用すること。</p>	<p>備するとともに、移動電源車、移動無線者等の配備を行うとともに、災害時には、行政側にて避難場所に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置して、被災者等の通信確保に努めるものとします。また、利用の際は、<u>東日本電信電話(株)</u>神奈川事業部に利用を開始した設置場所等情報を通知します。</p> <p>（略）</p> <p>また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、輻輳した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できるよう、<u>東日本電信電話(株)</u>は「災害用伝言ダイヤル（171）」や「災害用伝言版（web171）」を、携帯電話事業者は「災害用伝言版」の運用を開始します。</p> <p>第17節 防災知識の普及</p> <p>第1 市民等に対する防災知識の普及</p> <p>4 市民の心得</p> <p>（2）災害時の心得</p> <p>才 安否確認等は、<u>東日本電信電話(株)</u>の「災害用伝言ダイヤル（171）」や「災害用伝言版（web171）」、携帯電話事業者の「災害用伝言版」等を活用すること。</p>	社名等変更 【防災対策課】
78	<p>第4章 災害時の応急活動対策</p> <p>第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置</p> <p>第1 地震及び津波に関する情報の収集・伝達</p> <p>4 大津波警報・津波警報・注意報の受伝達</p>	<p>第4章 災害時の応急活動対策</p> <p>第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置</p> <p>第1 地震及び津波に関する情報の収集・伝達</p> <p>4 大津波警報・津波警報・注意報の受伝達</p>	小田原市の海岸法に関する陸閘等の操作規程等において、従事

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
79	<p>(3) 大津波警報・津波警報・注意報等伝達要領</p> <p>ア 海面監視及び報道の聴取</p> <p>地震を感じた時、又は大津波警報・津波警報・注意報等の情報を入手した時は、<u>海面状態の監視態勢をとり安全を確保した上で、</u>当該地震又は津波に関する情報の入手に努めます。</p> <p>なお、海面状態の監視は、市消防職員及び漁業関係者が行います。</p> <p>第2 災害対策本部等の設置</p> <p>1 災害対策本部の設置</p> <p>(2) 災害対策本部の設置基準</p> <p><市災害対策本部の設置基準></p> <ul style="list-style-type: none"> 市内数地域で災害が発生し、又は災害が発生するおそれが高い時。 <u>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>が発表されたとき。 市内で気象庁発表による震度5弱以上の地震があったとき。 市内に大津波警報が発表されたとき。 その他の状況により、市長が配備を指示したとき。 	<p>(3) 大津波警報・津波警報・注意報等伝達要領</p> <p>ア 海面監視及び報道の聴取</p> <p>地震を感じた時、又は大津波警報・津波警報・注意報等の情報を入手した時は、<u>直ちに海面状態を監視するとともに、</u>当該地震又は津波に関する情報の入手に努めます。</p> <p>なお、海面状態の監視は、市消防職員及び漁業関係者が行います。</p> <p>第2 災害対策本部等の設置</p> <p>1 災害対策本部の設置</p> <p>(2) 災害対策本部の設置基準</p> <p><市災害対策本部の設置基準></p> <ul style="list-style-type: none"> 市内数地域で災害が発生し、又は災害が発生するおそれが高い時。 <u>・南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u>が発表されたとき 市内で気象庁発表による震度5弱以上の地震があったとき。 市内に大津波警報が発表されたとき。 その他の状況により、市長が配備を指示したとき。 	<p>者の安全確保が明記されていることから追記 【警防計画課】</p> <p>文言の修正 【防災対策課】</p>
82	<p>第4 被害情報の収集・伝達</p> <p>3 被害状況及び災害情報の報告</p> <p>(2) 情報の収集・報告の手段</p> <p>イ <u>有線</u>が途絶した場合は、防災行政無線、消防無線、県防災行</p>	<p>第4 被害情報の収集・伝達</p> <p>3 被害状況及び災害情報の報告</p> <p>(2) 情報の収集・報告の手段</p> <p>イ 郵船が途絶した場合は、防災行政無線、<u>水道無線</u>、消防無線、</p>	<p>「水道無線」廃止済のため削除 【経営総務課・水道整備課・上</p>

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
86	<p>政通信網、警察無線、アマチュア無線又はその他の無線を利用します。</p> <p>第6 通信の運用</p> <p>2 無線通信</p> <p><u>(削除) ※以下順番ずれ</u></p> <p>(略)</p> <p>◆資料 3-14：防災行政無線</p> <p><u>(削除) ◆資料 3-15</u></p> <p>◆資料 3-16：県防災行政通信網設備一覧表（小田原市）</p> <p>◆資料 3-17：小田原市役所アマチュア無線クラブ班通信施設</p> <p>◆資料 8-1：災害時における非常通信の協力に関する協定書（尊徳アマチュア無線クラブ）</p> <p>◆資料 8-2：災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定書（一般社団法人神奈川県タクシー協会小田原支部）</p> <p>◆資料 8-3：災害時における漁業用無線通信等の協力に関する協定書（小田原市漁業協同組合）</p> <p>◆資料 8-4：災害時における放送等に関する協定（株式会社ジェイコム湘南・神奈川）</p> <p>◆資料 8-8：災害時緊急放送（FM ラジオ）の協力に関する協定書（FM 小田原株式会社）</p>	<p>県防災行政通信網、警察無線、アマチュア無線又はその他の無線を利用します。</p> <p>第6 通信の運用</p> <p>2 無線通信</p> <p><u>(3) 水道無線</u></p> <p><u>水道無線の運用については、「小田原市水道事業用無線電話取扱要綱」に基づき行います。</u></p> <p>(略)</p> <p>◆資料 3-14：防災行政無線</p> <p><u>◆資料 3-15：水道無線電話装置配備状況</u></p> <p>◆資料 3-16：県防災行政通信網設備一覧表（小田原市）</p> <p>◆資料 3-17：小田原市役所アマチュア無線クラブ班通信施設</p> <p>◆資料 8-1：災害時における非常通信の協力に関する協定書（尊徳アマチュア無線クラブ）</p> <p>◆資料 8-2：災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定書（一般社団法人神奈川県タクシー協会小田原支部）</p> <p>◆資料 8-3：災害時における漁業用無線通信等の協力に関する協定書（小田原市漁業協同組合）</p> <p>◆資料 8-4：災害時における放送等に関する協定（株式会社ジェイコム湘南・神奈川）</p> <p>◆資料 8-8：災害時緊急放送（FM ラジオ）の協力に関する協定書（FM 小田原株式会社）</p>	<p>水管理課】</p> <p>水道無線は廃止済のため削除</p> <p>【経営総務課・水道整備課・上水管理課】</p>

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
86	<p>4 その他通信施設の運用</p> <p>(2) タクシー無線</p> <p>災害の状況により、「災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定」に基づき、<u>一般社団法人</u>神奈川県タクシー協会小田原支部に対し災害情報の収集・提供の協力を要請します。</p>	<p>4 その他通信施設の運用</p> <p>(2) タクシー無線</p> <p>災害の状況により、「災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定」に基づき、<u>社団法人</u>神奈川県タクシー協会小田原支部に対し災害情報の収集・提供の協力を要請します。</p>	社名変更 【地域交通課】
89	<p>第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動</p> <p>第1 救助・救急、消火活動</p> <p>2 消火活動</p> <p>(2) 初動体制の確立</p> <p>ア 消防部の措置等</p> <p>(ウ) 被害状況の確認</p> <p>各署所の職員に指示し、署所周辺の被害状況、防潮扉の閉鎖措置等について報告させます。</p>	<p>第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動</p> <p>第1 救助・救急、消火活動</p> <p>2 消火活動</p> <p>(2) 初動体制の確立</p> <p>ア 消防部の措置等</p> <p>(ウ) 被害状況の確認</p> <p>各署所の職員に指示し、署所周辺の被害状況、<u>海面監視</u>、防潮扉の閉鎖措置等について報告させます。</p>	初動時に海岸監視は行わないため削除 【警防計画課】
92	<p>第2 医療救護活動</p> <p>3 救急医療活動</p> <p>(2) 広域災害救急医療情報システム（EMI S）の活用</p> <p>県内の災害拠点病院間の情報収集・提供については、「<u>広域災害救急医療情報システム</u>」により行い、その情報内容は次のとおりとします。</p> <p>ア 医療機関状況</p> <p><u>(削除) 救護所状況 ※以下順番ずれ</u></p>	<p>第2 医療救護活動</p> <p>3 救急医療活動</p> <p>(2) 広域災害救急医療情報システム（EMI S）の活用</p> <p>県内の災害拠点病院間の情報収集・提供については、「<u>広域災害・救急医療情報システム</u>」により行い、その情報内容は次のとおりとします。</p> <p>ア 医療機関状況</p> <p><u>イ 救護所状況</u></p>	県保健福祉事務所より、用語の統一及びEMI S改修に伴い、EMI Sでの救護所状況の確認ができなくなつたため情報内容

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
	<p><u>イ</u> 患者転送要請 <u>ウ</u> 衣料品備蓄状況 <u>エ</u> ライフライン等状況 <u>オ</u> 受入患者数 <u>カ</u> 医師等派遣要請・提供</p> <p>6 医薬品等の調達 医療及び助産に必要な<u>医薬品</u>、<u>医療機器</u>を緊急に必要とする場合は、医薬品等の調達に関する協定及び災害用医薬品の確保及び搬出に関する協定により調達します。なお、不足が生じたときは、県及び関係機関に応援を要請します。</p>	<p>ウ 患者転送要請 エ 衣料品備蓄状況 オ ライフライン等状況 カ 受入患者数 キ 医師等派遣要請・提供</p> <p>6 医療器材の調達 医療及び助産に必要な<u>薬品</u>、<u>医療器材</u>を緊急に必要とする場合は、医薬品等の調達に関する協定及び災害用医薬品の確保及び搬出に関する協定により調達します。なお、不足が生じたときは、県及び関係機関に応援を要請します。</p>	の修正 【防災対策課】
93	<p>第3節 避難対策 第3 広域避難所の運営 2 広域避難所における時期別の課題等 (1) 初動期（1日～3日） キ 水洗トイレの使用可否の確認と代替措置の実施 (ア) 停電、断水、排水管や<u>下水道管</u>、浄化槽の損傷の状況により、校舎等の水洗トイレが使用できるか市災害対策本部へ確認します。</p>	<p>第3節 避難対策 第3 広域避難所の運営 2 広域避難所における時期別の課題等 (3) 初動期（1日～3日） キ 水洗トイレの使用可否の確認と代替措置の実施 (ア) 停電、断水、排水管や<u>下水管</u>、浄化槽の損傷の状況により、校舎等の水洗トイレが使用できるか市災害対策本部へ確認します。</p>	県保健福祉事務所より医薬品・医療機器・衛生材料のみ対応可 【防災対策課】
100	<p>3 ペット対策 避難所でのペットの受入れは、各広域避難所運営委員会で市「避</p>	<p>3 ペット対策 避難所でのペットの受入れは、各広域避難所運営委員会で市「避</p>	文言の修正 【下水道整備課】
102			県保健福祉事務所より表現の修

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
	<p>難所・避難場所におけるペットの受け入れガイドライン」に基づいて実施します。各広域避難所で対応できなくなった場合、市は小田原獣医師会及び神奈川県獣医師会西湘支部へ応援依頼します。</p> <p>また、飼養者不明ペットの取扱については、<u>県や県獣医師会など</u>で構成される動物救護本部が、<u>県や保健所設置市、県獣医師会、関連大学などで構成される動物救護センターを設置して受け入れを行います。</u></p>	<p>難所・避難場所におけるペットの受け入れガイドライン」に基づいて実施します。各広域避難所で対応できなくなった場合、市は小田原獣医師会及び神奈川県獣医師会西湘支部へ応援依頼します。</p> <p>また、飼養者不明ペットの取扱については、<u>県が主体となって対応するため、県や県獣医師会が窓口となり、仮設動物救護センターが受入れを行います。</u></p>	正 【防災対策課】
106	<p>第7 要配慮者対策</p> <p>2 避難生活への対応</p> <p>(4) 避難所における要配慮者への支援</p> <p>市は、県保健福祉事務所等の関係機関と<u>連携し</u>各種の福祉相談に応じ情報提供を行う等、要配慮者の生活支援を行います。</p> <p>(5) 福祉施設への収</p> <p>(略)</p> <p>なお、<u>メンタルケア等については保健福祉事務所に、入浴サービス等は市内の民間社会福祉施設の協力を働きかけます。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第7 要配慮者対策</p> <p>2 避難生活への対応</p> <p>(4) 避難所における要配慮者への支援</p> <p>市は、県保健福祉事務所等の関係機関と<u>ともに</u>各種の福祉相談に応じ情報提供を行う等、要配慮者の生活支援を行います。</p> <p>(5) 福祉施設への収</p> <p>(略)</p> <p>なお、<u>メンタルケア、入浴サービス等の専門的な支援については、県保健福祉事務所及び市内の民間社会福祉施設の協力を働きかけます。</u>(略)</p>	県保健福祉事務所より表現の修正 【防災対策課】
108	<p>第4節 保健衛生、災害時の廃棄物等の処理、遺体の取扱い等に関する活動</p> <p>第1 保健衛生</p>	<p>第4節 保健衛生、災害時の廃棄物等の処理、遺体の取扱い等に関する活動</p> <p>第1 保健衛生</p>	新規項目追加 【健康づくり課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
108	<p>2 保健師活動</p> <p><u>平時において分散配置されている保健師は、救護班として「小田原市災害時の保健師活動マニュアル」に基づき、仮設救護所や広域避難所等の市民の健康管理に努めます。</u></p> <p>3 防疫対策</p> <p>(2) 実施方法</p> <p>ウ ねずみ族、昆虫の駆除</p> <p><u>(ア)市は、ねずみ族、昆虫の駆除を実施するにあたって、必要に応じて県に相談を行います。</u></p>	<p>2 追加、以降項番ずれ</p> <p>3 防疫対策</p> <p>(2) 実施方法</p> <p>ウ ねずみ族、昆虫の駆除</p> <p><u>(ア)ねずみ族、昆虫の駆除については、県の指示により、法令の定めるところに実施します。</u></p>	県保健福祉事務所より表現の修正 【防災対策課】
109	<p>(4) 感染症対策</p> <p>ア 感染症患者等の<u>対応</u></p> <p><u>県は、一類感染症（ペスト等）及び二類感染症（結核等）、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢等）又は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該患者及び無症状病原体保有者に対し、医師の健康診断の受診について勧告や就業制限に係る通知等を行います。</u></p> <p><u>また、一類感染症（ペスト等）及び二類感染症（結核等）、又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該患者に対し、感染症指定医療機関等に入院すべきことを勧告等します。</u></p>	<p>(4) 感染症対策</p> <p>ア 感染症患者の治療</p> <p><u>県は、一類感染症（ペスト等）及び二類感染症（結核等）又は、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該患者を感染症指定医療機関等に入院させるべきことを勧告等します。また、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢等）のまん延を防止するために必要があるときは、当該患者及び無症状病原体保有者に対し、医師の健康診断の受診について勧告等を実施します。</u></p>	県保健福祉事務所より文言・表現の修正 【防災対策課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
110	<p>第2 災害時の廃棄物等の処理</p> <p>2 し尿の収集・処理に関する基本方針</p> <p>ア 通常時の収集・処理体制を基本として、委託収集業者が収集し、希釈処理後、公共下水道に放流します。</p> <p>イ 災害対策として設置した仮設トイレからの収集及び通常時にし尿・浄化槽汚泥の収集を行っている一般家庭・事業所等からの収集・処理は、<u>委託収集業者</u>が収集し、処理を行います。</p>	<p>第2 災害時の廃棄物等の処理</p> <p>2 し尿の収集・処理に関する基本方針</p> <p>ア 通常時の収集・処理体制を基本として、委託収集業者が収集を行い、希釈処理後、公共下水道に放流します。</p> <p>イ 災害対策として設置した仮設トイレからの収集及び通常時にし尿・浄化槽汚泥の収集を行っている一般家庭・事業所等からの収集・処理は、<u>委託業者</u>が収集し、処理を行います。</p>	表現の修正 【給排水業務課】
111	<p>第3 遺体の取扱い等</p> <p>災害による行方不明者の搜索及び遺体の収容、<u>取扱い</u>について、次の方により実施します。</p>	<p>第3 遺体の取扱い等</p> <p>災害による行方不明者の搜索及び遺体の収容、<u>扱い</u>について、次の方により実施します。</p>	文言の修正 【保険課】
112	<p>6 遺族への対応</p> <p>遺体確認の結果、身寄りのない遺族として年少の未成年のみとなつた場合、障がい者のみとなつた場合、高齢者のみとなつた場合、また外国人旅行者のみとなる場合等が考えられます。</p> <p>これらに該当する遺族を含め、遺族に<u>対して</u>、市は関係機関等と連携を取り、対応します。</p>	<p>6 遺族への対応</p> <p>遺体確認の結果、身寄りのない遺族として年少の未成年のみとなつた場合、障がい者のみとなつた場合、高齢者のみとなつた場合、また外国人旅行者のみとなる場合等が考えられます。</p> <p>これらに該当する遺族を含め、遺族に<u>対しまして</u>、市は関係機関等と連携を取り、対応します。</p>	文言の修正 【保険課】
114	<p>第5節 食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動</p> <p>第2 飲料水及び生活用水の確保・供給</p> <p>市の災害時における応急給水は、次の計画により実施します。</p> <p>なお、この計画の詳細については、<u>上下水道施設震災対策計画</u>及</p>	<p>第5節 食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動</p> <p>第2 飲料水及び生活用水の確保・供給</p> <p>市の災害時における応急給水は、次の計画により実施します。</p> <p>なお、この計画の詳細については、<u>「水道施設震災対策計画」</u>及</p>	文言等の修正 【給排水業務課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
120	<p>び防災・被災対策実施要領によるものとします。 (略)</p> <p>3 飲料水の確保</p> <p>飲料水は、上水道施設、飲料水兼用耐震性貯水槽、応急給水口<u>の</u> <u>ほか流通備蓄等</u>により確保します。</p> <p>4 被災者への給水方法</p> <p><u>ア 飲料水兼用耐震性貯水槽、緊急遮断弁付受水槽、井戸、プール、保存水等の水は、自主防災組織を通じて被災者に供給します。</u></p> <p><u>イ 飲料水の水は、応急給水用タンク及び非常用飲料水袋等により、【資料 6-11】に示す給水場所において被災者に供給します。</u> <u>また、広域避難所においては、応急給水口からの水も活用します。</u></p> <p>第6節 文教対策</p> <p>第6 保育所等における応急対策</p> <p>1 児童の保護対策</p> <p>保育所、<u>認定こども園</u>、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室（以下「保育所等」という。）は、本節「第2 児童生徒等保護対策」に準じて、児童の避難・誘導・保護を実施します。</p>	<p>び防災・被災対策実施要領によるものとします。 (略)</p> <p>3 飲料水の確保</p> <p>飲料水は、上水道施設、飲料水兼用耐震性貯水槽、応急給水口により確保します。</p> <p>4 被災者への給水方法</p> <p><u>ア 上水道の水は、給水車、応急給水用タンク及び非常用飲料水袋等により、【資料 6-11】に示す給水場所において被災者に供給します。また、広域避難所においては、応急給水口からの水も活用します。</u></p> <p><u>イ 飲料水兼用耐震性貯水槽、緊急遮断弁付受水槽、井戸、プール等の水は、自主防災組織を通じて被災者に供給します。</u></p> <p>第6節 文教対策</p> <p>第6 保育所等における応急対策</p> <p>1 児童の保護対策</p> <p>保育所、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室（以下「保育所等」という。）は、本節「第2 児童生徒等保護対策」に準じて、児童の避難・誘導・保護を実施します。</p>	たちばなこども園設置のため 【保育課】
128	<p>第9節 ライフラインの応急復旧活動</p> <p>第1 上水道施設</p> <p>市の災害時における水道管及び浄水場、配水池等の施設（以下、</p>	<p>第9節 ライフラインの応急復旧活動</p> <p>第1 上水道施設</p> <p>市の災害時における水道管及び浄水場、配水池等の施設（以下、</p>	上下水道を統一した記載とする修正

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
128	<p>「市水道施設」という。)の復旧は、次のとおり実施します。</p> <p>1 上水道施設の応急復旧対策</p> <p>市は、災害が発生した場合、速やかに被害状況等を把握して作業体制を確立し、応急復旧を行います。</p> <p>ア 要員の確保</p> <p>市は、緊急時の配備体制により要員の確保を図るとともに、協定等に基づき組合や協会などへ応援要請します。</p> <p>イ 応急復旧用資機材等の確保</p> <p>応急復旧工事に必要な資材の調達、工事の実施等については、協定等に基づき組合や協会などへ応援要請します。</p> <p>2 応急復旧計画の策定</p> <p>市は、水道施設について、次の事項等を基準として被害状況等に応じた復旧計画を速やかに策定します。</p> <p>ア 応急復旧の緊急度及び工法</p> <p>イ 復旧資材及び作業員の確保</p> <p>ウ 設計及び監督技術者の確保</p> <p>エ 復旧財源の措置</p> <p>3 市民等への周知</p> <p>市は、施設の被害状況及び復旧見込み等について、市民及び関係機関に対して、速やかに周知します。</p> <p>第2 下水道施設</p> <p>市の災害時における汚水管きよ及びポンプ場施設(以下、「下水道施設」という。)の復旧は、次のとおり実施します。</p>	<p>「市水道施設」という。)の復旧は、次の計画により実施します。</p> <p>1 市民及び関係機関への周知</p> <p>市は、市水道施設の破損等により、給水を停止する場合、又は断水のおそれが生じたときは、市民、県及び関係機関等に対して、影響区域や復旧期についても速やかに周知します。</p> <p>2 上水道施設の応急復旧</p> <p>市は、発災後速やかに被害状況等を把握して作業体制を確立し、市水道施設の応急復旧を行います。</p> <p>ア あらかじめ定められた計画により、要員を確保し、市水道施設の復旧を速やかに行います。</p> <p>イ 応急復旧工事に必要な資材の調達、工事の実施等については、協定等に基づき、他の事業者、工事業者等へ協力を要請します。</p> <p>ウ 被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、導送配水系統を考慮した復旧計画を定めます。</p> <p>エ 導送配水管等の復旧について、水源から浄水場及び配水池に至る導送水管を優先し、次に防災上重要な施設への配水管等を順次復旧します。</p> <p>オ 応急復旧を迅速に行うため、状況によって仮設配水管を設置するとともに、必要に応じて、消火栓を併設します。</p> <p>第2 下水道施設</p> <p>市の災害時における汚水管きよ及びポンプ場施設(以下、「下水道施設」という。)の復旧は、次のとおり実施します。</p>	【水道整備課・下水道整備課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
	<p>1 下水道施設の応急復旧対策</p> <p>市は、災害が発生した場合、被災状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に支障のあるものについては応急復旧を行います。</p> <p>ア 要員の確保</p> <p>市は、緊急時の配備体制により要員の確保を図るとともに、協定等に基づき組合や協会などへ応援要請します。</p> <p>イ 応急復旧用資機材等の確保</p> <p>応急復旧工事に必要な資材の調達、工事の実施等については、協定等に基づき組合や協会などへ応援要請します。</p> <p>2 応急復旧計画の策定</p> <p>市は、下水道施設について、次の事項等を基準として被害状況等に応じた復旧計画を速やかに策定します。</p> <p>ア 応急復旧の緊急度及び工法</p> <p>イ 復旧資材及び作業員の確保</p> <p>ウ 設計及び監督技術者の確保</p> <p>エ 復旧財源の措置</p> <p>3 市民等への周知</p> <p>市は、施設の被害状況及び復旧見込み等について、市民及び関係機関に対して、速やかに周知します。</p> <p>◆協定5-1：災害応急復旧工事等に関する業務協定書（小田原市土木建設協同組合等）</p> <p>◆協定5-2：災害応急復旧工事等に関する業務協定書（小田原市</p>	<p>1 実施機関</p> <p>下水道施設の応急対策については、市が実施します。</p> <p>2 下水道施設応急対策</p> <p>市は、災害が発生した場合、被災状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に支障のあるものについては応急復旧を行うとともに、二次災害の防止措置を講じるため、施工中の現場は即時中止させる等適切な措置を講じます。</p> <p>（1）要員の確保</p> <p>市は、緊急時の配備体制により要員の確保を図るとともに、協定等に基づき組合や協会などへ応援要請します。</p> <p>（2）応急対策用資機材等の確保</p> <p>市は、施設の実情に即して、応急対策用資機材及び自家発電設備用の燃料の確保に努めるとともに、協定等に基づき組合や協会などへ応援要請します。</p> <p>3 復旧計画の策定</p> <p>市は、下水道施設について、次の事項等を基準として被害状況等に応じた復旧計画を速やかに策定します。</p> <p>ア 応急復旧の緊急度及び工法</p> <p>イ 復旧資材及び作業員の確保</p> <p>ウ 設計及び監督技術者の確保</p> <p>エ 復旧財源の措置</p> <p>4 広報</p> <p>市は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、</p>	

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
141	<p>管工事協同組合等)</p> <p>◆協定 5-19 : 災害時における復旧支援協力に関する協定 ((公社)日本下水道管路管理業協会)</p> <p>◆協定 6-1: 地震等災害時における物件の供給に関する協定書(県内・都内・埼玉県内業者)</p> <p><u>◆協定 6-2 : 災害時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定書 ((公社) 全国上下水道コンサルタント協会関東支部)</u></p> <p>第15節 津波対策</p> <p>第2 避難対策</p> <p>2 避難指示</p> <p>(1) 避難指示</p> <p>本市では、原則として、気象庁が津波警報又は大津波警報が発表された場合に避難指示を<u>発令するとともに、注意喚起を行います。</u> <u>避難対象区域は、津波警報・大津波警報発表時に気象庁が発表する津波の高さに応じて、次のとおりとします。</u></p>	<p><u>市民 (利用者) の不安解消に努めます。</u></p> <p>◆協定 5-1 : 災害応急復旧工事等に関する業務協定書 (小田原市土木建設協同組合等)</p> <p>◆協定 5-2 : 災害応急復旧工事等に関する業務協定書 (小田原市管工事協同組合等)</p> <p>◆協定 5-19 : 災害時における復旧支援協力に関する協定 ((公社)日本下水道管路管理業協会)</p> <p>◆協定 6-1: 地震等災害時における物件の供給に関する協定書(県内・都内・埼玉県内業者)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第15節 津波対策</p> <p>第2 避難対策</p> <p>2 避難指示</p> <p>(1) 避難指示</p> <p>本市では、原則として、気象庁が津波警報又は大津波警報が発表された場合に避難指示を<u>発令します。また、気象庁からの情報や津波の到達状況などから、津波注意報が発表された場合でも避難指示を発令する場合があります。</u></p>	【防災対策課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後			改正前	修正理由・意見提出課等												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>発表される津波の高さ</th><th>避難対象区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td><td>10m超 (10m < 予想高さ)</td><td>江之浦・根府川・米神・石橋・早川のJR線より南側の地域 浜町2~4丁目、中町3丁目、南町2~4丁目、本町3~4丁目、東町1~2丁目、東町4~5丁目、西酒匂1~2丁目、酒匂2~5丁目、小八幡1~3丁目、国府津1~4丁目、国府津の森戸川(天神橋~富士見橋)流域</td></tr> <tr> <td>10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)</td><td>前川・羽根尾・中村原のJR線より南側の地域及び中村川流域の一部(中村原第4公園より下流)</td></tr> <tr> <td>5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)</td><td>海岸、漁港、河口の周辺</td></tr> <tr> <td>津波警報</td><td>3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	種類	発表される津波の高さ	避難対象区域	大津波警報	10m超 (10m < 予想高さ)	江之浦・根府川・米神・石橋・早川のJR線より南側の地域 浜町2~4丁目、中町3丁目、南町2~4丁目、本町3~4丁目、東町1~2丁目、東町4~5丁目、西酒匂1~2丁目、酒匂2~5丁目、小八幡1~3丁目、国府津1~4丁目、国府津の森戸川(天神橋~富士見橋)流域	10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)	前川・羽根尾・中村原のJR線より南側の地域及び中村川流域の一部(中村原第4公園より下流)	5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)	海岸、漁港、河口の周辺	津波警報	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)		(追加)		
種類	発表される津波の高さ	避難対象区域															
大津波警報	10m超 (10m < 予想高さ)	江之浦・根府川・米神・石橋・早川のJR線より南側の地域 浜町2~4丁目、中町3丁目、南町2~4丁目、本町3~4丁目、東町1~2丁目、東町4~5丁目、西酒匂1~2丁目、酒匂2~5丁目、小八幡1~3丁目、国府津1~4丁目、国府津の森戸川(天神橋~富士見橋)流域															
	10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)	前川・羽根尾・中村原のJR線より南側の地域及び中村川流域の一部(中村原第4公園より下流)															
	5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)	海岸、漁港、河口の周辺															
津波警報	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)																
141	<p><u>3 遠隔地での地震発生に伴う津波避難対策</u></p> <p>遠隔地で大きな地震が発生した場合、本市では揺れを感じない津波が発生し、気象庁から津波警報等が発表される可能性があります。</p> <p>その場合、状況に応じて、漁業従事者、沿岸の漁港施設等で従事する方、海水浴客、避難対象区域内に居る人に対し、避難指示を発令するとともに、注意喚起を行います。</p>	3 (追加)		【防災対策課】													

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
142	<p>第5章 復旧・復興対策</p> <p>第1節 災害復旧対策</p> <p>第1 災害復旧計画の策定</p> <p>2 公共施設等災害復旧計画の策定項目</p> <p>被災した公共施設等については、災害応急対策に基づく応急復旧の終了後、被害の程度を十分検討して、次の復旧計画を策定します。</p> <p>(略)</p> <p>○上下水道施設災害復旧事業計画</p>	<p>第5章 復旧・復興対策</p> <p>第1節 災害復旧対策</p> <p>第1 灾害復旧計画の策定</p> <p>2 公共施設等災害復旧計画の策定項目</p> <p>被災した公共施設等については、災害応急対策に基づく応急復旧の終了後、被害の程度を十分検討して、次の復旧計画を策定します。</p> <p>(略)</p> <p>○上水道施設災害復旧事業計画</p> <p>○下水道施設災害復旧事業計画</p>	計画名の修正 【経営総務課・水道整備課・浄水管理課】
151	<p>第3節 復興対策の実施</p> <p>第7 生活再建支援</p> <p>1 被災者の経済的再建支援</p> <p>(9) 水道料金・<u>下水道使用料</u>の減額等</p> <p>市は、被災者の生活再建を支援するため、水道料金<u>及び下水道使用料</u>の減額制度を<u>活用します</u>。</p>	<p>第3節 復興対策の実施</p> <p>第7 生活再建支援</p> <p>1 被災者の経済的再建支援</p> <p>(9) 水道料金の減額等</p> <p>市は、被災者の生活再建を支援するため、水道料金の減額制度を設けます。</p>	下水道使用料の追加 【給排水業務課】
152	<p>5 医療機関</p> <p>市は、市立病院の機能回復を早期に行います。</p> <p>また、県は地域の医療需要に対応するため、<u>医療機関の復旧費用に対する国の補助制度を適切に周知します</u>。</p>	<p>5 医療機関</p> <p>市は、市立病院の機能回復を早期に行います。</p> <p>また、県は地域の医療需要に対応するため、<u>民間医療機関に対して再建に係る補助や融資、利子補給等を検討します</u>。</p>	県保健福祉事務所より表現の修正 【防災対策課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
155	<p>第8 地域経済復興支援</p> <p>2 金融・税制面での支援</p> <p>(7) 水道料金・<u>下水道使用料</u>の減額等</p> <p>市は、災害の状況に応じて、水道料金<u>及び下水道使用料</u>の減額制度を<u>活用します</u>。</p>	<p>第8 地域経済復興支援</p> <p>2 金融・税制面での支援</p> <p>(7) 水道料金の減額等</p> <p>市は、災害の状況に応じて、水道料金の減額制度を設けます。</p>	下水道使用料の追加 【給排水業務課】
157	<p>第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第1節 総則</p> <p>第3 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域</p> <p>(略)</p> <p>県内では、南海トラフ地震防災対策推進地域に<u>28</u>市町が、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に13市町が指定されています。</p> <p>(略)</p>	<p>第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第1節 総則</p> <p>第3 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域</p> <p>(略)</p> <p>県内では、南海トラフ地震防災対策推進地域に<u>27</u>市町が、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に13市町が指定されています。</p> <p>(略)</p>	R7.7.1 中央防災会議「防災対策推進基本計画」改定 【防災対策課】
159	<p>南海トラフ地震防災対策推進地域</p> <p>横浜市・横須賀市・平塚市・鎌倉市・藤沢市・小田原市・茅ヶ崎市・逗子市・三浦市・秦野市・厚木市・伊勢原市・海老名市・座間市・<u>綾瀬市</u>・南足柄市・三浦郡葉山町・高座郡寒川町・中郡大磯町・同郡二宮町・足柄上郡中井町・同郡大井町・同郡松田町・同郡山北町・同郡開成町・足柄下郡箱根町・同郡真鶴町・同郡湯河原町</p>	<p>南海トラフ推進地域</p> <p>横浜市・横須賀市・平塚市・鎌倉市・藤沢市・小田原市・茅ヶ崎市・逗子市・三浦市・秦野市・厚木市・伊勢原市・海老名市・座間市・南足柄市・三浦郡葉山町・高座郡寒川町・中郡大磯町・同郡二宮町・足柄上郡中井町・同郡大井町・同郡松田町・同郡山北町・同郡開成町・足柄下郡箱根町・同郡真鶴町・同郡湯河原町</p>	神奈川県内「綾瀬市」の追加 【防災対策課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
159	<p>第4 南海トラフ地震により想定される被害の概要</p> <p>中央防災会議防災対策推進検討会議の下に平成24年4月に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」により<u>令和7年4月</u>に発表された本市に係る被害想定及び<u>令和7年3月</u>に神奈川県が発表した神奈川県地震被害想定調査報告書の南海トラフ巨大地震による本市の主な被害想定については、次のようになっています。</p>	<p>第4 南海トラフ地震により想定される被害の概要</p> <p>中央防災会議防災対策推進検討会議の下に平成24年4月に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」により<u>平成24年8月</u>に発表された本市に係る被害想定及び<u>平成27年3月</u>に神奈川県が発表した神奈川県地震被害想定調査報告書の南海トラフ巨大地震による本市の主な被害想定については、次のようになっています。</p>	【防災対策課】
163	<p>第2節 南海トラフ地震に関する情報</p> <p>第3 異常な現象に伴う防災対応</p> <p>1 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報 (略)</p> <p>出典：<u>南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン（令和7年8月改訂、内閣府）</u></p>	<p>第2節 南海トラフ地震に関する情報</p> <p>第3 異常な現象に伴う防災対応</p> <p>1 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報 (略)</p> <p>出典：<u>南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（平成31年3月、内閣府）</u></p>	ガイドライン改名による 【防災対策課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
	<p>地震発生</p> <p>緊急地震速報 数秒～十数秒後</p> <p>大津波警報等 2～3分後</p> <p>約30分後</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（調査中） 大規模地震の発生可能性について調査を開始した旨等を発表</p> <p>1時間後（休日夜間は2時間後） 先発地震についての解説・注意喚起</p> <p>最短 約2時間後</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） 大規模地震の発生可能性が相対的に高まっている旨等を発表</p> <p>国から地方公共団体への指示及び国民に対する周知 日頃の備えを再確認するとともに、事前避難対象地域では一週間避難を継続する旨等を発表（巨大地震警戒対応）</p> <p>内閣府・気象庁合同記者会見 大規模地震発生の可能性及び防災対応について解説</p> <p>1週間後</p> <p>国から国民に対する呼び掛け 避難は解除し、日頃からの地震の備えの再確認等、初期地震に備える旨等を発表（巨大地震注意対応）</p> <p>内閣府・気象庁合同記者会見 巨大地震警戒対応の終了及び今後1週間の巨大地震注意対応の実施、地震活動・地殻変動等について解説</p> <p>2週間後</p> <p>国から国民に対する呼び掛け 地震の発生に注意しながら、通常の生活を送る旨等を発表</p> <p>内閣府・気象庁合同記者会見 巨大地震注意対応の終了及び地震活動・地殻変動等について解説</p>	<p>緊急地震速報</p> <p>地震発生</p> <p>数秒～十数秒後</p> <p>大津波警報等 2～3分後</p> <p>約30分後</p> <p>南海トラフ地震臨時情報 (調査中) 想定されている大規模地震の発生可能性について調査を開始した旨などを発表</p> <p>1時間後（休日夜間は2時間後）</p> <p>気象庁記者会見 (最初の地震についての解説・注意喚起)</p> <p>最短約2時間後</p> <p>南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) 大規模地震の発生可能性が相対的に高まっている旨などを発表</p> <p>国からの呼びかけ 日頃の備えを再確認するとともに、津波の危険性が高い地域では一週間避難を継続する旨などを発表</p> <p>1週間後</p> <p>気象庁記者会見 (大規模地震発生の可能性について解説)</p> <p>2週間後</p> <p>国からの呼びかけ 避難は解除し、日頃からの地震の備えを再確認する等一週間地震に備える旨などを発表</p> <p>国からの呼びかけ 地震の発生に注意しながら、通常の生活を送る旨などを発表</p> <p>※南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後は、隨時、「南海トラフ地震関連解説情報」で地震活動や地殻変動の状況を発表</p>	
165	<p>第3節 南海トラフ地震に関する防災対応</p> <p>第2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>2 小田原市防災対策連絡会の開催</p> <p>（略）</p>	<p>第3節 南海トラフ地震に関する防災対応</p> <p>第2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>2 小田原市防災対策連絡会の開催</p> <p>（略）</p>	【防災対策課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
166	<p>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、非常配備体制のうち、<u>準備体制をとり</u>、対応に係る職員は<u>必要に応じて緊急参集</u>します。</p> <p>第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>3 災害対策本部の設置等</p> <p>市は、非常時配備体制のうち<u>準備体制または動員2号体制</u>をとることとし、関係職員は<u>必要に応じて緊急参集</u>し、気象庁、県、防災関係機関からの情報を収集します。</p> <p>（略）</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、非常配備体制のうち、<u>準備体制または1号体制をとり</u>、対応に係る職員は緊急参集します。</p> <p>第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>3 災害対策本部の設置等</p> <p>市は、非常時配備体制のうち<u>動員3号体制</u>をとることとし、関係職員は緊急参集後、気象庁、県、防災関係機関からの情報を収集します。</p> <p>（略）</p>	【防災対策課】
169	<p>8 関係機関のとるべき措置</p> <p>（2）<u>飲料水</u>、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>ア 飲料水</p> <p><u>貯水量確保</u>のため、市民に対して自ら飲料水の確保を図るよう広報します。</p> <p>イ <u>（削除）下水道 ※以降順番ずれ</u></p>	<p>8 関係機関のとるべき措置</p> <p>（4）<u>上下水道</u>、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>ア 上水道</p> <p><u>市は、日頃より貯水量確保</u>のため配水池の高水位運転を行っているが、更なる貯水量を確保するため、市民に対して自ら飲料水の確保を図るよう広報します。</p> <p><u>また、発災後に備えて、要員の確保、応急給水・応急復旧の体制の整備等必要な措置を講じます。</u></p> <p>イ 下水道</p> <p><u>市は、地震発生に備えて、要員の確保、応急復旧の体制の整備等必要な措置を講じます。</u></p>	<p>上下水道は関係機関としての立場ではないため削除</p> <p>【水道整備課・浄水管理課・下水道整備課】</p>

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
170	<p>(6) 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策</p> <p><u>イ 上下水道</u></p> <p><u>市は、要員の確保、応急給水・応急復旧の体制の設備等必要な措置を講じます。</u></p>	<p>(6) 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策</p> <p><u>イ 追加、以降項番ずれ</u></p>	上下水道を追加 【水道整備課・浄水管理課・下水道整備課】
171	<p>第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>3 小田原市防災対策連絡会の開催</p> <p>市は、非常時配備体制のうち、<u>準備体制</u>をとり、関係職員は気象庁、県、防災関係機関からの情報を収集します。</p> <p>(略)</p>	<p>第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>3 小田原市防災対策連絡会の開催</p> <p>市は、非常時配備体制のうち、<u>1号または2号体制</u>をとり、関係職員は気象庁、県、防災関係機関からの情報を収集します。</p> <p>(略)</p>	【防災対策課】
174	<p>第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第8 市が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>8 工事中の<u>旧</u>宅地造成工事規制区域内の工事に対する措置</p> <p>市は、直ちに工事中の宅地造成現場を巡回し、施工業者に対し工事の中止を支持するとともに、危険防止上必要な次の措置をとらせます。</p> <p>(略)</p>	<p>第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第8 市が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>8 工事中の宅地造成工事規制区域内の工事に対する措置</p> <p>市は、直ちに工事中の宅地造成現場を巡回し、施工業者に対し工事の中止を支持するとともに、危険防止上必要な次の措置をとらせます。</p> <p>(略)</p>	宅地造成等規制法が規制され、規制区域に変更があったため 【開発審査課】
184	<p>第2編 風水害対策計画（水防計画）</p> <p>第2章 風水害等の予防対策</p>	<p>第2編 風水害対策計画（水防計画）</p> <p>第2章 風水害等の予防対策</p>	複合災害の追記 【防災対策課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
	<p>第2節 治水対策</p> <p>近年、土地利用形態が大きく変化し、本来流域の持っている保水・遊水機能の減少に伴い都市型水害が増加しています。また、<u>同時又は連続して複数の災害が発生する複合災害による事態の深刻化を想定しておく必要があります。</u>全国的には集中豪雨が増加し、公共用水域に排除することが困難な低地帯では、雨水出水（内水）による浸水被害が生じているため、市では予防対策の推進を図ります。</p>	<p>第2節 治水対策</p> <p>近年、土地利用形態が大きく変化し、本来流域の持っている保水・遊水機能の減少に伴い都市型水害が増加しています。また、全国的には集中豪雨が増加し、公共用水域に排除することが困難な低地帯では、雨水出水（内水）による浸水被害が生じているため、市では予防対策の推進を図ります。</p>	
206	<p>第2編 風水害対策計画（水防計画）</p> <p>第3章 災害事前対策の充実</p> <p>第3節 水防組織</p> <p>第6 通信連絡 水防</p> <p>1 水防時の通信連絡</p> <p>水防管理者は、水防時における情報受伝達が迅速かつ確実に行われるよう、通信連絡施設等の整備強化に努めます。水防時における通信連絡系統図は。次のとおりとします。</p> <p>通信連絡は、神奈川県防災行政通信網、防災行政無線、消防無線、有線電話、ファクシミリ、庁内ネットワーク等を利用します。</p>	<p>第3章 災害事前対策の充実</p> <p>第3節 水防組織</p> <p>第6 通信連絡 水防</p> <p>1 水防時の通信連絡</p> <p>水防管理者は、水防時における情報受伝達が迅速かつ確実に行われるよう、通信連絡施設等の整備強化に努めます。水防時における通信連絡系統図は。次のとおりとします。</p> <p>通信連絡は、神奈川県防災行政通信網、防災行政無線、消防無線、<u>水道無線</u>、有線電話、ファクシミリ、庁内ネットワーク等を利用します。</p>	<p>水道無線の削除 【水道整備課・浄水管理課】</p>
219	<p>第6節 要配慮者に対する対策</p> <p>第1 避難誘導及び生活支援体制の整備</p> <p>3 個別避難計画の<u>作成</u></p>	<p>第6節 要配慮者に対する対策</p> <p>第1 避難誘導及び生活支援体制の整備</p> <p>3 個別避難計画の<u>策定</u></p>	<p>県 保健福祉事務所より災害対策基本法に合わ</p>

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
223	<p>市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の<u>作成</u>に努めます。</p> <p>第16節 防災知識の普及</p> <p>第1 市民等に対する防災知識の普及</p> <p>(2) 災害時の心得 (略)</p> <p>オ 安否確認等は、<u>NTT東日本(株)</u>の「災害用伝言ダイヤル(171)」や「災害用伝言版(web171)」、携帯電話事業者の「災害用伝言版」等を活用すること。</p>	<p>市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の<u>策定</u>に努めます。</p> <p>第16節 防災知識の普及</p> <p>第1 市民等に対する防災知識の普及</p> <p>(2) 灾害時の心得 (略)</p> <p>オ 安否確認等は、<u>東日本電信電話(株)</u>の「災害用伝言ダイヤル(171)」や「災害用伝言版(web171)」、携帯電話事業者の「災害用伝言版」等を活用すること。</p>	せた表現の修正 【防災対策課】 社名等変更 【防災対策課】
256	<p>第3編 特殊災害対策計画</p> <p>第3章 船舶災害対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第1 災害応急対策への備え</p> <p>2 救出・救助、消火及び医療救護活動</p> <p>(3) 医療救護活動</p> <p>市は、関係機関と協議のうえ、<u>神奈川県災害時保健医療救護計画</u>に基づき、船舶事故も含めた医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>確保</u>に努めるとともに、不足する場合に備え、医薬品の供給体制の確立に努めます。</p>	<p>第3編 特殊災害対策計画</p> <p>第3章 船舶災害対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第1 災害応急対策への備え</p> <p>2 救出・救助、消火及び医療救護活動</p> <p>(3) 医療救護活動</p> <p>市は、関係機関と協議のうえ、<u>神奈川県医療救護計画</u>に基づき、船舶事故も含めた医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>備蓄</u>に努めるとともに、不足する場合に備え、医薬品の供給体制の確立に努めます。</p>	県保健福祉事務所より、令和7年3月計画改名 【防災対策課】 文言の修正 【防災対策課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
259	<p>第4章 油流出等海上災害対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第1 災害応急対策への備え</p> <p>2 救出・救助、消火及び医療救護活動</p> <p>(3) 医療救護活動</p> <p>市及び県は、関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県災害時保健医療救護計画</u>に基づき、船舶事故も含めた医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>確保</u>に努めるとともに、不足する場合に備え、医薬品の供給体制の確立に努めます。</p>	<p>第4章 油流出等海上災害対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第1 災害応急対策への備え</p> <p>2 救出・救助、消火及び医療救護活動</p> <p>(3) 医療救護活動</p> <p>市及び県は、関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県医療救護計画</u>に基づき、船舶事故も含めた医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>備蓄</u>に努めるとともに、不足する場合に備え、医薬品の供給体制の確立に努めます。</p>	<p>県保健福祉事務所より、令和7年3月計画改名 【防災対策課】文言の修正 【防災対策課】</p>
263	<p>第5章 航空災害対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第1 災害応急対策への備え</p> <p>2 医療救護活動</p> <p>市は、県及び関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県災害時保健医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>確保</u>に努めるとともに、不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。</p>	<p>第5章 航空災害対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第1 災害応急対策への備え</p> <p>2 医療救護活動</p> <p>市は、県及び関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>備蓄</u>に努めるとともに、不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。</p>	<p>県保健福祉事務所より、令和7年3月計画改名 【防災対策課】文言の修正 【防災対策課】</p>
266	<p>第6章 鉄道災害対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第1 災害応急対策への備え</p>	<p>第6章 鉄道災害対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第1 災害応急対策への備え</p>	<p>県保健福祉事務所より、令和7年3月計画改名</p>

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
	<p>2 救出・救助、消火及び医療救護活動</p> <p>(3) 医療救護活動</p> <p>市は、県及び関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県災害時保健医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>確保</u>に努めます。</p>	<p>2 救出・救助、消火及び医療救護活動</p> <p>(3) 医療救護活動</p> <p>市は、県及び関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>備蓄</u>に努めます。</p>	<p>【防災対策課】</p> <p>文言の修正</p> <p>【防災対策課】</p>
270	<p>第7章 道路災害対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第2 災害応急対策への備え</p> <p>2 救出・救助、医療救護活動</p> <p>(2) 医療救護活動</p> <p>市は、県及び関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県災害時保健医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、救護活動に必要な医薬品等の<u>確保</u>に努めます。</p>	<p>第7章 道路災害対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第2 災害応急対策への備え</p> <p>2 救出・救助、医療救護活動</p> <p>(2) 医療救護活動</p> <p>市は、県及び関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、救護活動に必要な医薬品等の<u>備蓄</u>に努めます。</p>	<p>県保健福祉事務所より、令和7年3月計画改名</p> <p>【防災対策課】</p> <p>文言の修正</p> <p>【防災対策課】</p>
282	<p>第9章 危険物等災害対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第2 災害応急対策への備え</p> <p>2 救出・救助、消火及び医療救護活動</p> <p>(3) 医療救護活動</p> <p>市は、関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県災害時保健医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>確保</u>に努めます。</p>	<p>第9章 危険物等災害対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第2 災害応急対策への備え</p> <p>2 救出・救助、消火及び医療救護活動</p> <p>(3) 医療救護活動</p> <p>市は、関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>備蓄</u>に努めます。</p>	<p>県保健福祉事務所より、令和7年3月計画改名</p> <p>【防災対策課】</p> <p>文言の修正</p> <p>【防災対策課】</p>

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
287	<p>第10章 大規模火災対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第2 災害応急対策への備え</p> <p>2 救出・救助、消火及び医療救護活動</p> <p>(3) 医療救護活動</p> <p>市は、県及び関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県災害時保健医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>確保</u>に努めます。</p>	<p>第10章 大規模火災対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第2 災害応急対策への備え</p> <p>2 救出・救助、消火及び医療救護活動</p> <p>(3) 医療救護活動</p> <p>市は、県及び関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>備蓄</u>に努めます。</p>	<p>県保健福祉事務所より、令和7年3月計画改名 【防災対策課】</p> <p>文言の修正 【防災対策課】</p>
290	<p>第11章 林野火災対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第1 災害応急対策への備え</p> <p>2 救出・救助、消火及び医療救護活動</p> <p>(3) 医療救護活動</p> <p>市は、県及び関係機関と調整のうえ<u>神奈川県災害時保健医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>確保</u>に努めます。</p>	<p>第11章 林野火災対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第1 災害応急対策への備え</p> <p>2 救出・救助、消火及び医療救護活動</p> <p>(3) 医療救護活動</p> <p>市は、県及び関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>備蓄</u>に努めます。</p>	<p>県保健福祉事務所より、令和7年3月計画改名 【防災対策課】</p> <p>文言の修正 【防災対策課】</p>

前回（H27年3月）の市内被害想定調査結果

想定		東海地震	大正型 関東地震	(参考) 元禄型 関東地震と 国府津-松田 断層帯の連動 地震	三浦半島 断層群 の地震	都心 南部 直下 地震	神奈川 県西部 地震	南海 トラフ 巨大 地震	(参考) 相模トラフ 沿いの 最大クラス の地震 (西側モデ ル)	(参考) 慶長型 地震	(参考) 明応型 地震	
項目	想定	東海地震	大正型 関東地震	(参考) 元禄型 関東地震と 国府津-松田 断層帯の連動 地震	三浦半島 断層群 の地震	都心 南部 直下 地震	神奈川 県西部 地震	南海 トラフ 巨大 地震	(参考) 相模トラフ 沿いの 最大クラス の地震 (西側モデ ル)	(参考) 慶長型 地震	(参考) 明応型 地震	
マグニチュード		8.0	8.2	8.3	7.0	7.3	6.7	9.0	8.5	8.7	8.5	8.4
人的 被害	死者数 (人)	*	990		0	*	160	10	990	5,000		
	死者数(津波による) (人)	*	800	1,730	-	-	70	*	1,410	3,670	70	*
	負傷者数 (人)	240	8,000	50	0	250	2,560	390	7,950	10,390	*	*
	うち重症者数 (人)	*	550	*	0	*	110	10	550	770	0	0
建物 被害	全壊棟数 (棟)	90	22,720		0	30	3,860	200	22,890	29,320		
	半壊棟数 (棟)	1,080	16,030		0	880	11,310	2,050	15,960	15,180		
建物 被害 (津波)	全壊棟数 (棟)	20	410	810	0	-	40	30	680	1,680	330	20
	半壊棟数 (棟)	270	410	380	0	-	230	300	320	1,490	460	200
火災 被害	出火件数 (件)	0	80		0	*	10	*	80	100		
	焼失棟数 (棟)	0	4,480		0	0	710	0	4,480	6,780		
自力脱出困難者数 (人)		0	3,360		0	0	250	*	3,360	5,340		
要 配 慮 者 者 数	高齢者 (人)	260	12,640		0	130	4,490	420	12,670	14,940		
	要介護3以上 (人)	70	3,530		0	40	1,250	120	3,540	4,180		
エレベータ停止台数 (台)		20	180		0	20	170	20	180	180		
ライ フ ラ イ ン	電力 停電件数 (軒)	152,030	152,030		0	40	152,030	152,030	152,030	152,030		
	都市ガス 供給停止件数 (戸)	0	35,690		0	0	35,690	0	35,690	35,690		
	LPガス 供給支障数 (戸)	0	580		0	0	440	0	580	930		
	上水道 断水人口(直後) (人)	1,390	169,390		0	570	60,280	4,710	169,390	180,820		
	下水道 機能支障人口 (人)	2,730	18,700		220	2,880	7,760	3,250	18,700	25,270		
	通信 不通回線数 (回線)	69,100	70,080		0	20	69,240	69,120	70,110	70,600		
避難 者 数	1日後 (人)	2,360	116,460		0	1,220	41,340	3,850	116,720	137,620		
	1ヶ月後 (人)	1,740	88,100		0	1,220	25,440	3,210	88,530	121,860		
帰宅 困難 者 数	直後 (人)	14,520	14,520		14,520	14,520	14,520	14,520	14,520	14,520		
	2日後 (人)	0	14,520		0	0	14,520	0	14,520	14,520		
震災廃棄物 (万t)		5	465		0	3	106	10	467	592		

※ *=わずか(0.5以上10未満)、0=0.5未満

今回（R7年3月）の市内被害想定調査結果

想定		東海地震	大正型 関東地震	(参考) 元禄型 関東地震と 国府津-松田 断層帯の連動 地震	三浦半島 断層群 の地震	都心 南部 直下 地震	神奈川 県西部 地震	南海 トラフ 巨大 地震	(参考) 相模トラフ 沿いの 最大クラス の地震 (西側モデ ル)	(参考) 慶長型 地震	(参考) 明応型 地震	
項目	想定	東海地震	大正型 関東地震	(参考) 元禄型 関東地震と 国府津-松田 断層帯の連動 地震	三浦半島 断層群 の地震	都心 南部 直下 地震	神奈川 県西部 地震	南海 トラフ 巨大 地震	(参考) 相模トラフ 沿いの 最大クラス の地震 (西側モデ ル)	(参考) 慶長型 地震	(参考) 明応型 地震	
マグニチュード		8.0	8.2	8.3	7.0	7.3	6.7	9.0	8.5	8.7	8.5	8.4
人的 被害	死者数 (人)	*	780		0	*	110	*	780	950		
	死者数(津波による) (人)	*	240	340	0	0	20	*	370	1,640	30	30
	負傷者数 (人)	240	4,630		0	250	1,390	320	4,630	6,360		
	うち重症者数 (人)	0	240		0	0	40	0	240	360		
建物 被害	全壊棟数 (棟)	30	17,190		*	10	2,580	90	17,280	22,740		
	半壊棟数 (棟)	990	15,310		*	900	8,310	1,700	15,300	16,320		
建物 被害 (津波)	全壊棟数 (棟)	20	220	380	0	-	20	20	330	790	190	10
	半壊棟数 (棟)	110	210	250	0	-	100	130	190	1,130	220	90
火災 被害	出火件数 (件)	0	80		0	*	10	*	80	100		
	焼失棟数 (棟)	0	900		0	30	110	30	890	2,360		
自力脱出困難者数 (人)		0	2,990		*	*	210	*	2,990	4,390		
要 配 慮 者 者 数	高齢者 (人)	520	25,500		*	880	7,620	850	24,120	28,810		
	要介護3以上 (人)	90	4,550		*	160	1,360	150	4,300	5,130		
エレベータ停止台数 (台)		60	210		*	50	70	60	210	250		
ライ フ ラ イ ン	電力 停電件数 (軒)	6,430	93,380		800	1,750	13,670	6,430	93,940	134,540		
	都市ガス 供給停止件数 (戸)	0	35,790		*	*	13,340	0	35,790	36,040		
	LPガス 供給支障数 (戸)	*	720		*	20	480	70	720	870		
	上水道 断水人口(直後) (人)	5,790	156,200		*	6,400	60,120	10,660	156,200	168,680		
	下水道 機能支障人口 (人)	3,660	22,600		*	3,910	8,830	4,350	22,600	27,360		
	通信 不通回線数 (回線)	2,960	55,210		360	880	8,670	3,100	55,400	69,770		
避難 者 数	1日後 (人)	2,620	72,730		0	2,570	25,420	4,580	72,810	83,620		
	1ヶ月後 (人)	960	31,330		0	830	8,460	1,490	31,470	32,790		
帰宅 困難 者 数	直後 (人)	33,730	33,730		0	33,730	33,730	33,730	33,730	33,730		
	2日後 (人)	70	21,860		0	6,230	290	70	21,860	27,220		
震災廃棄物 (万t)		*	240		*	*	50	*	240	320		

※ *=わずか(0.5以上10未満)、0=0.5未満

火山防災対策の改正案について

1 改正の背景

令和3年3月富士山火山防災対策協議会が富士山火山ハザードマップを改定し、本市の一部への溶岩流の流入と大量の火山灰が降灰する可能性が示された。

これを受け、本市ではこれまでの「小田原市地域防災計画・第3編特殊災害対策計画・第1章火山災害対策」(以下「火山災害対策」という。)について、富士山火山防災対策協議会の「富士山火山避難基本計画」や県の地域防災計画内の火山災害対策編、神奈川県富士山火山広域避難指針及び近年の富士山火山防災施策の推進等を踏まえ、抜本的(ほぼ新規)な改正を行う。

2 火山災害対策の概要

(1) 第1節 富士山火山防災対策

ア 第1 富士山火山防災対策の計画的な推進

(ア) 計画の目的、他の計画等との関係について記載

(イ) 計画の基礎的事項

火山活動の推移と噴火の種類、対象となる火山現象、噴火現象別の影響想定範囲、警戒レベル、避難対象エリア、避難対象ステージ、噴火シナリオについては、富士山火山避難基本計画をもとに記載

(ウ) 富士山火山噴火被害災害想定

溢流的噴火(溶岩流)、爆発的噴火(火山灰)に区分、過去の宝永噴火と貞観噴火及び富士山火山避難基本計画などを参考に、市独自に状況の推移等を記載(※このシナリオに基づき、各種対策を作成)

イ 第2 予防対策

(ア) 火山情報伝達体制の確立

噴火警報等の発表と伝達、情報伝達体制、通信手段の確保について記載

(イ) 溶岩流・火山灰対策・降灰後の土石流対策

火山灰は、降灰予報の種類と内容、健康被害対策等について記載

(ウ) 避難対策

避難誘導、避難所の確保・準備・運営、自主避難の推奨について記載

溶岩流の場合、本市の一部の住民が、溶岩流の流入しない地域に避難(市内)

(エ) ライフラインの安全対策

上・下水道、電気、通信に関する予防対策を記載(鉄道は?)

(オ) 救助・救急、消火及び医療救護活動、食料等の供給対策、医療・救護・防疫対策について記載

(カ) 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策

降灰による交通への影響、降灰作業用資材の確保、火山灰処分の検討、火山灰仮置き場の検討について記載

(キ) 災害廃棄物等の処理、防災知識の普及、防災訓練の実施について記載

ウ 第3 災害事前対策

- (ア) 富士山噴火までの市の体制
国・県・市の警戒レベル3～5までの配備体制について記載
- (イ) 火口周辺警報（レベル3）発令時の対応
情報収集活動、住民等への情報の伝達（伝達文）について記載
- (ウ) 噴火警報（レベル4）発令時の対応
情報収集活動、住民等への情報の伝達（伝達文）及び火口周辺市町村からの避難住民対応について記載
- (エ) 噴火警報（レベル5）発令時の対応
上記以外に、要配慮者等に対する対応、避難所の開設準備、道路除灰の準備について記載

エ 第4 噴火時の応急災害対策

- (ア) 噴火時の情報収集活動及び災害対策本部の配置と配備体制
噴火後の情報収集の重視事項、噴火の規模等に応じた本部と配備体制の変更について記載
 - (イ) 被害状況の収集と伝達、広報、通信運用は、地震災害対策計画を準用
 - (ウ) 避難対策
溢流的噴火の場合、別冊として「小田原市富士山火山避難要領」を作成
爆発的噴火の場合、避難の考え方と降灰・降雨の状況に応じた避難指示の要領について記載
 - (エ) その他の対策については、地震災害対策計画を準用
 - (オ) ライフラインの応急復旧活動
浄水場施設の降灰対策について記載
- ※ 電気・通信・鉄道等に関する応急復旧活動に関する意見を要望

オ 第5 復旧・復興対策

溶岩流流入地域及び降灰した農地の復旧・復興について記載

(2) 第2節 箱根山火山防災対策

箱根山火山については、6年度の計画をほぼ準用

3 小田原市富士山火山避難要領の概要（別冊）

(1) 総 論

ア 計画の位置づけ・前提事項を記載

イ 本計画における避難の特性を記載

市内での広域避難、避難というより待避、溶岩流の特性を考慮した避難

(2) 富士山噴火に伴う避難計画（溢流的噴火の場合）

ア 方針・実施要領を記載

(ア) 避難区分

地形及び溶岩流の特性から、3つのグループに区分

(イ) 避難先

避難住民の数をもとに、避難先広域避難所の収容人数等を考慮して選定

(ウ) 避難場所

溶岩流流入地域以外の全広域避難所の体育館及びグランド、市の施設、要配慮者施設、公民館等を予定

※ 収容できない場合等は、県と調整により広域避難を実施

(エ) 避難経路・避難開始時期

避難開始時期は、溶岩流の流下状況により避難準備・避難指示を発出

(3) 細部避難要領

ア 方針・実施要領を記載

(ア) 要配慮者の避難要領

一般の避難者よりも早い時期に避難、避難準備と避難実施について記載

(イ) 一般避難者及びペット同行避難者の避難要領

当初、設定した避難者集合場所で受付を実施、指定された避難所へ基本的には自家用車で自ら移動。自家用車がない人は市が用意する車両で移動

市及び避難地域の自治会・学校、避難先の広域避難所運営委員会、公民館管理者、一般避難者・ペット同行避難者の避難準備及び避難実施時の行動について記載

4 今後のスケジュール

小田原市地域防災計画の改正に同じ。

第3編

特殊災害対策計画（案）

小田原市地域防災計画
第3編 特殊災害対策計画

第1章 火山災害対策

市に被害を及ぼすおそれのある火山としては、富士山と箱根山があります。

富士山が宝永4年（1707年）に発生した宝永噴火のような大規模な噴火が発生した場合、本市への降灰の堆積は、30～50cmになると想定されています。

また、火山灰は厚さ1～2mmであっても車の走行時に灰を巻き上げて視界が悪くなるとともに、スリップしやすくなります。さらに、木造家屋では屋根に30cm以上火山灰が積もると、屋根が抜けたり建物が壊れたりするおそれがあります。

火山災害については、その活動状況から、災害発生の危険性をある程度は予測することが可能であることから、本章では、被害を軽減するために必要な事項について定めます。

この際、令和3年にハザードマップの改定があり、溶岩流の流入等が新たに設定された富士山火山の防災対策を重視して取り組んでまいります。

第1節 富士山火山防災対策

第1 富士山火山防災対策の計画的な推進

1 計画の目的

令和3年3月富士山火山防災対策協議会が富士山ハザードマップを改定し、本市の一部に溶岩流が流入する可能性の他、火山灰は多い所で30cm～50cmの降灰予測と降灰後に土石流が発生する可能性等が示され、令和5年3月には富士山火山避難基本計画が策定されました。

これを受け、現在、富士山の火山活動が活発化する兆候は見られていませんが、大規模な噴火が発生した場合、本市においても被害規模や影響は甚大なものになると予測から、噴火の状況や地域特性に応じ、市に影響を及ぼす噴火現象から市民の生命、身体を守ることを主眼に、富士山火山災害対策を作成し、防災対策を総合的かつ計画的に実施するものです。

なお、本計画では、富士山噴火が単独で発生したことを前提としており、南海トラフ巨大地震の後に富士山が噴火するといった連続災害は対象としておりません。

また、今後新たな知見や課題が明らかになった場合には、適宜、修正や充実を図ることにより、地域の安全・安心の向上に努めてまいります。

2 他の計画等との関係

（1）国、県の計画との関係

この計画は、国の防災基本計画、県の地域防災計画及び富士山火山防災協議会が作成した富士山火山避難基本計画、県の富士山火山広域避難指針等との関連、整合に配慮したものです。

（2）市の総合計画及び強靭化地域計画との関係

この計画は、災害対策基本法等の関係法令及び国、県の計画に基づくものですが、この計画に係る施策、事業等については、小田原市総合計画及び強靭化地域計画との整合を図り推進します。

（3）市の各部及び防災関係機関の定める計画等との関係

この計画に基づく防災上の諸活動にあたって必要と認められる事項については、市災害対策本部の各部及び防災関係機関等において別に定めます。

（4）富士山火山防災対策協議会との関係

協議会は、富士山噴火時の総合的な避難対策等の検討を共同で行い、火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として設立され各県コアグループ、三県コアグループと各県コア合同幹事会を設置しています（図1）。

小田原市地域防災計画
第3編 特殊災害対策計画

各県のコアグループでは各県で検討すべき事項について構成機関が検討を行い、三県コアグループでは必要に応じて三県の各コアグループが一堂に会して方針の確認や調整を行い、各県コア合同幹事会では、各県グループの幹事が各グループの検討結果を集約、調整を行います。

図1 富士山火山防災対策協議会の構成



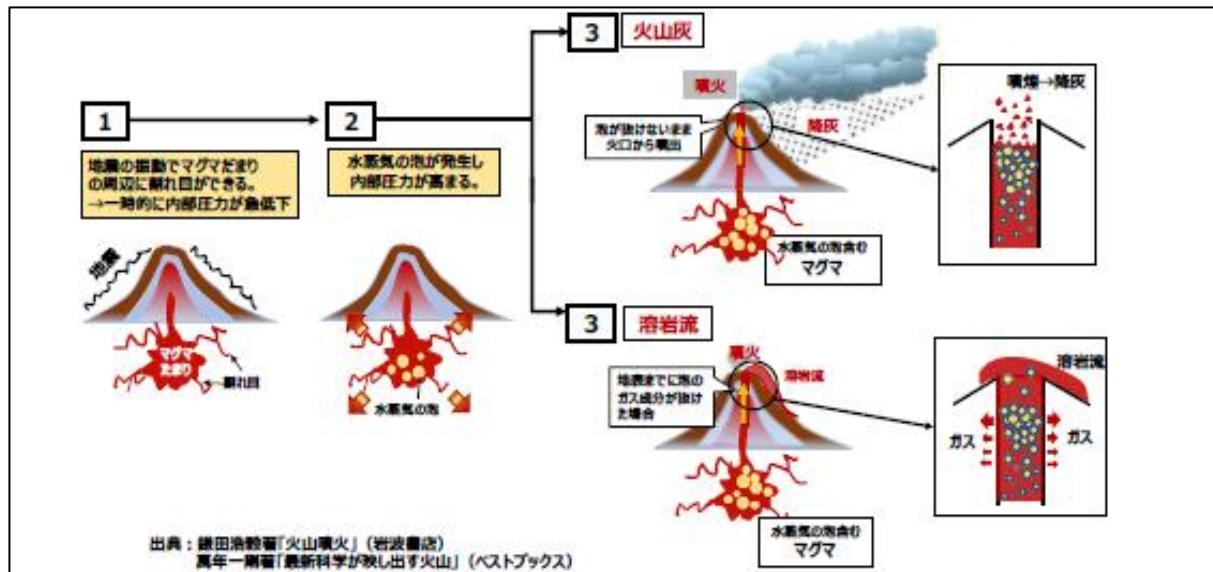
3 計画の基礎的事項

(1) 火山活動の推移と噴火の種類

火山活動の推移は図2のとおりですが、噴火の種類はマグマつまりから火口に上昇する際にマグマ中のガス（気泡）が抜けないで噴火に至り火碎物（火山灰）を噴出する「爆発的噴火」

とガスがほぼ抜けきった状態で噴火に至りダラダラと溶岩が流れる「溢流的噴火」の2種類に分類されます。

図2 火山活動の推移



(2) 計画の対象となる火山現象

本計画で対象とする噴火現象は表1のとおりで、令和5年3月公表された「富士山火山避難基本計画」が対象とする8つの噴火現象の内、噴火現象が及ぼす範囲等及び本市の地理的特性を踏まえ、溶岩流、降灰、降灰後土石流、小さな噴石及び降灰後の洪水氾濫の4つの現象を対象とします。

表1 本計画の対象となる火山現象

富士山火山避難基本計画	噴火活動に起因する現象	本計画
対象	① 火口形成 ② 火碎流（火碎サージ） ③ 大きな噴石 ④ 融雪型火山泥流	対象外
	⑤ 溶岩流 ⑥ 降灰 ⑦ 降灰後土石流 ⑧ 小さな噴石	対象

(3) 噴火現象別の影響想定範囲

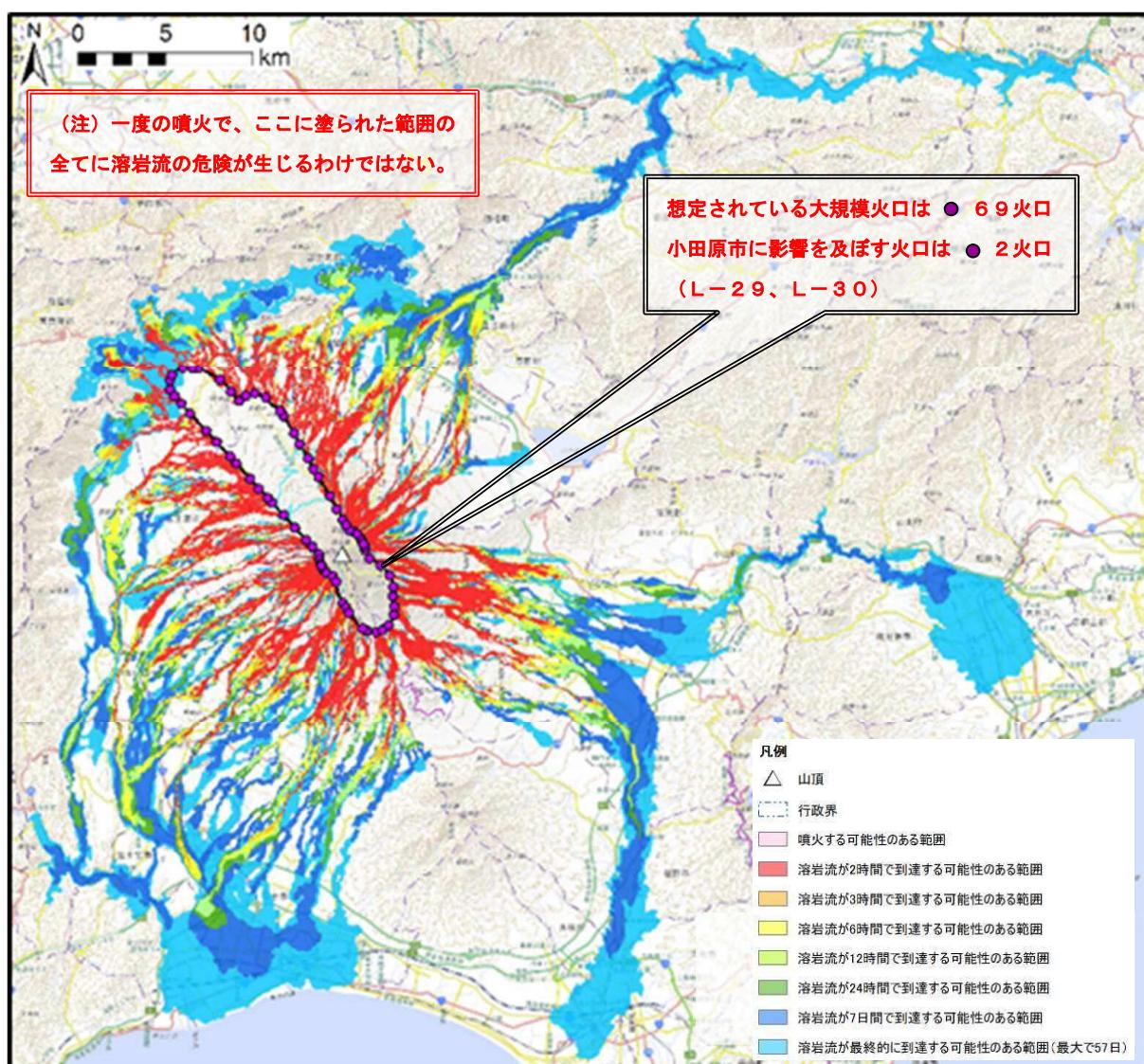
ア 溶岩流

溶岩流は、火口から噴出したマグマが重力によって地表を流下する現象で、マグマの物性や噴出率等によって流れる速度や厚さは大きく変化します。流れる速度は人が歩く速度ほどで遅く、本市には「17日5時間」後に市北部の境界に到達し、その後57日間をかけ下図まで拡大する可能性があります。

上記算定は西暦864年に噴火した「貞觀の大噴火」流出溶岩量13億m³を基準に算定されており小規模・中規模の噴火による溶岩流では、本市に影響を及ぼすことはありません。

また、想定されている大規模噴火口は、現在69設定されていますが、本市に影響を及ぼす火口は、2つの火口（L-29、L-30）に限定されます。

図3 溶岩流ドリルマップ（大規模噴火による溶岩流の到達時間）



※出典：富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年）

イ 降 灰

降灰とは、噴火によって火口から上空に放出された火山灰等が地表に降下する現象です。

降灰の影響想定範囲は、降灰可能性マップで2cm以上の降灰堆積深が想定される範囲であり本市には、一噴火15日間の累計で30～50cmの降灰が想定されています。

これは宝永規模の噴火が発生した場合の月別降灰堆積深分布図を12ヶ月分重ね合わせたものであり、噴火時期・風向等により大きく変化します。

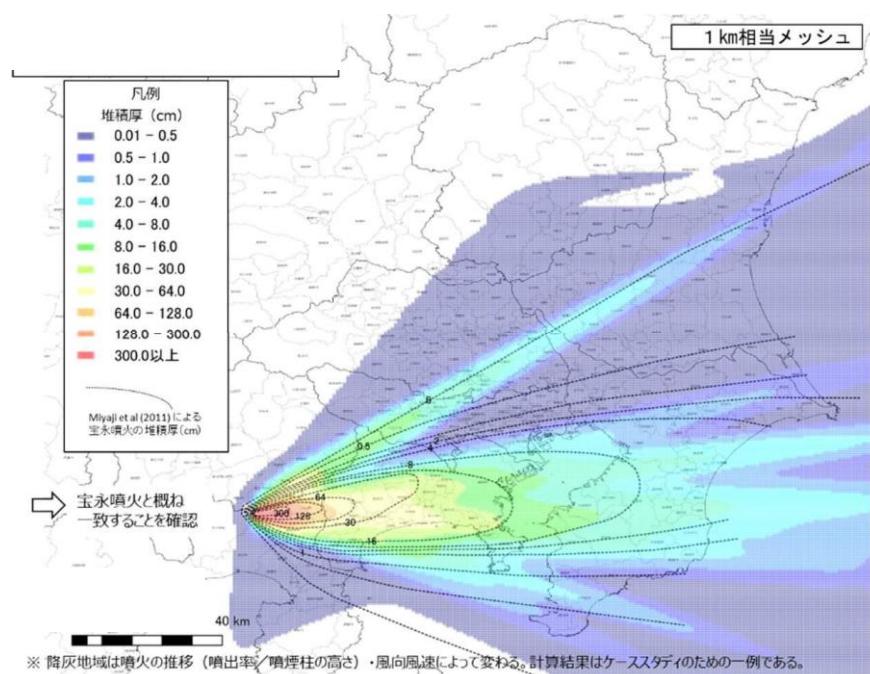
例として、図4-2の宝永噴火（12月16日～30日）の降灰実績で見ると、本市には16cm～30cmの降灰となります。

図4-1 降灰可能性マップ



富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年）から引用

図4-2 宝永噴火（12月16日～30日）の降灰実績



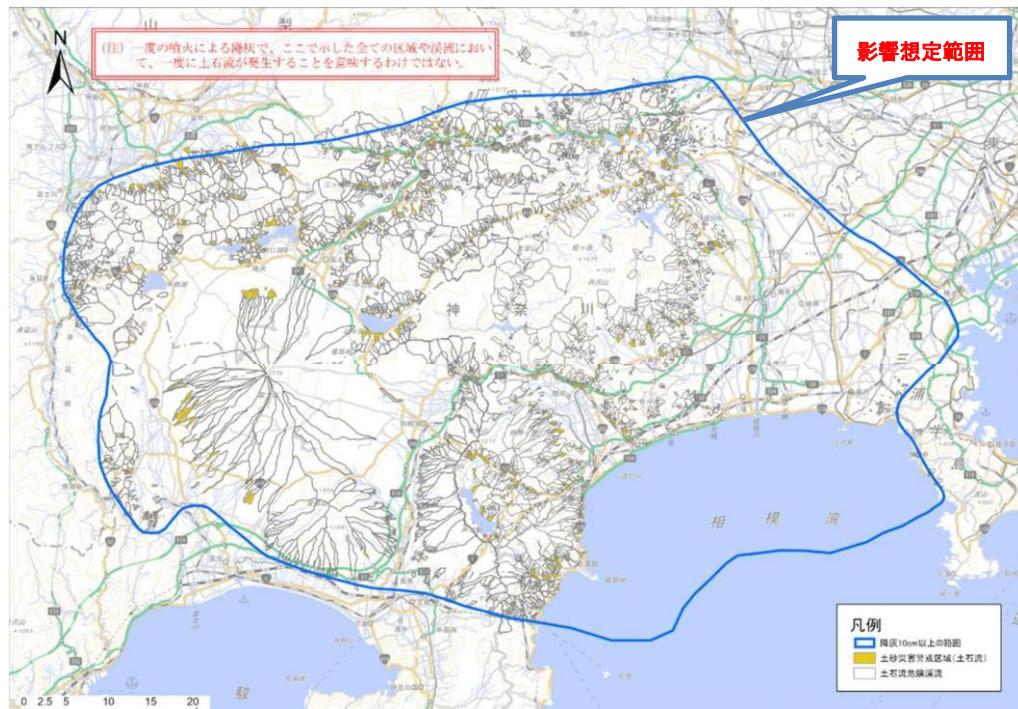
内閣府提供資料

ウ 降灰後土石流

土石流は斜面や渓流の土砂が水と一緒に流下する現象ですが、降灰後土石流は降灰で流下した火山灰等が山の斜面に堆積した後に起きる土石流であり、土石流より少量の降雨でも発生しやすく、広い範囲に流出するおそれがあります。また、降灰後だけでなく、降灰中や噴火の終息後長期間にわたって起きる可能性があります。

降灰後土石流の影響想定範囲は図のとおりです。これは、降灰可能性マップでの降灰堆積深10cm以上の範囲であり、本市で影響のある土石流危険渓流数は104渓流存在します。

図5 降灰後土石流可能性マップ



*富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年）から引用

エ 小さな噴石

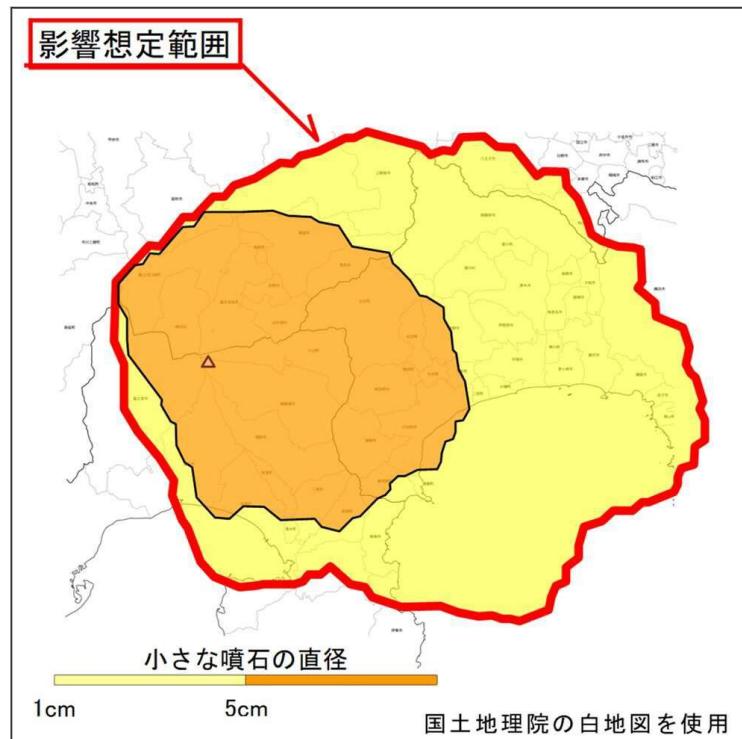
小さな噴石とは、直径数cm程度の風の影響を受けて遠方まで流されて降る噴石のことです。火口から10km以上遠方まで流されて降り下し、直径10cm程度のものが飛来することもあります。これが人体に直撃すると負傷する可能性もあり、屋内に退避し安全を確保することが重要です。

影響想定範囲は、気象庁が富士山上空で卓越する4風向（西南西、西、西北西、北西）についてシミュレーションして合成した結果、直径1cm以上の小さな噴石の落下が想定される範囲で設定されており、本市には5~10cmの小さな噴石が飛来する可能性がありますが、噴火時期・風向等により大きく変化します。

一例として、図6-2の宝永噴火時のシミュレーション結果では、本市の一部で1~5cmの小さな噴石が飛来しますが、市のほとんどは飛来しないというように変化します。

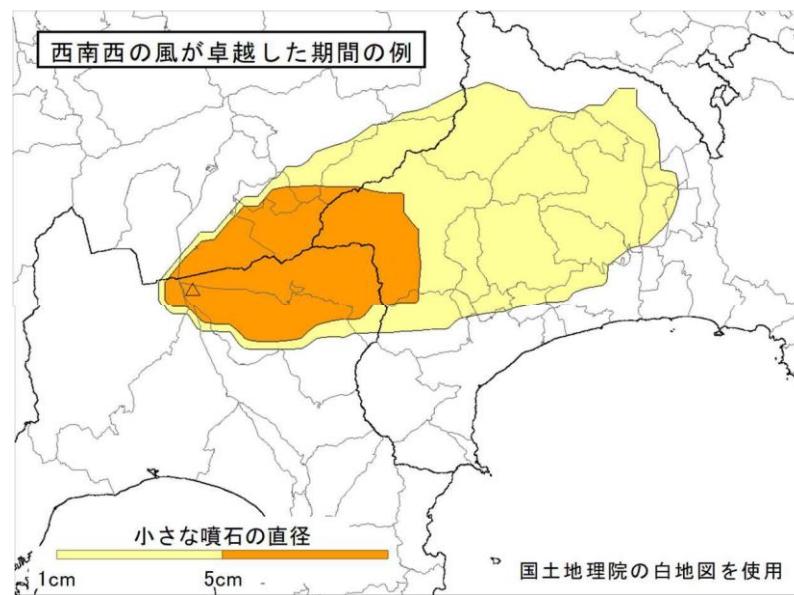
実際の噴火直後には、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する降灰予報（速報）が気象庁から発表される予定です。

図 6-1 小さな噴石の飛来可能性マップ



※ 宝永火口で宝永規模の噴火が発生した場合のシミュレーション結果
(西南西、西、西北西、北西の風が卓越した期間) を合成して作成

図 6-2 宝永噴火時のシミュレーション結果



小さな噴石シミュレーション結果のイメージ 気象庁作成 (平成25年版)

(4) 富士山の噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」と、防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標です。富士山においては平成19年12月から運用を開始しています。

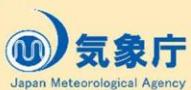
表2 富士山の噴火警戒レベル


平成19年12月1日運用開始

富士山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (カラー)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模噴火が発生し、噴石、火碎流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。 <p style="margin: 0;">■宝永（1707年）噴火の事例</p> <p style="margin: 0;">12月16日～1月1日：大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に推移</p> <p style="margin: 0;">■他の噴火事例</p> <p style="margin: 0;">貞観噴火（864～865年）： 北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達</p> <p style="margin: 0;">延暦噴火（800～802年）： 北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達</p> <ul style="list-style-type: none"> ●顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火碎流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険）。 <p style="margin: 0;">■宝永（1707年）噴火の事例</p> <p style="margin: 0;">12月15日昼～16日午前（噴火開始前日～直前）： 地震多発、東京など広域で揺れ</p>
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。 <p style="margin: 0;">■宝永（1707年）噴火の事例</p> <p style="margin: 0;">12月14日まで（噴火開始数日前）： 山麓で有感となる地震が増加</p>
警報	噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり。 <p style="margin: 0;">■宝永（1707年）噴火の事例</p> <p style="margin: 0;">12月3日以降（噴火開始十数日前）： 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった</p>
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。 <p style="margin: 0;">■過去事例 該当する記録なし</p>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活性火山に留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。

注1）ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。
 注2）ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m³を大規模噴火、2千万～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点では特定されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。
 注3）火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会作成）で示された範囲を指す。
 各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。
 ■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。
<https://www.jma.go.jp/>



気象庁
Japan Meteorological Agency
令和3年12月

※富士山の噴火警戒レベルリーフレット 気象庁作成（令和3年12月版）から引用

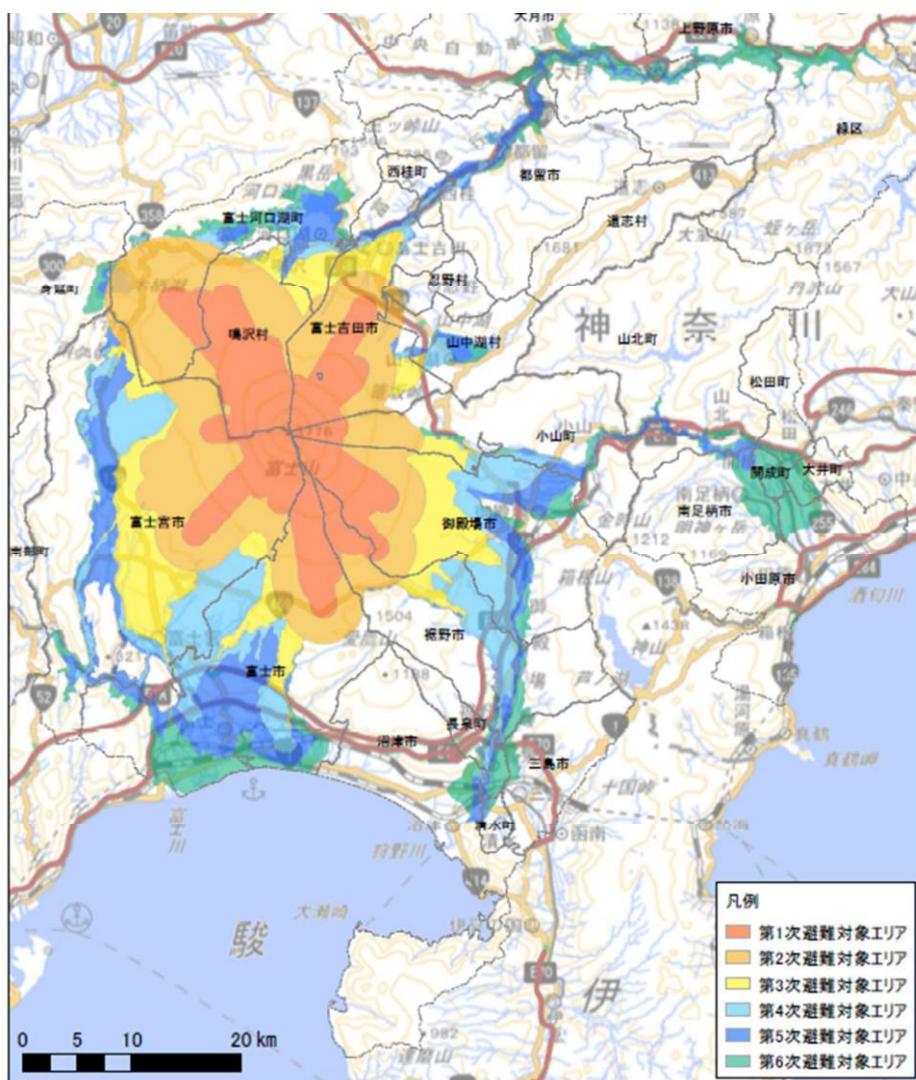
（5）溶岩流等避難対象エリア

溶岩流が最終的に到達する可能性がある範囲を、表3のとおり6つの避難対象エリアに区分したもので、図7のとおり本市は第6次避難対象エリアに含まれます。

表3 溶岩流等避難対象エリアの設定

避難対象	対象とする範囲（可能性マップの示す範囲）
影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 (火口形成、火碎流・火碎サージ、大きな噴石、溶岩流)
第1次避難対象エリア	想定火口範囲
第2次避難対象エリア	火碎流・火碎サージ、大きな噴石が到達する可能性のある範囲
第3次避難対象エリア	溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲
第4次避難対象エリア	溶岩流が24時間以内に到達する可能性がある範囲
第5次避難対象エリア	溶岩流が7日間以内に到達する可能性がある範囲
第6次避難対象エリア	溶岩流が最終的（最大で57日間）に到達する可能性がある範囲

図7 溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア



※ 富士山火山避難基本計画から引用

(6) 避難対応ステージと噴火シナリオ

ア 避難対応ステージ

富士山火山避難基本計画では、平時から噴火、火山活動の終息まで段階に応じた対応を関係機関と共有できるよう噴火シナリオが作成されました（表5）。

この噴火シナリオでは、避難対応を段階毎に「避難対応ステージ」と区分し、ステージ4を最も緊急度の高い対応として一般住民、避難行動要支援者とも避難としています（表4）

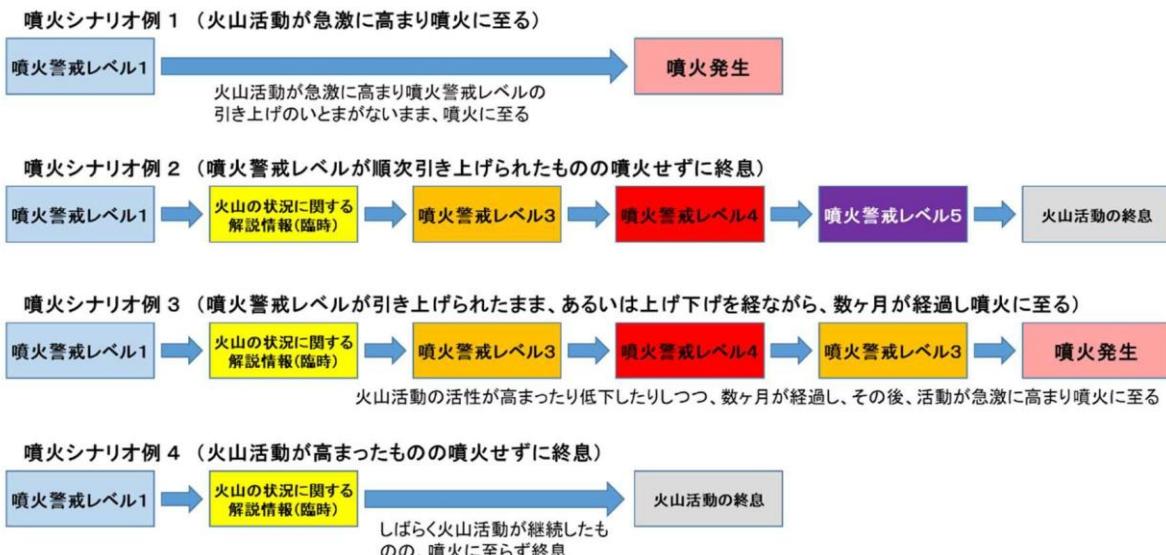
この「避難対応ステージ」は、想定火口範囲から順を追って緊急度の高い避難対策を講じる必要が生じ、噴火後は噴火現象の到達が見込まれる地域において必要に応じて引き上げることになります。

表4 噴火シナリオにおける避難対応ステージ毎の避難対応

避難対応ステージ	一般住民	避難行動要支援者	避難所	福祉避難所	その他の避難対策等
ステージ4	避難開始	避難開始 又は 避難済み	開設	開設 又は 開設済み	安否確認
ステージ3	避難準備	避難開始	開設準備	開設	安否確認
ステージ2	避難準備	避難準備	開設準備	開設準備	・避難行動要支援者名簿の確認 ・避難行動要支援者の移動手段確保 ・情報伝達方法の確認
ステージ1	情報収集	避難準備	必要に応じて 開設準備	開設準備	・避難行動要支援者名簿の確認 ・避難行動要支援者の移動手段確保 ・情報伝達方法の確認

イ 噴火シナリオ

富士山火山避難基本計画が作成した噴火シナリオは、噴火警戒レベルが順を追って引き上げることを想定した上で、富士山の火山災害警戒地域に共通する基本的な事項を示したものですが、あくまでもサンプルです。つまり想定される多数のシナリオのひとつであり、実際の災害では、これ以外に様々な噴火シナリオが存在することに注意が必要です。また、これはすべての避難対象エリアを網羅していますが、これを参考に各市町村は地域の特性を考慮した地域版シナリオを作成し、避難対策等に活用することを前提としています。



噴火シナリオ

注①) 火山活動は一足飛びに急速に高まるこどももあり、噴火警戒レベルが順を追つて一段ずつ上昇するとは限らない。その場合は、その間に想定している応急対策を全て実施する。

注②) 地域の実情により、対応開始のタイミングを早める必要があるため、日頃から訓練を通じて避難に要する時間を把握しておく必要がある。

表5 富士山火山の噴火シナリオ【富士山火山防災対策協議会作成】

推移 (例)	噴火までの推移の一例		噴火警戒レベルの引き下げ	
	噴火警戒レベル (歴史上唯一の参考例) 宝永噴火時の推移	噴火予報	火口周辺警報	噴火警戒レベルの引き下げ
噴火警戒レベル 基 本 的 な 応 急 対 策	（平時） ◆定期的な普及と啓発事業と防災訓練の実施 （登山を禁止した上で、登山者へ下山指示） ◆必事に応じて、職員招集	◆情報収集体制 （必事に応じて、災害対策本部） ◆入山規制 ◆登山客等への呼びかけ ◆職員招集	◆警戒体制の維持 （必事に応じて、災害対策本部） 【第1次警戒 対象エリア】 【第2次警戒 対象エリア】 【第3次警戒 対象エリア】 【第4次警戒 対象エリア】 ◆運搬行動を支障する者の避難指示 ◆般注記（避難準備情報） ◎市町村内の安全な場所に備え、避難所設置（状況に応じて順次拡大）	◆警戒体制の維持 （同左） これまでの対応を確認 必要に応じて追加措置 【第4次警戒 対象エリア】 ◆運搬行動を支障する者の避難準備 ◆運搬行動を支障する者の避難指示 ◆般注記（避難準備情報） 【積雪期】融雪型火山泥流から立ち退き避難が必要となる地図は第2次避難対象エリアの避難開始基準に準じて避難を開始する
社 会 情 勢			◆報道の過熱、報道関係者が増加 ◆地図から離れる人の増加・活潑化と、帰宅困難者の発生 ◆観光客等の減少 ◆通信の混乱・不確実な情報の増大（デマ情報等）	◆報道の過熱、報道関係者が増加 ◆地図から離れる人の増加・活潑化と、帰宅困難者の発生 ◆観光客等の減少 ◆通信の混乱・不確実な情報の増大（デマ情報等）
各 工 ア で の 対 応	第1次 避難対象エリア 第2次 避難対象エリア 第3次 避難対象エリア 第4次 避難対象エリア 第5、6次 避難対象エリア	・職員招集 ・避難所開設準備 ・情報伝達方法確認 情報収集体制 情報収集体制 情報収集体制 情報収集体制 情報収集体制 情報収集体制	ステージ4 ステージ2 ステージ1 ステージ1 ステージ1 ステージ1	【 噴火開始直後 】 ◆大規模な噴煙柱が確認でき、場合 噴火後の対応 ⇒ 「 <u>その1</u> 」へ ※ 次のいずれかに該当する場合、まずは「 <u>その1</u> 」へ移行 ・切れ目なく大きな噴煙が空高くまで立ち上る ・山麓の広い範囲でコリアや碎石が降り注ぎ始める ・空振が窓や扉を連続的に振動させる ◆大規模な噴煙柱は確認できない場合 噴火後の対応 ⇒ 「 <u>その2</u> 」へ 積雪期の場合（「 <u>その1</u> 」又は「 <u>その2</u> 」の対応に加え） 噴火後の対応 ⇒ 「 <u>その3</u> 」へ ※積雪が懸念される地域では、一般住民は原則徒歩又は行動が手配する車両により避難 ◆消防行動要支援者の円滑な避難への配慮 一般住民の自家用車使用の抑制 ◆消防行動要支援者の呼びかけ、観光客等は帰宅

富士山火山避難基本計画から引用

4 富士山火山噴火災害想定

本市に影響を及ぼす富士山噴火は本市と富士山の地理的関係上、大規模な噴火（864年の貞観噴火【溶岩流等：13億m³】規模と1707年の宝永噴火【火山灰：噴火高度15km、量7億m³】規模）に限定されます。

上記2つの大規模噴火は火山活動の推移とマグマの性質上、同時に生じたという事例はなく、特に、本市と富士山の離隔距離から考察すると、溶岩流が流入する「溢流的噴火」が起きる場合は、火山灰の降灰による影響を受けることはなく、大量の火山灰が降灰する「爆発的噴火」が起きる場合は、溶岩流の影響を受けることはないということが言えます。

そこで、本市では貞観噴火規模の「溢流的噴火」が生じた場合と宝永噴火規模の「爆発的噴火」が生じた場合の2つの噴火シナリオを基に、災害対策を推進します。

この際、噴火口の位置・噴火規模及び噴火の種類は、噴火するまで判別できませんので、噴火するまでは区分することなく共通的事項として作成しています。

また、災害対策を検討する上で、富士山の噴火による「被害見積」は重要な要素となりますので、各事象に基づき「被害見積」を案出します。

（1）溢流的噴火シナリオ

気象庁の発表する噴火警戒レベルに応じて、4つに区分（第1期：予防対策、第2期：災害事前対策、第3期：応急災害対策、第4期：復旧・復興）し、それぞれの区分における国・火口周辺県、市と周辺市町の状況、市の体制及び市民（受入住民、避難予定住民）の予想行動を記載しました。

噴火後のシミュレーションについては、富士山火山避難基本計画を参考に作成しています。

表6 溢流的噴火シナリオ（貞観噴火のケースで検討）

（2）爆発的噴火シナリオ

上記と同様ですが、噴火後のシミュレーションは、宝永噴火の状況を参考に作成しました。

また、市民の区分を「土砂災害警戒区域に居住している住民」「木造家屋に居住している住民」「ビル等に居住している住民」に分けて記載しています。

表7 爆発的噴火シナリオ（宝永噴火のケースで検討）

（3）富士山火山噴火被害見積

被害見積は、表8のとおりですが、溢流的噴火と爆発的噴火により大きく異なります。

この被害見積に基づき、各種対策を検討します。

5 計画の推進主体とその役割

第1編 地震災害対策計画 第1章「第5節 計画の推進主体とその役割」を準用します。

6 火山災害対策の推進管理

第1編 地震災害対策計画 第1章「第6節 地震災害対策計画の推進管理」を準用します。

表6 溢流的噴火シナリオ（貞観噴火のケースで検討）

推移	通常の火山活動～噴火開始前～噴火直前					D日	噴火の発生～終息まで			終息後
	・火山活動静穏 ・火山性地震の震源が深部から浅部へ上昇 ・マグマの浅部への上昇に伴う地殻変動を観測						噴火警報 大規模な溶岩流の流下（県内7市町への流下予測時期） D+1日：山北町 D+6日：松田町 D+9日：相模原 D+30日：大井町 D+3日：南足柄 D+5日：開成町 D+17日：小田原 D+57日：終息予測			
気象庁の発表	噴火予報	火口周辺警報	噴火警報		富士山噴火	噴火警報			噴火の状況に応じて警戒レベルの引き下げ	
国、火口周辺県の状況	レベル1～2 (火口周辺規制)	レベル3 (入山規制)	レベル4 (高齢者避難)	レベル5 (避難)		レベル5（避難）				
近隣1市5町の状況	情報収集体制 火口周辺への立ち入り規制	警戒対策本部設置 登山禁止、入山規制 1次エリア住民避難	災害対策本部の設置 2次エリア住民避難 3次エリア避難準備	警戒態勢の継続 4次エリア 避難準備		応急対策体制 噴火の規模、噴火口の位置等の特定	必要な追加支援 復興方針検討	状況に応じて 避難解除 復興支援		
市の状況	普段通り	情報収集体制	情報収集体制	情報収集体制 一部避難準備		山北、南足柄、開成 松田の住民避難	大井町の住民避難	—	避難住民の帰還	
期区分	第1期 予防対策	第2期 災害事前対策				第3期 応急活動対策			第4期 復旧：復興	
市の体制	通常体制 ↓ 噴火予報の把握	情報収集体制 通常体制 ↓ 噴火警戒レベルの情報収集、住民に周知 ↓ 住民に3日分の備蓄について情報発信	情報収集体制 準備体制 ↓ 噴火警戒レベルの情報収集、住民に周知 ↓ 住民に5日分の備蓄企業等に在庫の増量について情報発信 域外避難者対応	動員1号 状況により2号 噴火警戒レベルの情報収集、住民に周知 ↓ 住民に7日分の備蓄企業等に在庫の増量について情報発信 要配慮者の避難準備（火山灰対応） 域外避難者対応		噴火直後動員3号 災害対策本部設置 情報収集後 小中規模：準備 L-29・30以外：1号 L-29・30：2号 ↓ 溶岩流の状況に応じて避難指示を発出 ↓ 避難住民の掌握 避難の統制・調整 被害状況の把握と 救済・復旧・復興方針の検討	動員2号 ↓ 溶岩流の状況に応じて避難指示を発出 ↓ 避難住民の掌握 避難の統制・調整 被害状況の把握と 救済・復旧・復興方針の検討	動員2号 ↓ 溶岩流の状況に応じて避難指示を発出 ↓ 避難住民の掌握 避難の統制・調整 被害状況の把握と 救済・復旧・復興方針の検討	状況に応じて動員体制を解除 ※復旧・復興ラインの復旧 被災者に対する仮設住宅等準備 ↓ 宅地の造成？ 上記土砂による流入溶岩地区的再開発？	
市民の行動	受入住民 避難予定住民	普段通り	普段通り	普段通り		避難所の開設準備 避難者受入準備	避難者受入 避難所運営の協力	避難者受入 避難所運営の協力	状況により 避難所の開設	
備考	※避難予定住民は、流入予想地域の桜井及び富水、東富水、豊川、上府中、曾我の一部 ※備蓄・在庫の増強は、噴火するまで種類・規模が不明なため、降灰の影響を考慮									
	※流入予想地域以外は、学校等通常の活動									

表7 爆発的噴火シナリオ（宝永噴火のケースで検討）

推移	溢流的噴火の推移に同じ。	D 日	噴火の発生～終息まで														終息後																											
			大規模な爆発（噴火高度：15km 西～北西の風 大量の火山灰の飛散）																																									
宝永噴火時の噴火と降雨の推移																																												
D+1～4日：噴火前段														D+5～10日：噴火中段																														
気象庁の発表	噴火予報	周辺警報	噴火警報	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	火山活動静穏																											
国、火口周辺県の対応	L V1・2	L V3	L V4	L V5	噴火警報（気象、特に風向きによる降灰予測）																																							
市の状況	レベル5（避難）																状況に応じ警戒レベルの引下げ																											
期区分	第1期 予防対策	第2期 災害事前対策	富士山噴火	応急対策体制 道路の除灰・支援 (降灰により困難?)				必要な追加支援 主要道路の除灰、物資の支援				必要な追加支援 復興方針検討				状況に応じ避難解除 復興支援																												
市の体制	30分以降大量の降灰 住民は自宅等避難 土砂災害の可能性有 降灰は10～20cm程度															降灰なし。 避難住民の帰宅 自宅等の除灰 道路の除灰																												
市民の行動	土砂警戒地区	道路、屋根等の除灰 支援物資等を市民に配給 倒壊家屋発生の可能性有 降灰5～10cm、積算15～30cm														倒壊家屋発生の可能性大 降灰10～20cm、積算25～50cm																												
備 考	第3期 応急活動対策															第4期 復旧：復興																												
	前 段																																											
	動員3号 ↓ 降灰・降雨の状況に応じ土砂災害警戒区域の住民に避難指示 降灰による被害の把握と救護 電気・水道等の応急復旧 避難所の開設準備・開設 道路の除灰を国・県と調整 必要な道路の除灰 支援物資の管理・配分を検討																																											
	動員3号 ↓ 降灰状況に応じ木造家屋で倒壊の恐れのある住民に避難指示 避難所の開設準備・開設 道路の除灰 支援物資の配分 ライフラインの復旧 被害状況の把握と救済・復旧・復方針の検討																																											
	動員3号 ↓ 降灰・降雨状況に応じ避難指示 ↓ 被害状況の把握と救済・復旧・復興計画の策定																																											
	自宅避難 状況により避難所へ避難															状況に応じ避難解除 及び動員体制解除 ライフラインの復旧 被災者の仮設住宅 除灰した火山灰の処理																												
	避難所、状況により自宅避難 (自宅の屋根等の除灰)																																											
	自宅避難															避難所、状況により自宅避難																												
	状況により避難所へ避難 屋根等の除灰															避難所、状況により自宅避難																												
	自宅避難															自宅避難																												
	自宅避難 屋根等の除灰															自宅等の整備																												
	※ 降灰の影響により、学校は休校、仕事はリモートを活用（市民生活、経済活動ストップ状態）																																											

表8 富士山火山噴火被害見積

	火山現象	被害見積	備 考
溢流的噴火	溶岩流	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の一部に17日5時間以降流入の可能性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人 数：約21265名 ・ 世帯数：約9000世帯 ・ 車両数：約1000台 ○ 流入地域の住宅、農地等が埋没・焼失 	<ul style="list-style-type: none"> ○ P 258 図溶岩流ドリルマップ 参照
	火山灰	<ul style="list-style-type: none"> ○ 影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仕事、学校、観光等、通常の活動
	降灰後土石流	<ul style="list-style-type: none"> ○ 影響なし 	
	小さな噴石	<ul style="list-style-type: none"> ○ 影響なし 	
爆発的噴火	溶岩流	<ul style="list-style-type: none"> ○ 影響なし 	
	火山灰	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の全域に降灰（家屋等の倒壊等） <ul style="list-style-type: none"> ・ 風向きにより、最高で30~50cmの降灰 ・ 木造家屋の損壊・倒壊（30cm、降雨時） ・ 体育館等支点間の長い建物の損壊・崩壊 ・ 農地への降灰による収穫被害 ・ 大量の火山灰処理 ○ 健康・医療 <ul style="list-style-type: none"> ・ 目、鼻、喉、気管支の異常、皮膚の炎症 ・ 要介護者・要支援者・自宅療養者、入院患者（人工透析）等の治療への影響（移動・電力・水・医薬品等） ○ 交通・流通 <ul style="list-style-type: none"> ・ 降灰時視界不良、センターラインが見えない影響により走行困難かつ事故が多発 ・ 2輪駆動車は30cm、傾斜地では5cm程度で走行不能（4輪駆動車は走行可能） ・ 電車は、車輪とレールの通電不良による不安全化、視界不良等により運行停止 ・ 船舶は、視界不良による運航停止、冷却水管等の目詰まりによる速度低下等 ・ 道路網が火山灰の影響で運行できない等により輸送・流通が止まり食料等不足 ○ 電力 <ul style="list-style-type: none"> ・ 碓子の絶縁低下、送配電線の切斷に伴う停電 ・ 火力発電所の吸気フィルターの機能低下による供給量の低下 ○ 上・下水道 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原水の水質悪化に伴う断水 ・ 降灰による取水停止による断水 ・ 管路の流下阻害や閉塞の発生 ・ 停電による上・下水道施設の機能停止 ○ 通信 <ul style="list-style-type: none"> ・ 停電による電気通信設備の故障等 ・ 冷却能力の低下による設備の故障 ・ アンテナへの火山灰付着による通信障害 	<ul style="list-style-type: none"> ○ P 259 図1 降灰可能性マップ参照
	降灰後土石流	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1cm以上の降灰があり、1時間に10mm程度の降雨があった場合に発生の可能性 ○ 降灰堆積深が10cm以上で被害が拡大。巻き込まれた住民・建物の被害 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域防災計画【資料編】 資料5-9参照
	小さな噴石	<ul style="list-style-type: none"> ○ 風向きにより1~10cmの噴石が飛来し、直撃による負傷者の発生 	<ul style="list-style-type: none"> ○ P 261 図1 小さな噴石の飛来可能性マップ参照

第2 予防対策

1 火山情報伝達体制の確立

(1) 噴火警報等の発表と伝達

気象庁は、火山活動の監視・観測を常時実施しており、火山活動の状況に応じて、P 262の表「富士山の噴火警戒レベル」に示す情報（以下、「噴火警報」という。）を発表し、速やかに関係機関に提供します。この際、県及び市町村に対し、防災情報提供システムやJアラート等により情報伝達するとともに、その重要性に応じて報道機関への発表を行います。県は、気象庁から受け取った情報を一斉指令により市町村に伝達し、市町村は住民等に対して伝達します。

(2) 噴火警報等の通報及び伝達体制

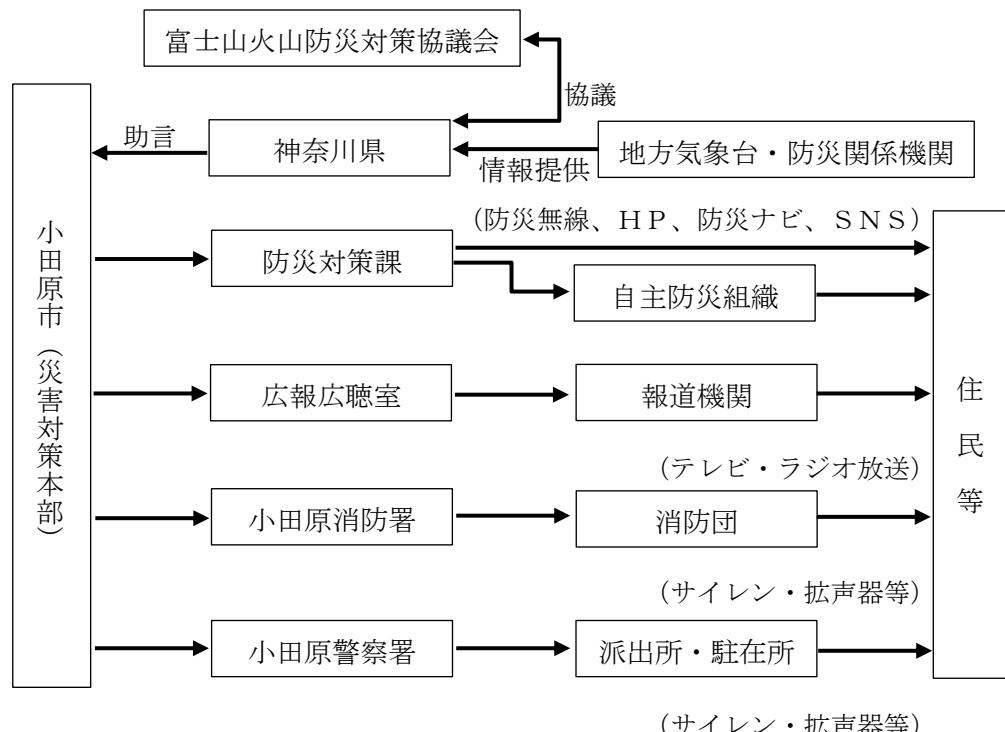
噴火警報等の通報及び伝達系統は、資料15-2のとおりです。

市は、地域の特性等を踏まえつつ、噴火警報等の内容に応じた避難情報の具体的な発令基準をあらかじめ定めます。発令基準の策定・見直しに当たって、火山防災協議会における共同検討等を通じて、災害の危険度を表す情報等の活用について、県や国との連携に努めます。

(3) 市の情報伝達体制

市は、気象庁が噴火警報等を発表した場合、図「市における情報伝達系統図」により、住民に対し速やかに情報伝達を行います。この際、情報伝達に漏れがないよう警察・消防等と協力して確実に情報伝達するとともに、報道機関を活用した広報に留意します。

表9 市における情報伝達系統図



(4) 通信手段の確保

市は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

2 溶岩流対策

溶岩流は、市の一部に17日5時間以降流入の可能性があり、約9000世帯、約21000名に影響を及ぼすと考えられています。溶岩流の速度は、人の歩く速度（約3km/h）程度ですので、溶岩流噴出後の情報を確実に把握して、適時・適切に避難準備～避難指示～避難まで計画的に実施できるよう避難計画を整備し、関係住民への周知徹底に努めます。

3 火山灰（降灰及び小さな噴石）対策

（1） 降灰予報の入手と伝達

気象庁が発表する降灰予報を入手するとともに、市の情報伝達系統をもって、速やかに住民等に情報伝達を行います。

表10 降灰予報の種類と内容

	発表する場合	発表の時期	発表内容
降灰予報 (定時)	噴火警報発表中の火山で、噴火により生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合	定期的 (3時間毎)	18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲、小さな噴石の落下範囲
降灰予報 (速報)	○ 降灰予報（定時）発表中の火山：降灰への防災対応が必要となる降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表 ○ 降灰予報（定時）未発表の火山：噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため予測された降灰量が「少量」であっても必要に応じ発表	噴火後速やか (5~10分後)	噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布、小さな噴石の落下範囲
降灰予報 (詳細)	○ 降灰予報（速報）を発表した場合に少し遅れて発表 ○ 噴火観測情報（噴火時刻、噴煙高等）を用いて高精度の降灰予測計算を行って発表 ○ 降灰予報（定時）発表中の火山：速報に同じ。 ○ 降灰予報（定時）未発表の火山：速報に同じ。	噴火後 (20~30分後)	噴火発生から6時間先まで（1時間毎）に発表される降灰量分布、降灰お開始時期
備 考	○ 降灰予報で使用する降灰量階級は、「多量：1mm以上（外出を控える、運転を控える）」「やや多量：0.1mm~1mm（マスク等で防護、徐行運転をする）」「少量：0.1mm未満（窓を閉める、フロントガラスの除灰）」		

（2） 健康被害対策

火山灰が健康に与える影響は、呼吸器系への影響、特に慢性肺疾患のある方は注意が必要です。また、目に入ると角膜の損傷や結膜炎を発症したり、皮膚に付着すると炎症を起こす人もいます。このため、日頃から住民に対して、避難、外出、野外作業時の注意事項の周知を図ります。

住民への避難、外出、野外作業時の周知事項

- 火山灰を吸い込まない。マスク（タオル・ハンカチ）着用する。
- 目を守る。
 - コンタクトレンズの使用を避け、眼鏡にする
 - 防塵ゴーグルや傘、帽子、ヘルメットを着用する。
 - 灰が目に入った場合、こすらずに水で洗い流す。
- 皮膚を守る。
 - 長袖、長ズボン、手袋、タオル等で皮膚を覆う。
- 野外で作業する場合は、しっかりとした防塵マスクを着用する。

（3） 木造家屋の損壊・倒壊対策

- ア 倒壊の恐れのある木造家屋について把握するとともに、降灰の状況に応じ、適時適切な避難指示を発出できるよう努めます。
- イ 降灰に強い家作り（屋根は谷を作らず単純な形状で4寸（約22度）以上の急勾配、軒は60cm以上出し、雨どいを半丸型にする等）について、普及・推奨に努めます。
- ウ 屋根への降灰対策として、ビニールシートを活用した防護要領及び屋根の除灰は転落等の危険を伴うため安全な除灰要領等について、検討・普及に努めます。

4 降灰後の土石流対策

第1編 地震災害対策計画 第2章「第5節 土砂災害対策」を準用します。

5 避難対策

第1編 地震災害対策計画 第3章「第5節 避難対策」を準用するほか、以下のとおり。

(1) 避難誘導

市は、富士山が噴火し、又は噴火する恐れがあるときは、避難誘導を行います。

ア 市は、避難場所・避難経路をあらかじめ指定し、日頃から住民、観光客等への周知徹底に努めます。

イ 市及び施設の管理者は、要配慮者の避難誘導、搬送等について、警察、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

(2) 避難所の確保

避難所の選定は噴火の形態により大きく異なります。溢流的噴火の場合、溶岩流の流入以外は影響がなく、学校も通常通りであるならば、広域避難所の開設に制限を受けることになります。また、避難者の多くは車両で避難すると考えられ、駐車場の確保が必要になります。

爆発的噴火の場合、火山灰の影響で広域避難所の屋内運動場（体育館）は支点間が長く脆弱であるため、使用できないことが予想され、検討が必要です。

ア 溢流的噴火の場合

溶岩流の流入予想地域から避難する最大人員数約1700人（自主避難を約2割と見積）の避難場所を確保するため、下記の施設等を選定し、使用できるよう調整を進めます。

(ア) 溶岩流流入予想地域以外のすべての小・中学校の体育館及び校庭（グランド）

(イ) 市の福祉施設及び民間の福祉施設等（要配慮者等の避難場所）

(ウ) 市のその他の施設、公民館及び高校

(エ) 上記で収容できない場合、民間施設を調整するとともに、広域避難について検討

イ 爆発的噴火の場合

木造家屋で降灰により倒壊の恐れがある住民及び降灰後の土砂災害の恐れがある住民等の避難所として、広域避難所における学校の校舎地区を使用できるよう整備に努めます。

(3) 避難所の準備・運営

溢流的噴火の場合、溶岩流の流入予想地域の住民が別の地区的広域避難所等に避難する特性があるため、避難所の準備と運営の要領について具体化を図ります。

(4) 自主避難の推奨

避難者の避難生活の快適性、市の避難関連業務の軽減化等を考慮し、溶岩流の到達予想地域外にある、実家、親族、友人、知人宅、旅館・ホテル等への自主的な避難を推奨します。

6 要配慮者に対する対策

第1編 地震災害対策計画 第3章「第6節 要配慮者に対する対策」を準用します。

7 ライフラインの安全対策

第1編 地震災害対策計画 第3章「第13節 ライフラインの応急復旧対策」を準用するほか、以下のとおり。

(1) 上水道

高田浄水場の再整備事業による施設の覆蓋化が完了するまでは、降灰対策作業に要するブルーシートや防塵マスク等の準備を進めます。

(2) 電 気

事業者は、降灰下での作業環境を考慮して、防塵マスク等を整備するとともに、復旧場所への経路の確保について道路管理者と協議を進めます。

(3) 通信サービス

通信サービス事業者は、除灰道具、除灰フィルター等の整備と復旧に必要な技術者等の確保を進めるとともに、復旧場所への経路の確保について道路管理者と協議を進めます。

8 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

市は、救助工作車、高規格救急自動車（以下「救急自動車」という。）等の車両及び応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努めます。

(2) 消火活動

ア 市は、平常時から消防団、自主防災組織等の連携強化を図るとともに、出火、延焼拡大予防のため初期消火等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備に努めます。

イ 市は、消防水利、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備強化を図ります。

(3) 医療救護活動

市は、関係機関と調整のうえ、神奈川県災害時保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の確保に努めます。

9 食料、飲料水及び生活必需品の供給対策

第1編 地震災害対策計画 第3章「第8節 食料、飲料水及び生活必需品の供給対策」を準用するほか、以下のとおり。

(1) 市民の備蓄は、通常の備蓄品の他、マスク、ゴーグル、ヘルメットの準備を追加します。

(2) 市民の食料・飲料水の備蓄及び企業（協定締結している小売店等）に関して、警戒レベル応じて段階的に備蓄・仕入れを増強することを促進します。

警戒レベル	一般住民	販売店等
レベル3	3日分の備蓄を確認	仕入を通常の1.25倍
レベル4	5日分の備蓄を準備	仕入を通常の1.5倍
レベル5	7日分の備蓄を準備	仕入を通常の2倍

10 医療・救護・防疫対策

第1編 地震災害対策計画 第3章「第9節 医療・救護・防疫対策」を準用するほか、医薬品・医療材料等は、宝永噴火の時には降灰が15日間続いたことを考慮した備蓄品の確保に努めます。

11 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策

第1編 地震災害対策計画 第3章「第11節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策」を準用するほか、以下のとおり。

(1) 降灰による交通への影響

車線等の視認障害、視覚不良、3cm以上堆積すると降雨時には二輪駆動車の走行が困難となります。スタック車両の存在は交通を妨げ、緊急車両の運行に影響を及ぼします。

(2) 除灰作業用資機材の確保

除灰作業用資機材を保有している機関を把握し、支援に関する協定の締結に努めます。噴火状況判明後は、県を通じ国（国土交通省）や自衛隊、他の都道府県等への支援要請を行い、除灰作業用資機材の速やかな確保に努めます。なお、除排雪資機材（ホイールローダー等）は、除灰作業用として代用が可能であることから、他の自治体等からの支援についても検討します。

(3) 火山灰（小さな噴石を含む）処分の検討

一般的に、火山灰は土砂として各施設の管理主体及び地方公共団体の判断により、土捨て場等で処分されるべきもので、避難路等の除灰作業で収集した火山灰は、火山灰の集積→火山灰仮置き場→火山灰処分場の手順により処分します。平時に、市として火山灰仮置き場や火山灰処分場等の設置場所の候補地を選定し、国が火山灰の処分（最終）方法を検討します。

(4) 火山灰仮置き場の検討

ア 火山灰仮置き場は、避難路等で収集した火山灰を一時的に集積する場所であり、仮置き期間は1～3か月程度と想定します。

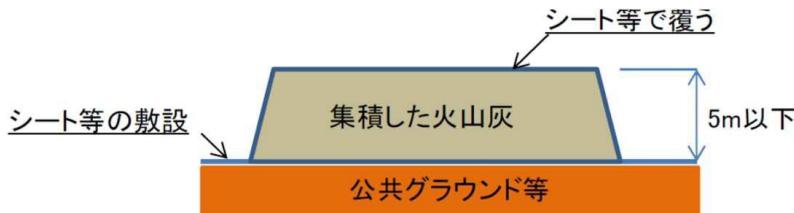
イ 仮置き場となる用地の主な条件

- ・平坦な場所（火山灰の移動、流出を防止）
- ・河川や水路などから一定程度離れた場所（下流域への流出を防止）
- ・ダンプトラックの往来が可能な場所（処分場への移動を想定）
- ・公有地、公共施設（私有地への集積は、地権者と合意が必要）
- （例）大型駐車場、公園、公共グラウンド、遊休地 等

ウ 留意事項

- ・用地の現状復旧や処分場への運搬がしやすい工夫（シート等の敷設）
- ・風による飛散の防止（シート等で覆う）
- ・降雨による流出防止（排水溝の設置）
- ・火山灰盛土の崩壊防止（盛土高5m以下） 等

エ 火山灰仮置き場での保管例（基準）



12 災害廃棄物等の処理対策

第1編 地震災害対策計画 第3章「第15節 災害廃棄物等の処理対策」を準用するほか、除灰した火山灰を排水溝に流さないこと等について、住民に普及するとともに、灰出し要領等の具体化に努めます。

13 防災知識の普及

(1) 市民等への防災知識の普及

市は、火山災害について市民の正しい理解が進むよう火山活動等に関する情報の提供、噴火の種類・規模等により、とるべき行動等について普及啓発に努めます。

(2) 観光客等への防災知識の普及

県及び市観光協会等の関係機関と連携して、火山防災知識の普及啓発に努めます。

(3) 児童・生徒等への防災知識の普及

学校は、教科等を通じ、火山に関する知識の普及や火山防災教育の推進に努めます。

14 防災訓練の実施

第1編 地震災害対策計画 第3章「第18節 防災訓練の実施」を準用します。

第3 災害事前対策

1 富士山噴火までの市の体制

市は、噴火警戒レベルに応じて、表11に示す配備体制をとり、国・県等と情報の共有を図るとともに、噴火前の事前対策を推進します。

表11 富士山噴火までの市の体制

警戒レベル	国	神奈川県	小田原市
レベル3	火山災害現地連絡調整室の設置	警戒態勢（安全防災局1コ班及び各局で必要に応じ配備）	情報収集体制（通常体制）
レベル4	特定災害対策本部の設置 政府現地災害対策室の設置	第2次応急体制（安全防災局全職員及び各局第2次応急要員配備）	情報収集体制（準備体制）
レベル5	同上	同上	動員1号、状況により動員2号

※ 配備体制は、第1編 地震災害対策計画 第4章1節「第3 動員計画」を準用します。

2 火口周辺警報（レベル3）発令時の対応

(1) 情報収集活動

市は、通常の勤務体制で、防災対策課で気象庁、県等から情報収集を実施します。

(2) 住民等への情報の伝達

市は、防災行政無線、HP、防災アプリ等を通じ、下記の情報を伝達します。

こちらは、防災おだわらです。小田原市役所から富士山の状況についてお知らせします。本日午前（後）○時○分富士山の噴火警報が発表され、噴火警戒レベル3に引き上げられました。市民の皆様は、今後の火山に関するテレビ・ラジオ等の報道に注意するとともに、食料・水等の3日分の備蓄についてご確認ください。

3 噴火警報（レベル4）発令時の対応

(1) 情報収集活動

市は、準備体制に移行し、気象庁、県等から情報収集を実施します。

(2) 住民等への情報の伝達

市は、防災行政無線、HP、防災アプリ等を通じ、下記の情報を伝達します。

こちらは、防災おだわらです。小田原市役所から富士山の状況についてお知らせします。本日午前（後）○時○分富士山の噴火警報が発表され、噴火警戒レベル4に引き上げられました。市民の皆様は、今後の火山に関するテレビ・ラジオ等の報道に注意するとともに、食料・水等を5日分備蓄するよう心掛けるとともに、富士山方面への不要不急の移動はお控えください。

(3) 火口周辺市町村からの避難住民対応

第1次、第2次避難対象エリアの住民避難が予想され、県、避難実施市町村等から広域避難

経路等の情報を入手して住民に伝達、必要があれば交通規制等を実施します。

表12 市に関係する広域避難経路（富士山火山避難基本計画から抜粋）

路線名・区間	始点・終点 市町村	
国道255号	松田町	小田原市
県道74号（小田原山北）	山北町	小田原市
国道1号線	小田原市	函南町
国道135号	小田原市	熱海市

（4）交通規制等

市長は、必要に応じて、警察、消防機関等の協力を得て、住民、観光客等に対する交通規制等を実施します。なお、特に必要があると認めるときは、市長は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立ち入り制限や禁止を行うものとします。

4 噴火警報（レベル5）発令時の対応

（1）情報収集活動

市は、動員1号（状況により2号）体制に移行、気象庁、県等から情報収集を実施します。

（2）住民等への情報の伝達

市は、防災行政無線、HP、防災アプリ等を通じ、下記の情報を伝達します。

こちらは、防災おだわらです。小田原市役所から富士山の状況についてお知らせします。本日午前（後）○時○分富士山の噴火警報が発表され、噴火警戒レベル5に引き上げられました。市民の皆様は、今後の火山に関するテレビ・ラジオ等の報道に注意するとともに、食料・水等を7日分備蓄するよう心掛けるとともに、富士山方面への不要不急の移動はお控えください。

（3）火口周辺市町村からの避難住民対応

第4次避難対象エリアの住民避難が予想され、レベル4と同様の対応を実施します。

（4）要配慮者等に対する対応

ア 噴火まで種類・規模等は判定できないが、大規模爆発的噴火の場合、約30分で降灰の可能性があるため、土砂災害警戒区域内の要配慮者等に対し、高齢者等避難の準備を連絡します。

イ 市は、上記地域の要配慮者及び避難行動要支援者等を把握するとともに、連絡手段を確保して、噴火後の種類・規模が判明後、速やかに避難指示を発令できる体制を確立します。

この際、要配慮者の程度に応じて、安全な福祉施設への収容について検討・調整します。

（5）避難所の開設準備

土砂災害警戒区域に指定されている地域の避難所及び福祉施設等は、噴火後速やかに避難所を開設又は受入れが可能な準備について連絡します。

（6）道路除灰の準備

国、県及び除灰作業用資機材を保有している機関及び除排雪資機材等を保有する他の自治体等に対し、支援に関する調整を実施します。

第4 噴火時の応急災害対策

災害が発生した場合、発災直後の応急活動対策を適切に実施するためには、被害規模等の概括的

な情報をいち早く把握することが、その後の応急策を効果的に実施するために不可欠です。

市は、様々な種類の通信手段を活用することはもちろんのこと、映像情報等を利用して被害の規模や程度を推定し、災害対策本部の設置をはじめ、国、県、防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進めます。

応急活動対策の実施に当たっては、生命・身体の安全を守ることを最優先に、災害の拡大や再発の防止と二次災害等の防止や救助・救急、医療及び消火活動を進めます。また、避難所の設置等の避難対策、食料、水、燃料等の確保対策等の生活支援対策を進めるとともに、そのための条件としての交通確保対策を進めます。

ライフラインの応急復旧活動、さらに被災地の社会的混乱や心理的動搖の防止に向けて、正確な情報の提供や災害相談の実施等、時間経過に沿った対策を進めます。

1 活動体制の確立

(1) 災害情報の収集・連絡

火山災害が発生したとき、市は、人的被害の状況、建築物の被害、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

噴火後の情報収集活動は、表13の情報を重視して情報収集活動を実施します。

(2) 通信手段の確保

市は、災害発生時において、災害情報の連絡通信手段を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な要員を直ちに現場に配置して、速やかな通信の復旧を図ります。また、通信手段の確保について必要な措置を県に要請します。

表13 噴火後の情報収集項目

区分	噴火に関する情報（基準）	その他の情報（基準）
噴火直後	○噴火規模、種類、火口の位置、噴煙高	○被害状況 ○要配慮者の避難状況
大規模溢流的噴火の場合	○溶岩流の流下状況（方向・速度・先端） ○その他、火山灰等の状況	○被害状況 ○流入予想地域住民の避難に関する状況 ○避難所の開設・運営状況 ○周辺町の避難状況 ○復旧状況
大規模爆発的噴火の場合	○降灰状況 ○気象情報（風向、降雨） ○その他、小さな噴石等の状況	○被害状況 ○市の降灰状況（降灰厚） ○インフラ・交通状況 ○避難所の開設・運営状況 ○支援物資の状況 ○復旧状況

(3) 災害対策本部の設置と配備体制

ア 大規模な爆発的噴火があった場合、30分以降市内への降灰が予想されることから、噴火したら、別命なく速やかに災害対策本部を設置するとともに3号配備体制に移行します。

イ 災害対策本部の設置

第1編 地震災害対策計画 第4章第1節「第2 災害対策本部等の設置」を準用します。

ウ 噴火後の情報（噴火規模・種類、火口位置等）に基づき、表14のとおり、災害対策本部と配備体制を変更します。

表14 噴火後の本部及び配備体制の変更基準

噴火の規模、種類、火口の位置	体制	災害対策本部
○ 小・中規模噴火	○ 準備体制	○ 廃止
○ 大規模、溢流的噴火、29・30以外の火口	○ 1号配備	○ 廃止
○ 大規模、溢流的噴火、29・30火口	○ 2号配備	○ 繼続
○ 大規模、爆発的噴火	○ 3号配備	○ 繼続

（4）広域的な応援体制

市長は、必要があると認めるときは県知事に対して広域応援を要請します。

（5）自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対して自衛隊の派遣要請を求める（災害対策基本法第68条の2第1項）。この場合、市長は、必要に応じて、市域の災害状況等を防衛大臣又は地域担当部隊の長（陸上自衛隊東部方面構成団）に通知します。

また、市長は、県知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能でできない場合は、直接防衛大臣又は地域担当部隊等の長（陸上自衛隊東部方面混成団）に災害の状況等を通知します（災害対策基本法第68条の2第2項）。また、この通知をした時は、速やかにその旨を県知事に通知します。

2 被害状況の収集と伝達

第1編 地震災害対策計画 第4章第1節「第4 被害状況の収集・伝達」を準用します。

3 災害広報の実施

第1編 地震災害対策計画 第4章第1節「第5 災害広報の実施」を準用します。

4 通信の運用

第1編 地震災害対策計画 第4章第1節「第6 通信の運用」を準用します。

5 避難対策

溢流的噴火の場合、避難者が限定され溶岩流の流入は約17日と時間的余裕もあり、事前の計画に基づく避難が可能なため、別冊として「小田原市富士山火山避難要領」を作成します。

ここでは、爆発的噴火の場合の避難対策について記述します。

第1編 地震災害対策計画 第4章「第3節 避難対策」を準用するほか、以下のとおり。

（1）避難の考え方

大規模な爆発的噴火による降灰・降雨の状況は、宝永噴火時の推移から推測すると、前段：噴火から5日間は大量の降灰（10～20cm）と降雨で、中段：6～10日間は降灰（5～10cm）と降雨は減少し降らない日もあります。後段11～15日間は、降灰（10～20cm）が続き、降雨は減少します。※ 表7 爆発的噴火シナリオ（宝永噴火のケースで検討）参照

このため、大規模な爆発的噴火で噴煙が15km上がり、風向が西～北西だった場合、市民は速やかに自宅避難するとともに、土砂災害警戒区域の住民は避難所に避難します。

木造家屋居住の住民は、積算降灰量が30cmを超えると倒壊の恐れがあるため、前段は自宅で避難し、中段以降、降灰の状況を踏まえ避難所への避難を検討します。

帰宅困難者及び旅行者等の避難については、大規模噴火の場合、警戒レベルは段階的に上がると予想され、事前の対処で抑制されると考えられるが、発生した場合は、最寄りの広域避難所に避難させます。

(2) 避難指示

降灰における避難指示は、降灰・降雨の状況に応じ、表15の基準に基づき発令します。

表15 降灰における避難指示発令の基準

積算降灰量		5mm	1cm	15cm	20cm	25cm
土砂災害 警戒区域	要配慮者	避難指示				
	一般住民	避難準備	避難指示			
木造家屋 居住住民	要配慮者			避難準備	避難指示	
	一般住民				避難準備	避難指示
備考	降雨量は、10mm/1h(基準)					

6 救助・救急、消火、医療救護活動

第1編 地震災害対策計画 第4章「第2節 救助・救急、消火、医療救護活動」を準用します。

7 保健衛生、災害時の廃棄物等の処理、遺体の取り扱いに関する活動

第1編 地震災害対策計画 第4章「第4節 保健衛生、災害時の廃棄物等の処理、遺体の取り扱いに関する活動」を準用します。

8 食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動

第1編 地震災害対策計画 第4章「第5節 食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動」を準用します。

9 文教対策

第1編 地震災害対策計画 第4章「第6節 文教対策」を準用します。

10 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

第1編 地震災害対策計画 第4章「第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」を準用ほか、以下のとおり。

災害発生後、救助・救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、緊急通行車両の通行を確保する必要があるため、一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保します。

また、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空の様々な手段を利用し、緊急輸送ルートの確保に努めるなど総合的な緊急輸送を実施します。

11 警備・救助対策

第1編 地震災害対策計画 第4章「第8節 警備・救助対策」を準用します。

12 ライフラインの応急復旧活動

第1編 地震災害対策計画 第4章「第9節 ライフラインの応急復旧活動」を準用するほか、以下のとおり。

浄水場施設の降灰対策

- (1) 降灰時には、覆蓋設備のない着水井、沈殿池越流トラフ及びろ過池に専用のシートで天幕を張り降灰の混入を防ぎます。
- (2) 降灰による浄水工程への影響についての判断を行い、必要に応じて取水制限及び取水停止等の措置を講じます。
- (3) 取水停止した際には、沈殿池等に降灰した灰が堆積しないように排泥作業の頻度を上げるなど必要な作業を行い、取水再開に備えます。

13 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動

第1編 地震災害対策計画 第4章「第10節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動」を準用します。

14 広域的応援体制

第1編 地震災害対策計画 第4章「第11節 広域的応援体制」を準用します。

15 災害救助法関係

第1編 地震災害対策計画 第4章「第12節 災害救助法関係」を準用します。

16 労務供給計画

第1編 地震災害対策計画 第4章「第13節 労務供給計画」を準用します。

第4 復旧・復興対策

第1編 地震災害対策計画「第5章 復旧・復興対策」を準用するほか、以下のとおり。

1 溶岩流流入地域の復旧・復興

溶岩流の流入により住居をなくした住人のための宅地造成、公共事業等により出る廃土等を活用し、溶岩地帯を埋め立てることによる復旧・復興について検討します。

2 降灰した農地の復旧・復興

天地返しによる復旧等について検討します。

第2節 箱根山火山防災対策

箱根山の概要

箱根山は、いくつかの成層火山と単成火山からなる複成火山です。火山体の中心には南北 11km、東西 8 km の大きな鍋状凹地（カルデラ）があり、その西側を占める芦ノ湖はカルデラ湖です。箱根の名称は、四方を峰々で囲まれた箱形の山塊という意味でつけられたとも言われています。

箱根山火山の活動が始まったのは、今から 65 万年前と推定されており、その後火山活動を繰り返して、外輪山とカルデラ、カルデラの中に発達する 2 つの中央火口丘群を形成しました。

外輪山は今から 25 万年前までに形成された、玄武岩から安山岩を主体とする成層火山の集合体で、明神ヶ岳、明星ヶ岳、金時山、三国山、大観山などカルデラの縁をなしています。カルデラの中には新旧 2 種類の中央火口丘群があります。古い方にあたる前期中央火口丘群は、地形的には頂上が平なのが特徴で、安山岩からデイサイトを主体とする複数の成層火山や溶岩ドームからなります。浅間山、鷹巣山、屏風山などがこれに当たり、8 万年前頃までに形成されたと考えられています。新しい方にあたる後期中央火口丘群は地形的には釣鐘状をしているのが特徴で、安山岩の成層火山や溶岩ドームからなり、神山、駒ヶ岳、二子山などがこれに当たります。

外輪山および前期中央火口丘群は既に活動を停止しており、最近の噴火は後期中央火口丘群で発生しており、将来の活動も後期中央火口丘群で行われるものと考えられます。

箱根山火山の噴火スタイルは長い歴史の間で様々に変化してきましたが、箱根山火山では 4 万年前以降、溶岩ドームの形成とそれに伴って発生する火碎流や山体崩壊を繰り返していることが知られています。箱根山火山でもっとも新しい山体は、大涌谷の南にある冠ヶ岳で、3,000 年前に形成されました。冠ヶ岳も溶岩ドームですが、この溶岩ドームが地表近くに達した際、神山が崩壊して仙石原方面に岩屑なだれが押し寄せたほか、火碎流が仙石原を覆い、一部は湖尻峠に達したことが知られています。なお、このとき岩屑なだれが早川を堰き止めたため芦ノ湖が形成されました。同様の噴火は過去 1 万年間に限ってみると、神山（7,000 年前）、二子山（5,000 年前）に発生しています。

箱根山火山は噴火の歴史記録はありませんが、地質調査により 12~13 世紀頃に 3 回ほど小規模な水蒸気爆発があったことが最近の研究で明らかになりました。これらは、マグマの関与があまり明確ではなく、規模も大きいものではありませんが、観光地化がきわめて進んでいる箱根においては重要視すべきものです。なお、同様の噴火は 3,000 年前頃と 2,000 年前頃にもあったことが知られています。

その他、火山災害としては大涌谷、早雲山、湯ノ花沢、硫黄山の 4 つの噴気地帯では噴気活動が継続しています。大涌谷と湯ノ花沢では過去に火山ガスによる事故で死者が出ています。

箱根山は、火山噴火予知連絡会により「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に選定されており、気象庁、県温泉地学研究所等により監視・観測を行っています。平成 27 年の 4 月下旬から始まった火山活動の活発化は、11 月下旬までのおよそ 7 ヶ月間続き、6 月にはごく小規模な水蒸気噴火が発生しました。この間、観測された火山性の地震は、体に感じないごく小規模のものまで含めると約 12,500 回でした。また、平成 31 年 4 月下旬頃から火山性地震がやや増加し、5 月中旬に急増したことを受け、5 月 19 日に噴火警戒レベルが 1（活火山であることに留意）から 2（火口周辺規制）に引き上げられました。その後火山性地震は減少し、9 月以降、5 月の地震活発化前の状態になり、10 月 7 日にレベル 1 に引き下げられました。

第1 災害予防

1 火山情報の伝達体制等

（1）異常現象発見の通報義務

活動火山に関し、下記(1)に記す通報を要する異常現象を発見した者は、ただちに市又は警察官に通報し、通報を受けた警察官はその旨を最寄りの市に、市は関係機関に速やかに伝達します。

通報を要する異常現象

- ア 噴火(爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火碎流(熱雲)) 及びそれに伴う降灰砂等
- イ 火山地帯での火映、鳴動の発生
- ウ 火山地帯での地震又は地殻変動の発生
- エ 火山地帯での山くずれ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化
- オ 火口、噴気孔の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、温度又は昇華物等の顕著な異常変化
- カ 火山地帯での涌泉の新生又は潤渴、量、味、臭、色、濁度、温度の異常等顕著な変化
- キ 火山地帯での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大若しくは移動及びそれらに伴う草木の立枯れ等
- ク 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭、色、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等

(2) 噴火警報等の発表と伝達

ア 噴火警報・予報、噴火警戒レベル

(ア) 噴火警報・予報の種類

a 噴火警報

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表されます。

b 噴火予報

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、火山活動が静穏(活火山であることに留意)な状態が予想される場合に発表します。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表されます。

(イ) 解説情報等

a 臨時の解説情報

国(気象庁)は、火山活動の変化を観測した場合、臨時の解説情報を迅速に発表し、火山活動の変化の事実に加え、火山機動観測による緊急観測の実施などの対応状況を明確に公表するとともに、県等必要な関係者に伝達します。臨時の解説情報は、火山活動が変化していることを理解できるよう、分かりやすい解説を加えて発信します。

b 噴火速報

国(気象庁)は、噴火発生や噴火初期の変動を観測した際に、周辺の住民及び登山者等が緊急的に命を守る行動がとれるよう、これらの情報を噴火速報として迅速に発信するとともに、県等必要な関係者に伝達します。

(ウ) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民、登山者、観光客等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものです。噴火警戒レベルを導入した火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表します。住民、登山者、観光客等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「高齢者等避難」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードをつけて警戒を呼びかけます。

(エ) 箱根山の噴火警戒レベル

表 箱根山の噴火警戒レベル

名称	範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報 (居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 溶岩流や火碎流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生。 【過去事例】3,000年前：冠ヶ岳溶岩ドーム形成、火碎流発生・規模の大きな火山性微動の発生等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫。 【過去事例】有史以降の事例なし ・小規模噴火が発生、火口から約2km以内に大きな噴石、火碎サージが発生 【過去事例】12～13世紀：大涌谷で水蒸気爆発、火碎サージ発生
	4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。	箱根山においては、非常に多くの観光客を円滑に避難させる必要及び居住地が想定火口に近く、箱根町はこの段階で避難指示を発令。	<ul style="list-style-type: none"> 有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 【過去事例】有史以降の事例なし 	
噴火警報 (火口周辺)	火口から居住地域近く	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 特定地域では避難。状況に応じて要配慮者の避難準備等。	<ul style="list-style-type: none"> 想定火口域を超えて噴石が飛散するような噴火の発生。 【過去事例】有史以降の事例なし ・地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火の発生が予想される。【過去事例】 2015年6月：傾斜変動を伴う火山性微動が発生し、ごく小規模噴火が発生するなど火山活動が活発化
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生又は発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 【過去事例】2001年6月～10月：地震活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動、噴気異常等の熱活動の活発化
噴火予報	火口内等	1 (活火山留意)	火山活動は静穏火山活動の状態によって、火口内で火山灰が噴出	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏 ・一時的な地震の増加【過去事例】 1966年6月～7月：一時的な地震の増加、翌年泉温の上昇 2006年9～11月：一時的な地震増加 2013年1～2月：一時的な地震増加

イ 降灰予報

第1節 富士山火山防災対策「表10 降灰予報の種類と内容」を参照。

ウ 火山現象に関する情報

情報等の種類	内容	発表時期
噴火速報	周辺住民及び登山者等火山の周辺に立ちに入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報	随時
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬及び必要に応じ適時発表
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時

（2）噴火警報等の通報及び伝達体制

噴火警報等の通報及び伝達系統は、資料15-2のとおりです。

市は、地域の特性等を踏まえつつ、噴火警報等の内容に応じた避難情報の具体的な発令基準をあらかじめ定めます。発令基準の策定・見直しに当たって、火山防災協議会における共同検討等を通じて、災害の危険度を表す情報等の活用についてそれらの情報を取り扱う県や国との連携に努めます。

2 災害応急対策への備え

（1）情報の収集・連絡

ア 災害情報の収集・伝達体制の充実

市は、県及び関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図り、災害情報受伝達体制を一層強化します。

イ 通信手段の確保

市は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

（2）救助・救急、消火及び医療救護活動

第1節 富士山火山防災対策「8 救助・救急、消火及び医療救護活動」を準用します。

（3）避難誘導

市は、火山が噴火し、又は噴火するおそれのあるときは、避難誘導を行います。

ア 市は、避難場所・避難経路をあらかじめ指定し、日頃から住民、観光客等への周知徹底に努めます。

イ 市及び施設の管理者は、要配慮者の避難誘導、搬送等について、警察、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

（4）降灰等対策

市は、国、県及び防災関係機関等と連携し、火山災害に伴う降灰等が経済活動、市民生活等に及ぼす支障を軽減するため、火山災害等について防災対策を検討します。

(5) 防災知識の普及

ア 市民等への防災知識の普及

市は、国及び県と連携して、噴火時等の避難等の火山防災対策を検討するための協議会を通じて、火山災害について市民の正しい理解が進むよう、火山活動等に関する情報の提供、普及啓発に努めます。また、県とともに、火山災害に関する必要な情報を総合的に表示した火山に関するハザードマップを作成するとともに、地域の実情にあった啓発を行います。

イ 観光客等への防災知識の普及

県及び市観光協会等の関係機関と連携して、火山防災知識の普及啓発に努めます。

ウ 児童・生徒等への防災知識の普及

学校は、教科等を通じ、火山に関する知識の普及や火山防災教育の推進に努めます。

(6) 火山防災協議会による協議等

箱根山火山災害対策（箱根山火山防災協議会）

活動火山対策特別措置法に基づき、平成28年2月22日付けで神奈川県及び箱根町が火山災害警戒地域に指定されたことを受けて、県と箱根町は、活動火山対策特別措置法に基づく箱根山火山防災協議会を設置しています。

県、箱根町、横浜地方気象台、関東地方整備局、自衛隊、県警察等は、箱根山火山防災協議会において、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定といった一連の警戒避難体制や、現地の関係機関の防災対応の流れなど様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組について協議しています。

第2 災害時の応急活動計画

災害が発生した場合、発災直後の応急活動対策を適切に実施するためには、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することが、その後の応急策を効果的に実施するために不可欠です。

市は、様々な種類の通信手段を活用することはもちろんのこと、映像情報等を利用して被害の規模や程度を推定し、災害対策本部の設置をはじめ、国、県、防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進めます。

応急活動対策の実施に当たっては、生命・身体の安全を守ることを最優先に、災害の拡大や再発の防止と二次災害等の防止や救助・救急、医療及び消火活動を進めます。また、避難所の設置等の避難対策、食料、水、燃料等の確保対策等の生活支援対策を進めるとともに、そのための条件としての交通確保対策を進めます。

ライフラインの応急復旧活動、さらに被災地の社会的混乱や心理的動搖の防止に向けて、正確な情報の提供や災害相談の実施等、時間経過に沿った対策を進めます。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 災害発生による被害情報の収集・連絡

市は、人的被害の状況、建築物の被害、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

(2) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

(3) 通信手段の確保

市は、災害発生時において災害情報の連絡通信手段を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な要員を直ちに現場に配置して、

速やかな通信の復旧を図ります。また、通信手段の確保について必要な措置を県に要請します。

2 活動体制の確立

(1) 配備体制

市は、災害の状況に応じて速やかに準備体制に入り、火山の活動状況や被害状況等の収集活動を行い、その情報により動員体制の見直しや災害応急対策を検討し、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域の設定など必要な措置を講じます。

(2) 災害対策本部の設置

市長は、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市災害対策本部を設置します。また、市は、県に市災害対策本部の設置状況等を報告します。

(3) 広域的な応援体制

市長は、必要があると認めるときは県知事に対して広域応援を要請します。

(4) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対して自衛隊の派遣要請を求める（災害対策基本法第68条の2第1項）。この場合、市長は、必要に応じて、その旨及び市域の災害状況等を防衛大臣又は地域担当部隊の長（陸上自衛隊東部方面混成団）に通知します。

3 救助・救急、消火及び医療救護活動

災害発生時、市民の一人ひとりが、「自らの身は、自ら守る」、「出火防止に努める」とともに、被災者の救出・救護、消火活動を行い、災害の拡大の防止に努めます。

また、市は防災関係機関と一体になって被災者の救出・救援・消火及び医療救護活動を行います。

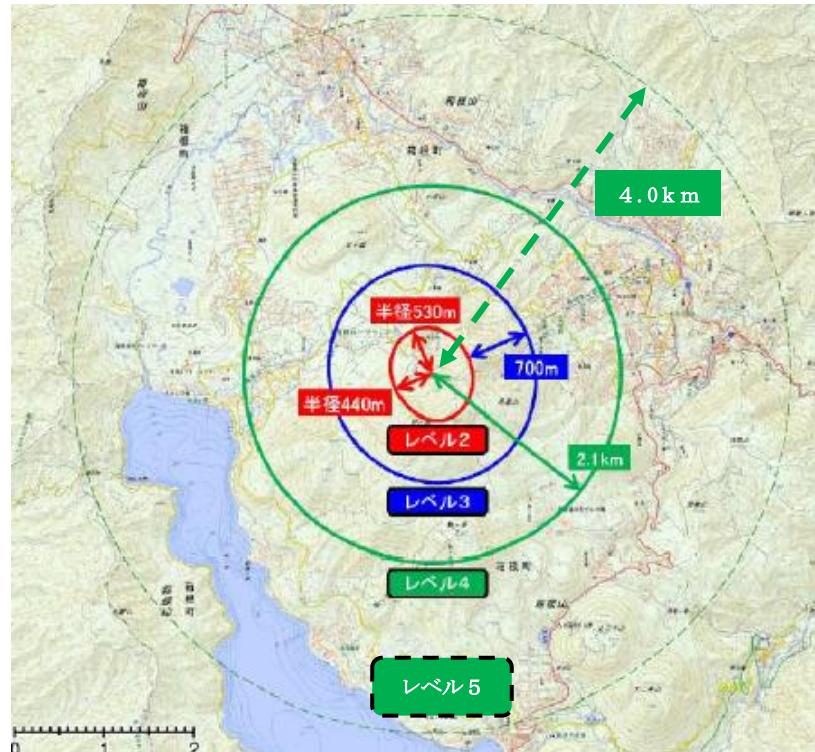
4 避難対策

箱根山の噴火において、本市は避難対象地域に含まれていませんが、箱根町から避難者が避難してくる可能性があるため、箱根町及び県との調整に基づき広域避難所等への受け入れを実施します。

（参考）大涌谷周辺での噴火を想定した場合の防災対応

噴火警戒レベル (キーワード)	影響範囲	保全対象施設 又は居住地域	規制箇所
5 (避難)	居住地域及びそれより火口側(想定火口域中心から2.1km以遠)	強羅南エリア、強羅北エリア、仙石原エリア、湖尻エリア、姥子エリア及び早雲郷エリア	噴火状況に応じた地点 →居住地域内に線引きが必要
4 (高齢者等 避難)	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺(想定火口域から700m程度まで)	姥子エリア、早雲郷エリア、大涌谷エリア	・県道(姥子～早雲山)
3 (入山規制)	火口から少し離れた所の火口周辺(想定火口域の中心から半径530m・440mの楕円内)	大涌谷エリア	・大涌谷への県道分岐点 ・ロープウェイ姥子駅 ・ロープウェイ早雲山駅 ・想定火口域周辺に至る各登山道の入口
2 (火口周辺 規制)	火口内等(想定火口域内の一部地域)		状況に応じて ・研究路ゲート ・想定火口域内の各登山道

(参考) 箱根山の避難対象地域



5 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

災害発生後、特に初期には、救助・救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、緊急通行車両の通行を確保する必要があり、そのため一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保します。

また、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空の様々な手段を利用し、緊急輸送ルートの確保に努めるなど総合的な緊急輸送を実施します。

◎ 関連箇所：第1編地震災害対策計画「第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」

6 被災者等への情報提供

市は、防災関係機関と連携して、市民に対し、正確な情報を適切かつ迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動をとれるよう努めます。

また、被災者の生活上の不安を解決するために、総合的な相談活動を実施するとともに、被災者の生活再建へ向けて、物資の安定、必要物資の適切な供給を図ります。

◎ 関連箇所：第1編地震災害対策計画「第10節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動」

別冊

小田原市富士山火山避難要領（案） (溢流的噴火の場合)

1 総 論

(1) 計画の位置づけ

令和3年3月富士山火山防災対策協議会が富士山ハザードマップを改定し、本市の一部に溶岩流が流入する可能性等が示され、令和5年3月富士山火山避難基本計画が策定されました。

これを受け、現在、富士山の火山活動が活発化する兆候は見られていませんが、本市では、令和6年7月1日の地域防災計画の改定に併せ、特殊災害計画の火山災害対策において富士山火山の災害対策を作成しました。

本計画は、地域防災計画 第3編「特殊災害対策計画」第1章「火山災害対策」第1節「富士山火山防災対策」の「別冊」として、溢流的噴火により溶岩流が本市の北部地域に流入する場合の「避難対策」として計画するものです。

なお、本計画では、富士山噴火が単独で発生したことを前提としており、南海トラフ巨大地震の後に富士山が噴火するといった連続災害、溶岩流が流入することによって酒匂川に及ぼす影響に基づく災害（氾濫等）は対象としていません。

(2) 計画の前提事項

富士山火山協議会が作成した富士山火山基本計画、神奈川県富士山火山広域避難指針、富士山ハザードマップ及び地域防災計画の第3編火山災害対策を基に本計画を作成します。

(3) 本計画における避難の特性

ア 市内における広域避難

地震等の災害では、発災後、各地域の住民（自治会）は、近傍の広域避難所（学校）等に避難して、その地区の自治会、学校関係職員、市の配備職員（市民救援部）で避難所運営を行いますが、富士山噴火に伴う溶岩流からの避難では、住んでいる地域から別の地域の広域避難所等に避難するという特性があります。

このため、溶岩流流入予想地域住民の避難要領、避難先避難所における受入要領及び避難所の運営要領等について考慮する必要があります。

イ 「避難」というよりは「待避」

地震等の災害は、突然発生し、建物が倒壊、多くの負傷者等が発生する中での避難となります。富士山の溢流的噴火の場合は、ある程度予測ができ、溶岩流の流入まで時間の余裕があるとともに、大きな被害が出てない（流入地域以外平穏）中での避難となります。

どちらかというと、溶岩流流入の可能性のある地域の住民が準備を周到にして一時的に避難して様子を見て、じ後の対応を図るといった「待避」の側面が強いと言えます。

ウ 溶岩流の特性を考慮した避難

流入が予想される溶岩流は、人の歩く速度（約3km/h）程度で流れ、本市と開成町の境界に噴火から17日5時間で到達し、その後、北部地域（桜井全域、富水、東富水、豊川上府中、曾我の一部）まで流入し、57日後に停止すると予想されています。噴火以降、溶岩流が到達するまで時間的な余裕があるため、十分な避難準備のもと計画的に避難することが可能です。このため、一般避難者、要配慮者及びペット同行避難者を区分した避難要領についても検討します。

また、溶岩流は酒匂川沿いに流下しますが「右岸側は早く、左岸側は遅い」という特性があるため、酒匂川を境に避難要領等について考慮する必要があります。

別紙1 「富士山ハザードマップ」

別紙2 「溶岩流の流入予想時期（神奈川県西湘地区）」

2 富士山噴火に伴う避難計画（溢流的噴火の場合）

（1）方針

市は、富士山が噴火し、溢流的噴火により溶岩流が市の北部地域に流入の可能性がある場合、流下予想地域住民の「生命と財産を守る」ことを重視し、溶岩流の流下状況を確実に把握して、適時・適切な避難準備・指示を発令するとともに、避難時においては、事前の綿密な統制・調整により、避難住民が円滑に避難行動できるよう万全を図ります。

（2）実施要領

ア 溶岩流流入予想地域の避難区分

溶岩流の特性から酒匂川の右岸と左岸で分けるとともに、溶岩流の流下予想、避難住民の人数及び自治会の区分等を考慮し、3つのグループに区分します。

- (ア) 1 G P : 桜井全域
- (イ) 2 G P : 富水・東富水の一部地域
- (ウ) 3 G P : 豊川・上府中・曾我の一部地域の

別紙3 「溶岩流流入予想地域の避難におけるグループ分け」

イ 溶岩流の流入予想地域住民の避難先

避難先は、溶岩流の流入予想地域以外で、グループ分けした住民の数を基に、所要の広域避難所の収容人数等を考慮して選定します。

- (ア) 1 G P : 南部地区（国府津IC～森戸川～巡礼街道～飯泉橋～県道72～小田原厚木道路～箱根町境界以南）
- (イ) 2 G P : 中部地区（上記以北～飯田岡駅～富士道橋～酒匂川～富士見大橋～県道沼田国府津線～二宮町以南）
- (ウ) 3 G P : 北部地区（上記以北～富士道橋～県道717～酒匂堰～大井町境界以南）

別紙4 「溶岩流の流入予想地域住民の避難地域（基準）」

ウ 避難場所

- (ア) 避難場所は、溶岩流流入予想地域以外の広域避難所及び2次施設（桜井・報徳小学校、城北中学校除く）の体育館、市の施設、要支援者施設（民間含む）公民館に設定します。収容できない場合は、市内の高校・大学の体育館等と調整するとともに、市外への広域避難について検討し、県と「神奈川県富士山火山広域避難指針」に基づき調整します。

別紙5 「県による広域避難先調整要領」

（イ）考慮事項

各避難先避難所への避難は、各自治会単位を基本としますが、収容できない場合は分割します。この際、避難所運営を考慮し、自治会の主要な役員等の分散配置に考慮します。要配慮者は、市の福祉施設（バリアフリー避難所含む）、民間の福祉施設（空室）等に避難させ、リハビリ等の継続及び長期避難のストレス軽減等に配慮します。

ペット同行避難者は、公民館に各種ペットの種類に応じて避難させることにより、動物アレルギー保持者との分離を図る等、ペット同行避難に配慮します。

エ 避難経路

避難住民が避難先地域に避難するため、主要な幹線道路を避難経路に指定します。

各避難場所への細部の移動経路については、当時の状況により統制します。

別紙6 「主要な避難経路」

オ 避難開始（準備）時期

統制線（PL : Phese Line）を設定し、溶岩流の流下状況（PLへの接触）に応じて、

表1のとおり、各種指示を発出します。

別紙第7 「各G Pの避難準備及び避難開始時期」

表1

統制線		対象	指示等
PL-1	山北町と開成町の境界	職員	2号配備
		1GP要配慮者	避難準備
PL-2	県道712号（開成町役場）	1GP要配慮者	避難
		1GP一般住民	避難準備
PL-3	県道78号	1GP一般住民	避難
		2GP要配慮者	避難準備
PL-4	開成町と小田原市の境界（北部）	2GP要配慮者	避難
		2GP一般住民	避難準備
PL-5	県道714・715号（栢山駅）	2GP一般住民	避難
PL-6	県道78号（大井松田IC）	3GP要配慮者	避難準備
PL-7	大井町役場～酒匂川沿いの小田原市と大井町の境界	3GP要配慮者	避難
		3GP一般住民	避難準備
PL-8	JR上大井駅～県立大井高校～酒匂川沿いの小田原市と大井町の境界	3GP一般住民	避難

(3) 細部避難要領

ア 要配慮者の避難要領

市及び施設の管理者は、要配慮者の避難誘導、搬送等について、「小田原市要配慮者支援マニュアル」に基づき、警察、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て実施します。

(ア) 避難準備

市は、避難準備指示を発令するとともに、溶岩流流入予想地域の要配慮者の所在・状況を把握し、避難先の調整を市の福祉施設、民間の福祉施設と実施、避難先が不足する場合は、その他の避難所（バリアフリー避難所等）を検討します。また、避難に必要な人員（避難行動要支援者）及び車両（福祉施設の送迎車両、救急車等）の調整を実施します。要配慮者及び施設等は、避難及び受入に必要な準備を実施します。

(イ) 避難実施

避難指示発令後、避難元と避難先の福祉施設は事前の調整に基づき避難を実施します。在宅介護者、一人暮らしの高齢者等の避難は、避難行動要支援者（家族、親族、民生委員及び近隣住民の支援者等）の支援を受けて避難します。

上記の支援を受けられない要配慮者については、要請に基づき市で支援します。

イ 一般避難者及びペット同行避難者の避難要領

一般避難者とペット同行避難者には、同時期に避難準備及び避難指示を発令します。発令後は、指定する避難者集合場所において受付を実施し、避難先を指定されたら、基本的には自家用車で自ら避難先に移動、移動手段のない避難者は、市が準備した車両で移動します。

別紙第8 「避難者集合場所の指定」

(ア) 避難準備

a 市

市は、避難準備指示（避難地域、避難開始予定時期、避難要領等）を発令するとともに各避難者集合場所に職員を派遣し、避難地域の自治会、指定されている学校の関係職員等に避難（受付要領）に関する説明及び避難者集合場所の開設準備を実施します。

また、避難先の広域避難所運営委員会へ職員を派遣し受入れ要領の調整及び開設準備

公民館管理者へのペット同行避難者の受入れ要領の調整及び開設準備を実施します。

その他、車両の手配（大型バス等）、交通規制に伴う警察との調整等を実施します。

別紙9「避難者集合場所の開設要領の一例」

b 避難地域の自治会

自治会は、地域の住民に対して、避難に関する説明を実施するとともに、避難者集合場所における開設準備を実施します。

c 避難者集合場所に指定された学校

避難準備指示発令後、学校は生徒の引き渡しを行うとともに、避難者集合場所の開設準備に協力します。

d 避難先の広域避難所運営委員会

避難所の運営は、基本的には市と避難自治会で実施しますが、受入及び避難所運営に関する事項について検討し、受入の準備を実施します。

この際、学校開校時において体育館及びグラウンドを避難所として使用するため、安全管理、特に、生徒活動地域と住民避難地、出入口を区分する等の対策を検討します。

別紙10「避難所の開設要領の一例」

e 公民館管理者

公民館へのペット同行避難者の受入準備を実施します。

f 一般避難者

自主避難について検討し、自主避難する場合は、避難者氏名・住所、避難先区分・住所等を自治会に通報します。

避難所に避難する場合は、居住する自治会からの避難に関する説明を受け、避難生活に必要なもの、貴重品等を車両に積載する等、避難準備を実施します。

g ペット同行避難者

fに同様ですが、ペット避難に必要なもの（ケージ、ペットフード、糞尿処理具等）を避難者自ら準備します。

(イ) 避難実施

a 市

避難指示発令後、避難者集合場所に職員（本部要員、配備職員・市民救援部要員）を配置し、受付業務を実施するとともに、車両（大型バス等）の手配・確認をします。

また、避難先避難所に職員（避難先配備職員・市民救援部要員）を配置し、受入業務を実施します。

b 避難地域の自治会

自治会は、地域住民の避難状況を確認・促進するとともに、避難者集合場所において受付業務を市と連携して実施します。

c 避難者集合場所に指定された学校

避難者集合場所において受付業務に協力します。

d 避難先の広域避難所運営委員会

避難住民の受入業務を、市と連携して実施します。

e 避難先の公民館管理者

公民館へのペット同行避難者の受入準備を実施します。

f 一般避難者

避難者集合場所で受付を実施し、示された避難所に自家用車又は市が用意した車両（大型バス等）で移動します。

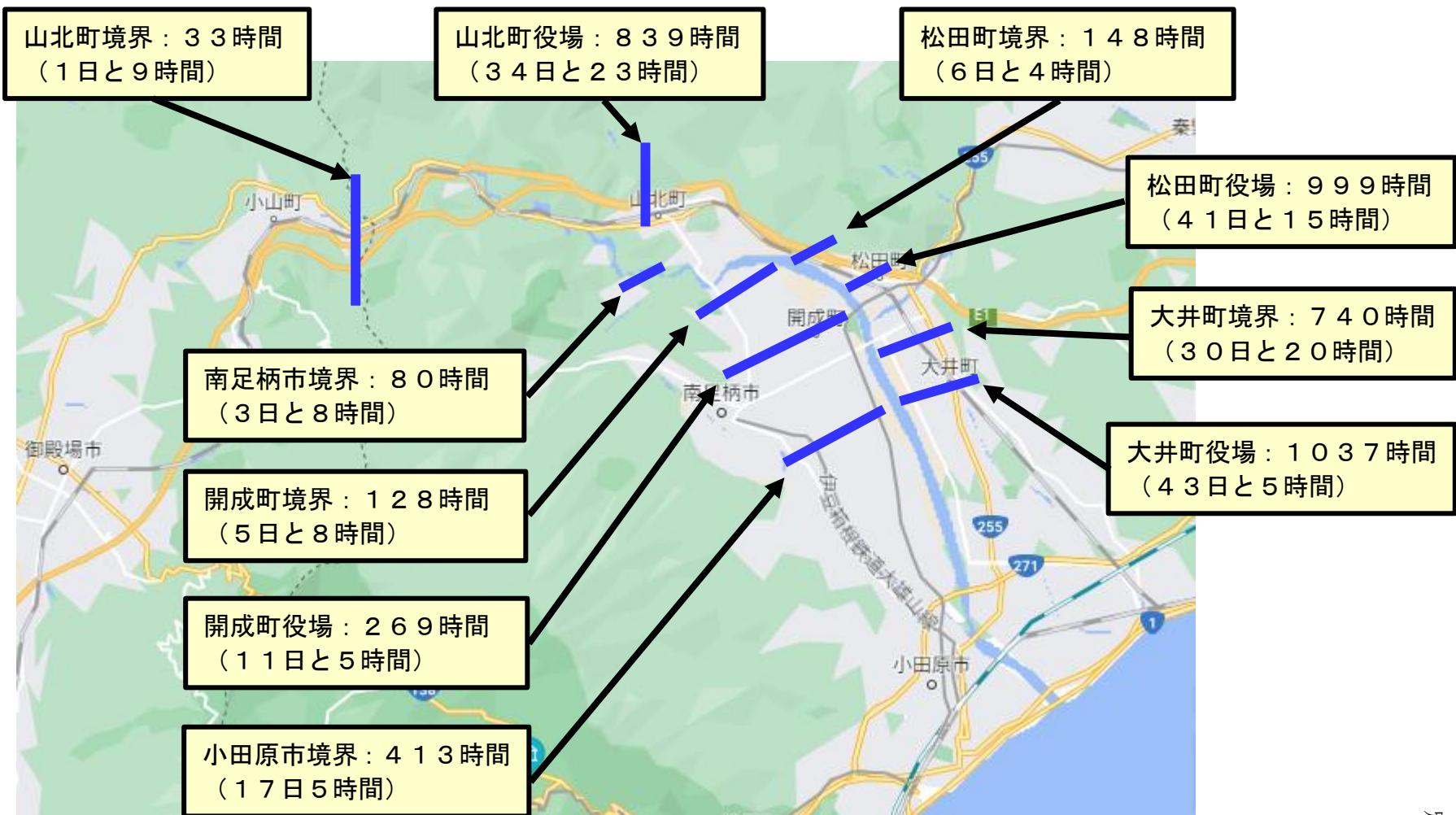
g ペット同行避難者

避難者集合場所で受付を実施し、示された避難所に自家用車等で移動します。

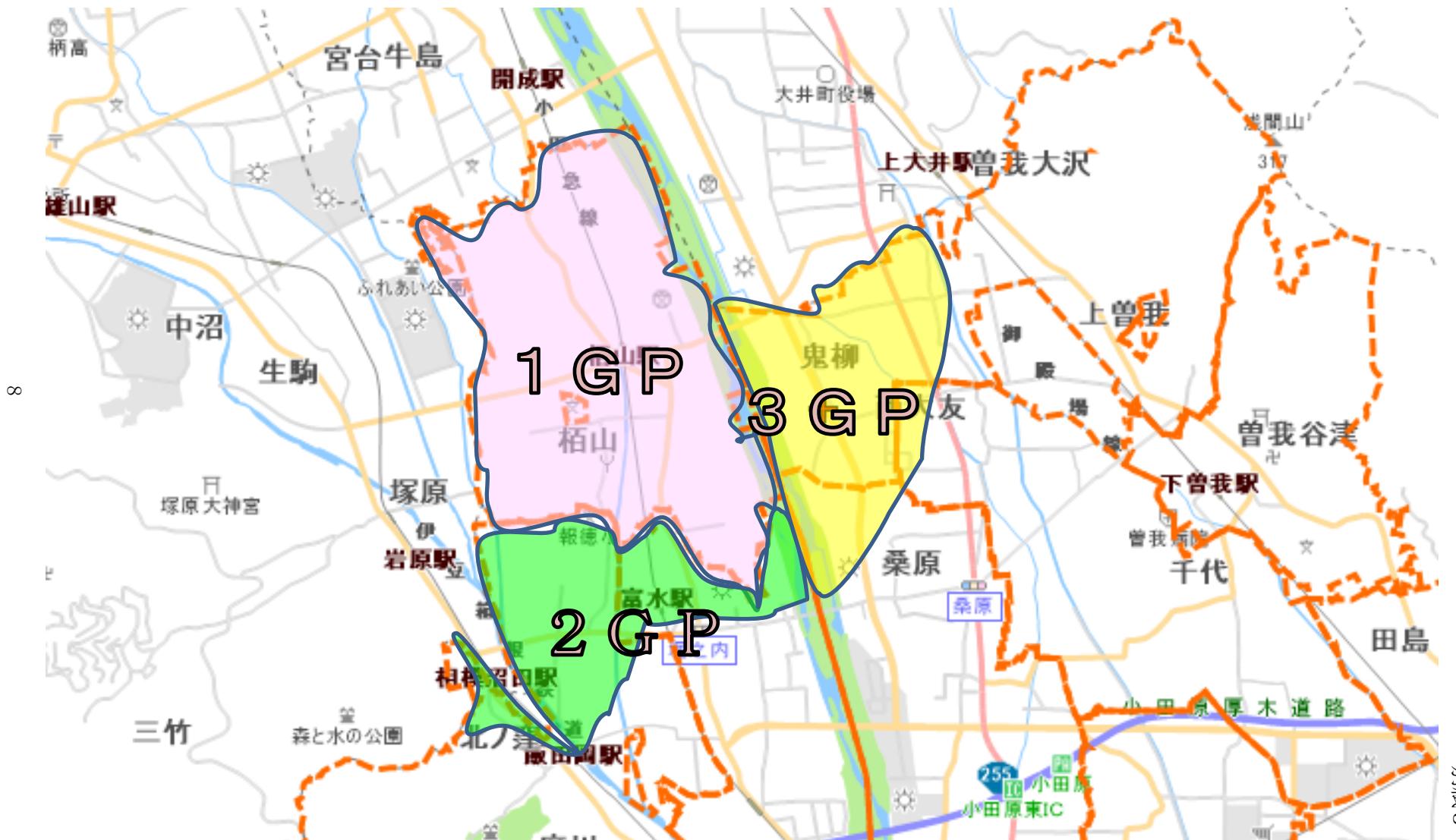
富士山ハザードマップ



溶岩流の流入予想時期（神奈川県西湘地区）



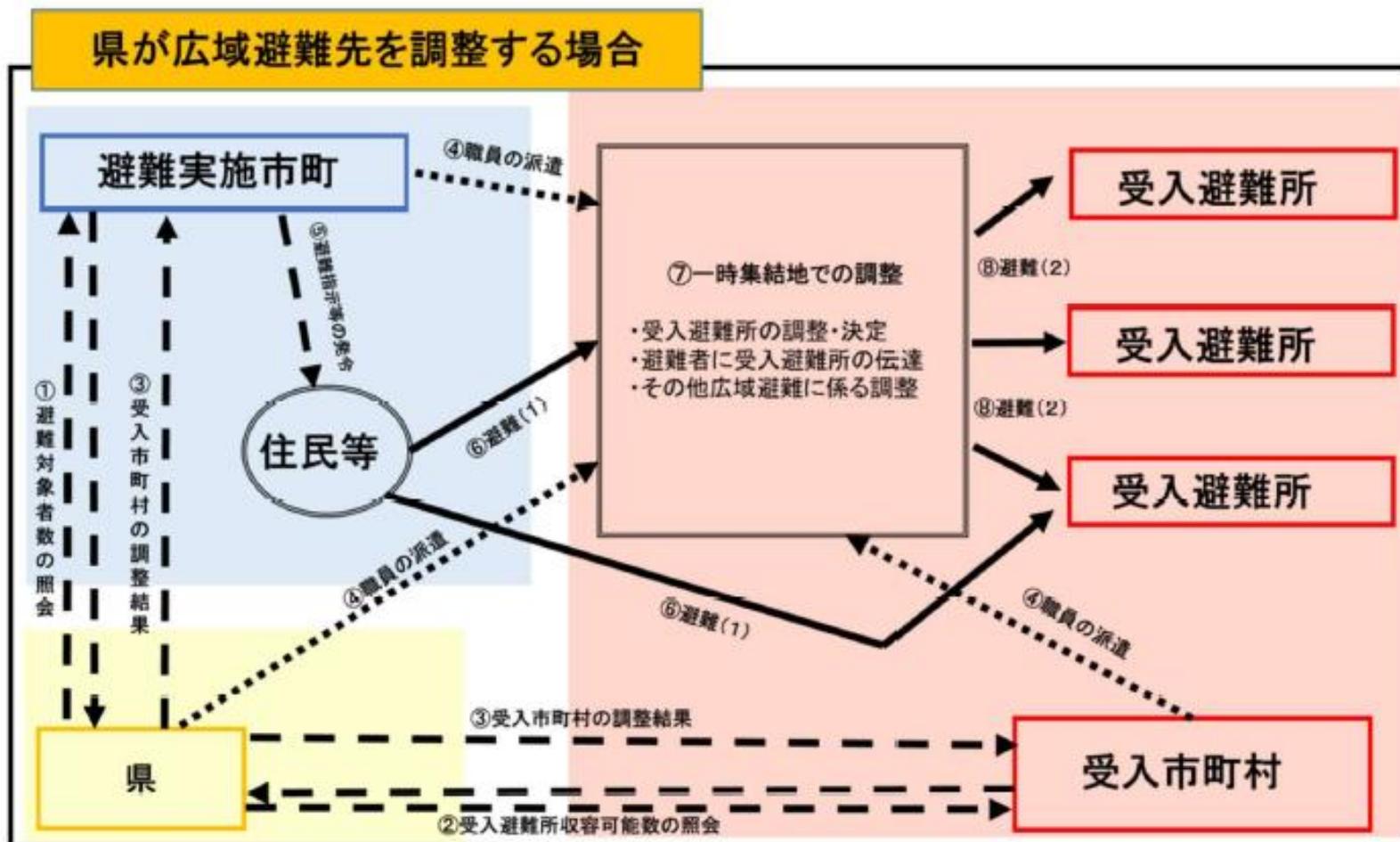
溶岩流流入予想地域の避難におけるグループ分け



溶岩流の流入予想地域住民の避難地域（基準）



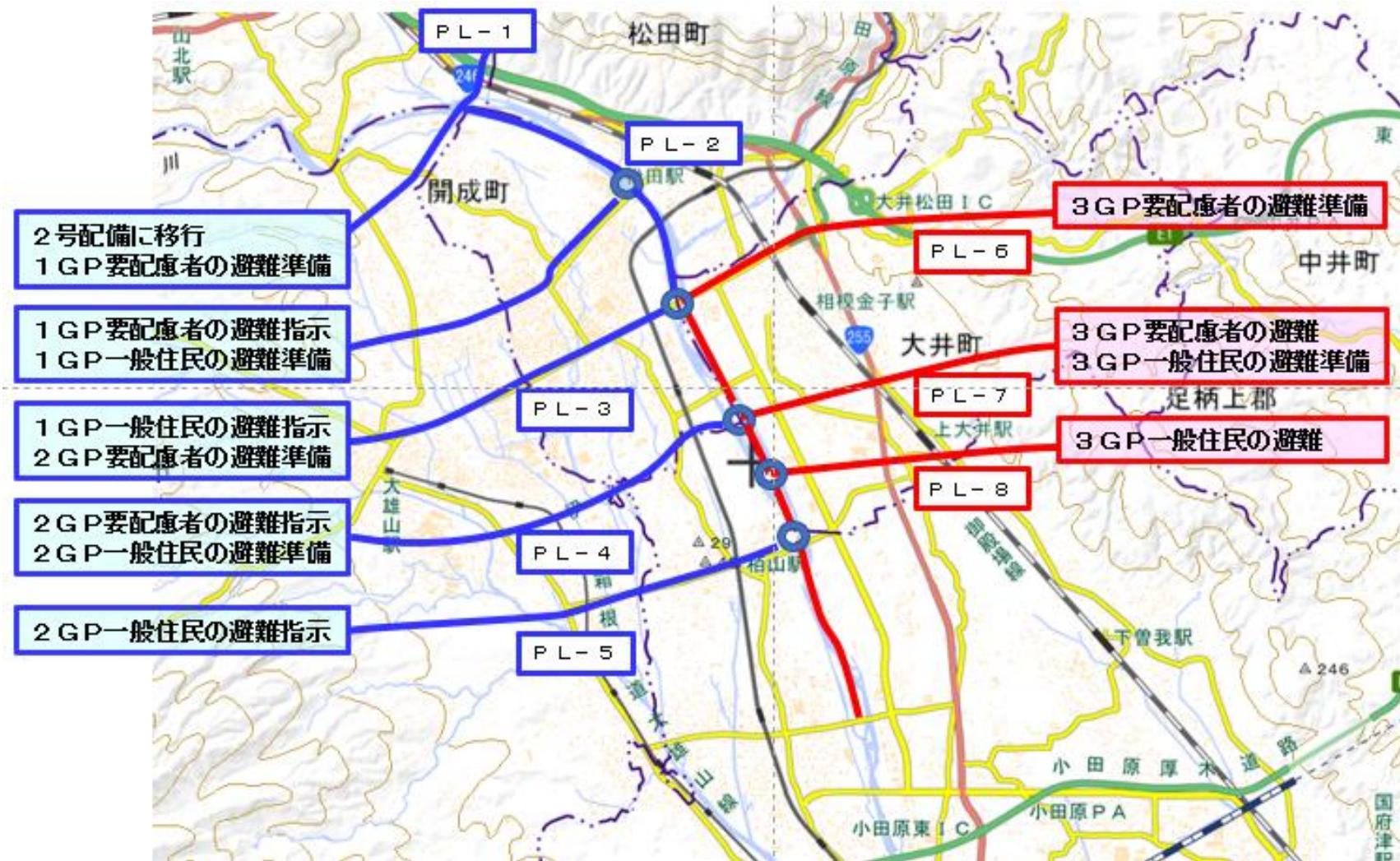
県による広域避難先調整要領



主要な避難経路

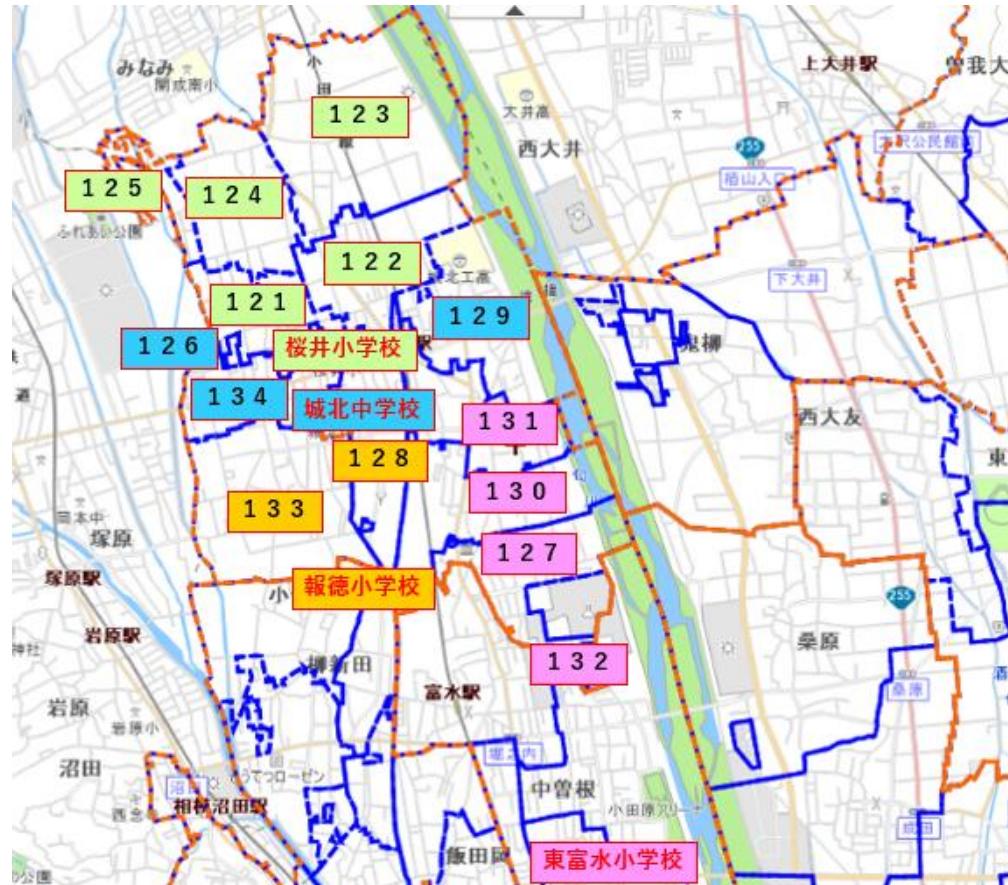


各GPの避難準備及び開始時期（基準）



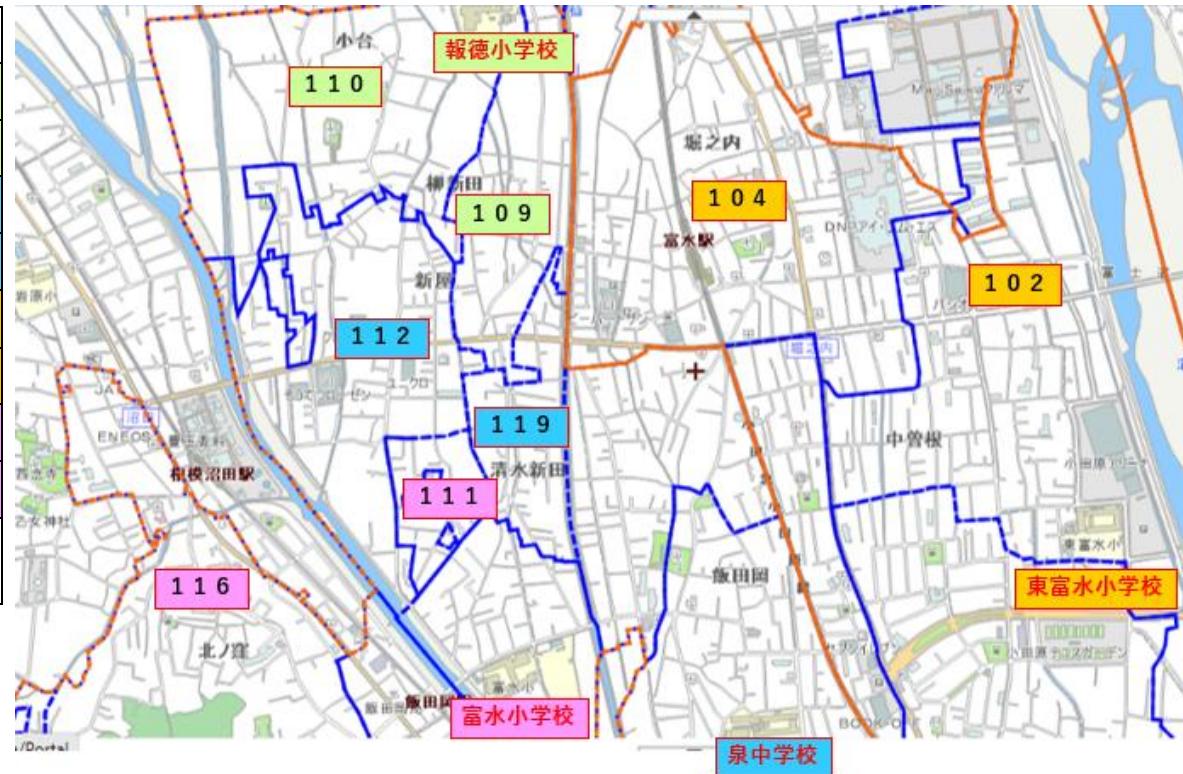
避難者集合場所の指定（桜井地区）

避難者集合場所	自治会
桜井小学校	125：新屋敷
	124：西之庭
	123：河原庭
	122：高河原
	121：寺下
城北中学校	126：浅原
	134：弥生
	129：東栢山城北
報徳小学校	128：東栢山学校前
	133：西栢山
東富水小学校	131：東栢山道上
	130：東栢山道下
	127：東栢山中の町
	132：柳町
※ 避難順序は、各避難者集合場所自治会の上から順番に集合	



避難者集合場所の指定（富水・東富水地区）

避難者集合場所	自治会
報徳小学校	110：小台
	109：柳新田
泉中学校	112：新屋
	119：上清水
東富水小学校	104：堀之内
	102：中曾根
富水小学校	111：池田
	116：北ノ窪
※ 避難順序は、各避難者集合場所自治会の上から順番に集合	



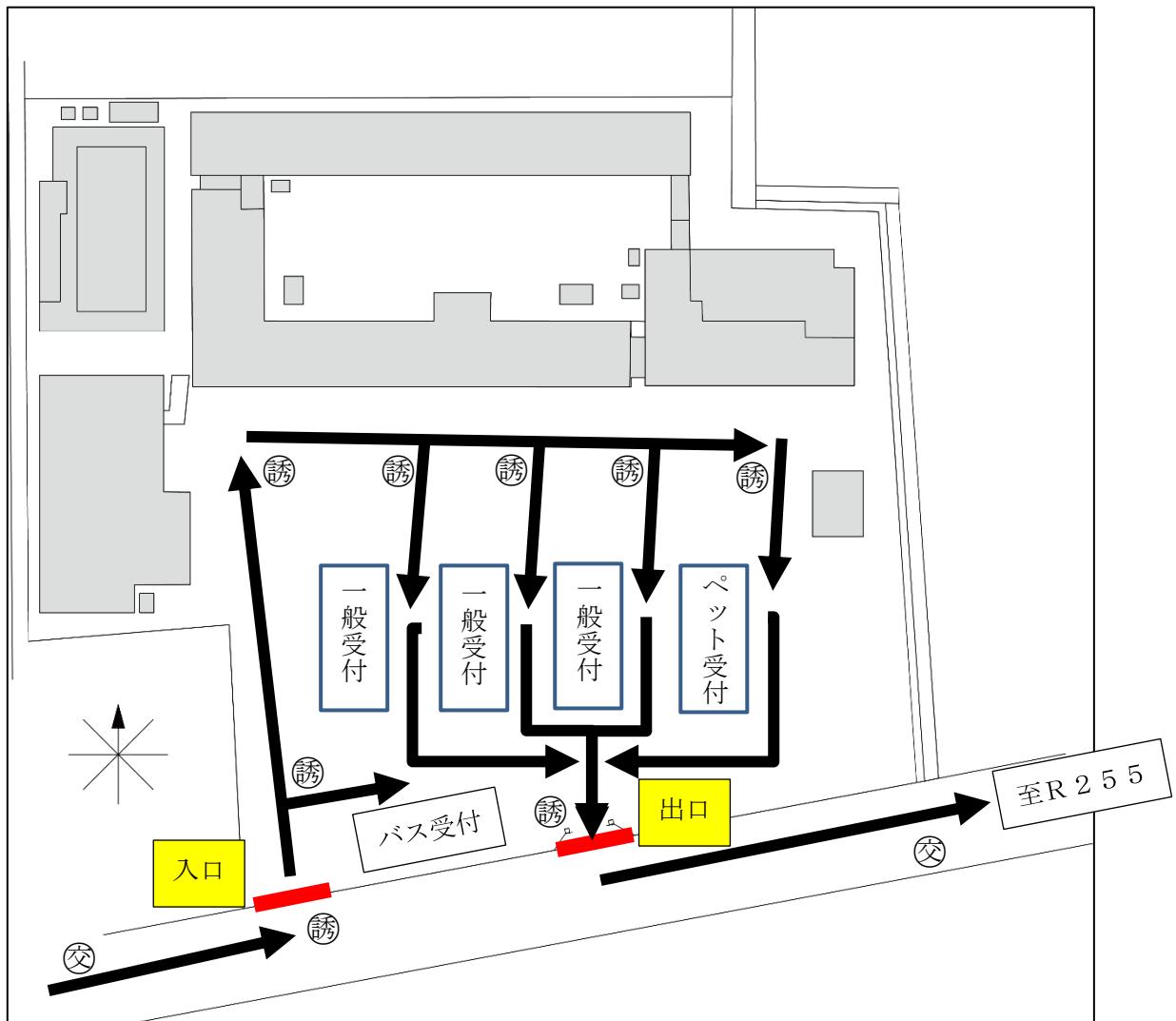
避難者集合場所の指定（豊川・上府中・曾我地区）

避難者集合場所	自治会
曾我小学校	197：下大井
千代小学校	198：鬼柳
	200：春木住宅
	201：籠場住宅
	202：花里住宅
	183：桑原
下曾我小学校	193：西大友
※ 避難順序は、各避難者集合場所自治会の上から順番に集合	



避難者集合場所の開設要領の一例

桜井小学校



避難者集合場所の配置・運営要領（一例）

1 受付方式

ドライブスルー方式

2 受付全般の統制（基準）

災害対策本部（防災部）要員×1、自治会代表者×1、学校代表者×1

3 受付の配置（基準）

- (1) 一般避難者受付×3、ペット同行避難者受付×1、バスによる避難者受付×1を配置
- (2) 各受付に3名（受付係、配布係、連絡係）を配置

4 誘導員の配置

出入口及び各受付への主要な地点に配置（上図の誘導員は参考）

5 交通統制員の配置

必要により、交通統制員（警察）を配置（上図の交通統制員は参考）

避難所の開設要領の一例

国府津小学校



避難所開設要領（一例）

1 避難所及び駐車場

- (1) 避難所：屋内運動場（体育館）
- (2) 駐車場：校庭（グランド）

※ 駐車スペースは十分に間隔を空け、スズランテープ等で表示し、避難所内の事故、トラブルを防止します。

2 出入口

学校職員、生徒及び関係者と避難者及び関係者の出入口は別に設定（上図は参考）

- 3 学校地区と避難所地区を区分するため、バリケード（工事用等）を設置し、避難者の学校地区、生徒及び部外者の避難所地区への侵入を防止します。（上図は参考）

4 警備・警戒

出入口、学校との境界の要点に警備・警戒員（避難者又は民間警備会社の警備員等）を配置し、避難所及び学校地区の安全対策を図ります。（上図警備員は参考）

A scenic view of Mount Fuji, showing its snow-capped peak and the surrounding landscape. A lake is visible in the foreground.

防災会議

富士山火山について

令和7年11月19日（水）

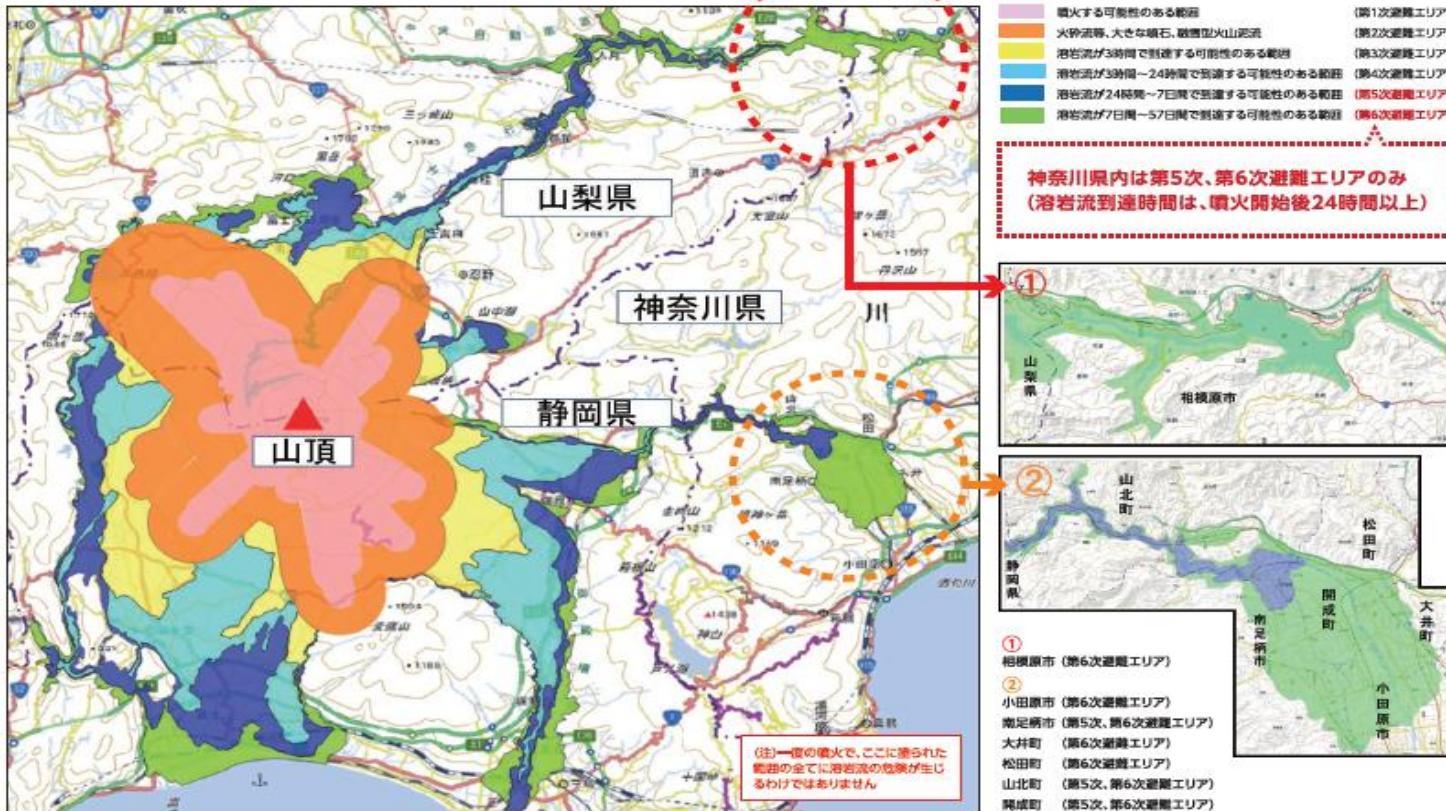
防 災 部

実施内容

- 1 富士山ハザードマップの改定と本市に及ぼす噴火現象
- 2 火山灰の及ぼす影響
- 3 富士山噴火と本市の特性を踏まえた火山対策（避難）

令和3年3月の富士山ハザードマップの改定により、小田原市
の一部に、溶岩流が到達する可能性が示されました！

溶 岩 流



桜井、富水、東富水、豊川、上府中、曾我が含まれる

火 山 灰



小田原市全域に降灰 (30~50cm)

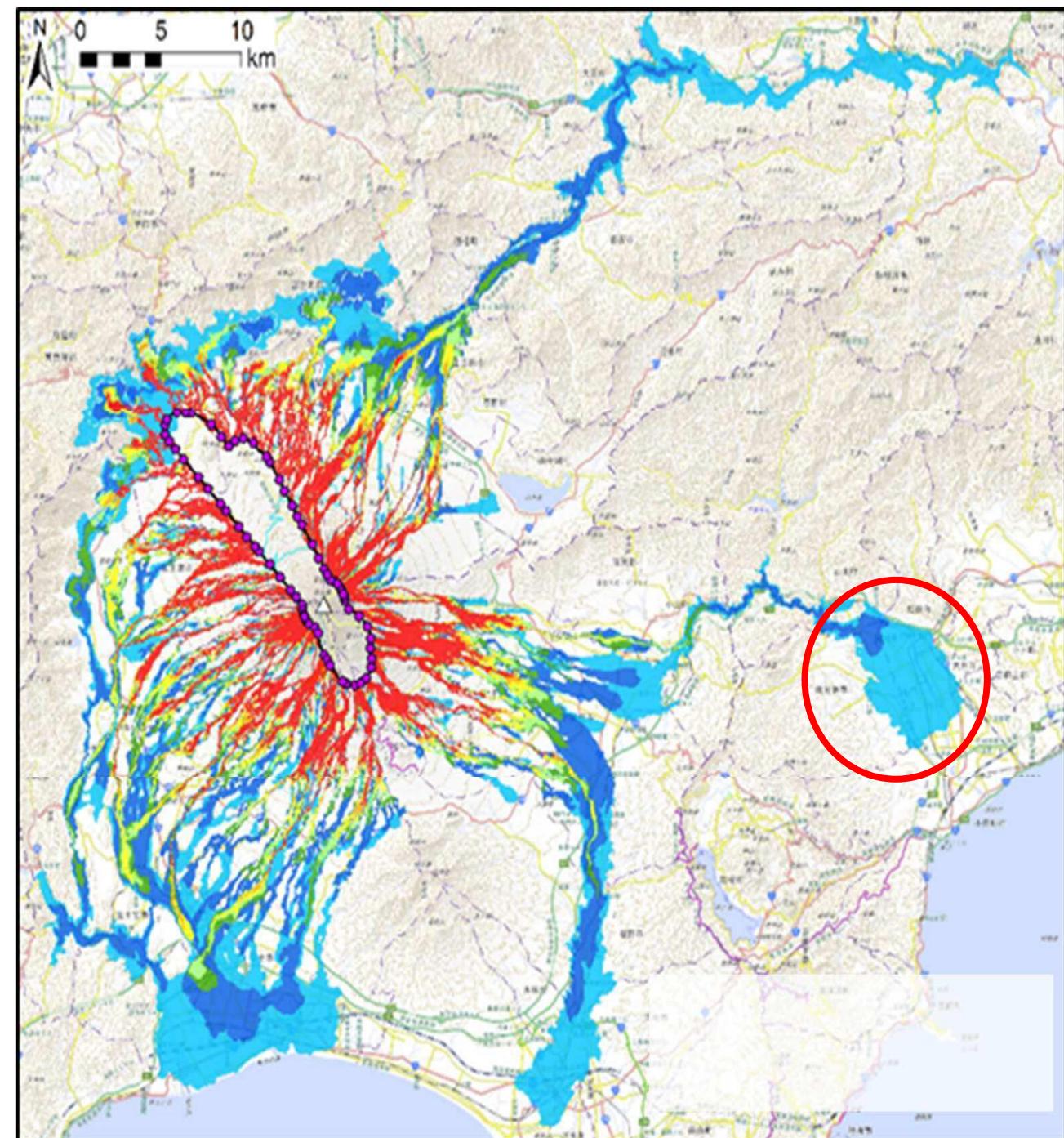
本市に及ぼす噴火現象

① 溶岩流

溶岩流の速度は、人が歩く程度で遅く
噴火後市北部の境界に17日5時間後
に到達し、57日間で右図まで拡大
想定火口は69火口で本市に流入する
火口は、2つ（L-29、L-30）に限定

凡例

- △ 山頂
- 行政界
- 噴火する可能性のある範囲
- 溶岩流が2時間で到達する可能性のある範囲
- 溶岩流が3時間で到達する可能性のある範囲
- 溶岩流が6時間で到達する可能性のある範囲
- 溶岩流が12時間で到達する可能性のある範囲
- 溶岩流が24時間で到達する可能性のある範囲
- 溶岩流が7日間で到達する可能性のある範囲
- 溶岩流が最終的に到達する可能性のある範囲（最大で57日）



N 0 5 10 km

(注) 一度の噴火で、ここに塗られた範囲の
全てに溶岩流の危険が生じるわけではない。

想定されている大規模火口は 6.9 火口
小田原市に影響を及ぼす火口は 2 火口
(L-29, L-30)

凡例

- △ 山頂
- 行政界
- 爆発する可能性のある範囲
- 溶岩流が2時間で到達する可能性のある範囲
- 溶岩流が3時間で到達する可能性のある範囲
- 溶岩流が6時間で到達する可能性のある範囲
- 溶岩流が12時間で到達する可能性のある範囲
- 溶岩流が24時間で到達する可能性のある範囲
- 溶岩流が1日間で到達する可能性のある範囲
- 溶岩流が長期的に到達する可能性のある範囲(最大で97日)

N

L29

N

L30

溶岩流が流出しない地域には影響がない！

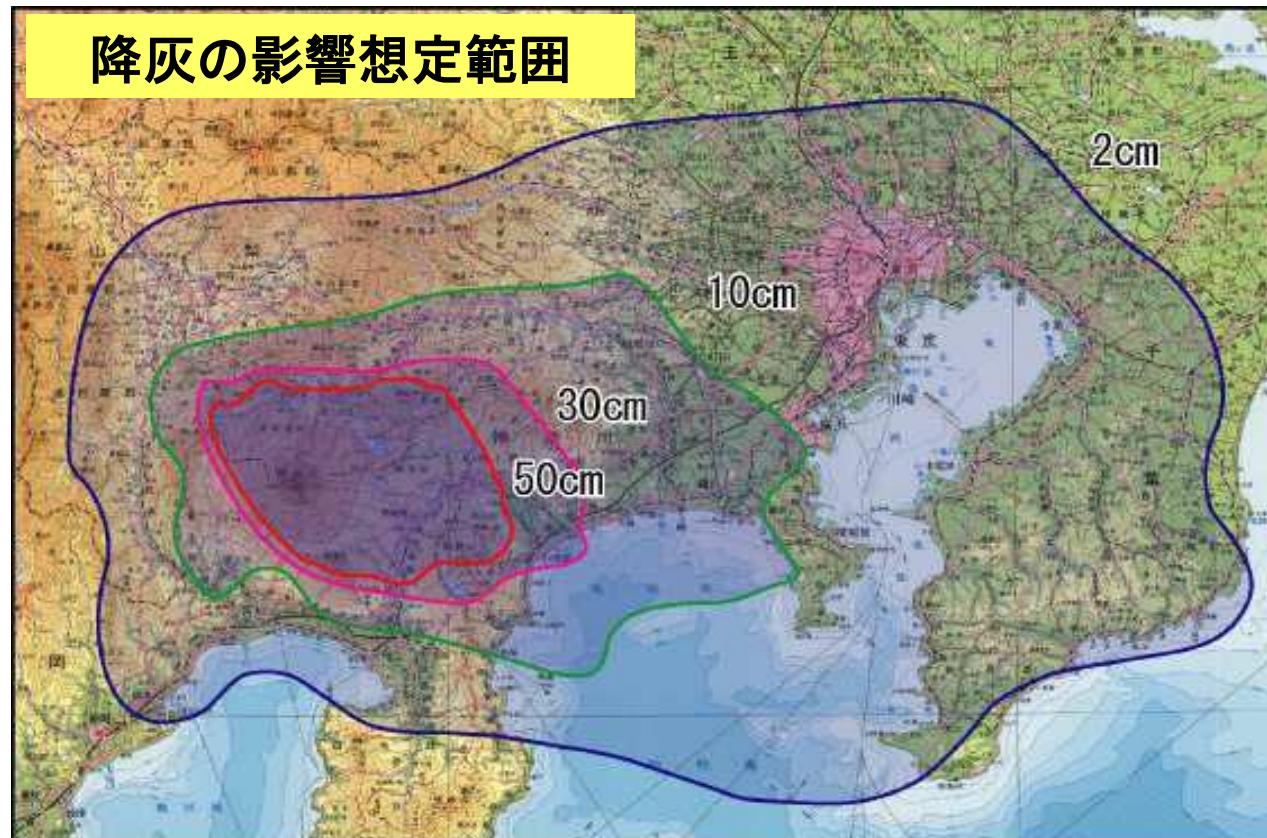
1:100,000 0 1 2 4 6 8 km

② 降 灰

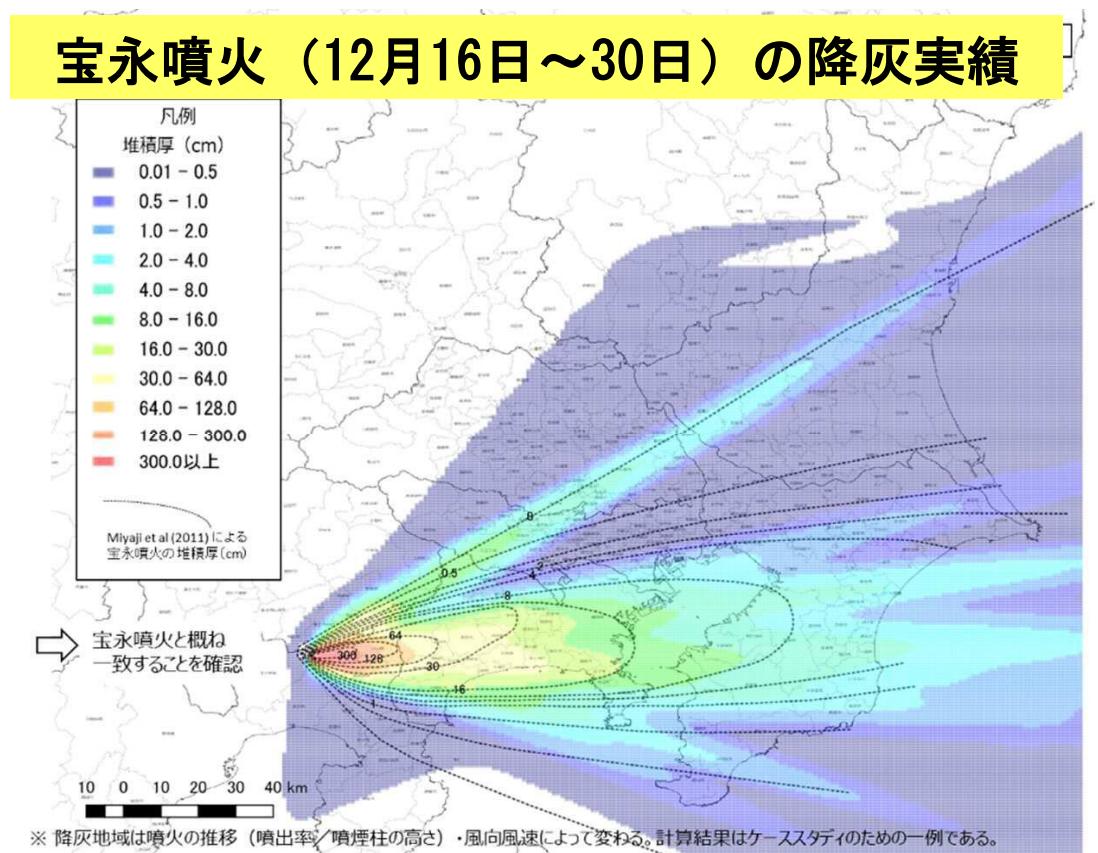
降灰の影響想定範囲は2cm以上の降灰堆積深が想定される範囲で、本市には噴火後15日間の累計で30～50cmの降灰を想定

- ※ 12ヶ月分重ね合わせたもので、噴火の時期・風向などにより大きく変化
- ※ 宝永噴火（12月16日～30日）の降灰実績では、本市に累積で20cmの降灰

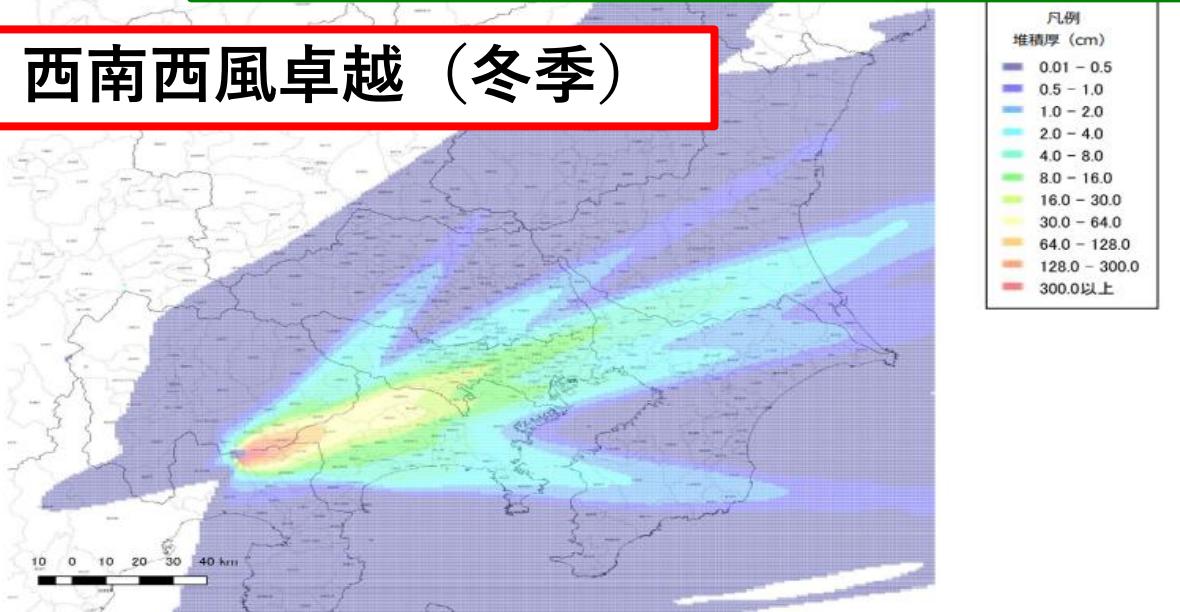
降灰の影響想定範囲



宝永噴火（12月16日～30日）の降灰実績

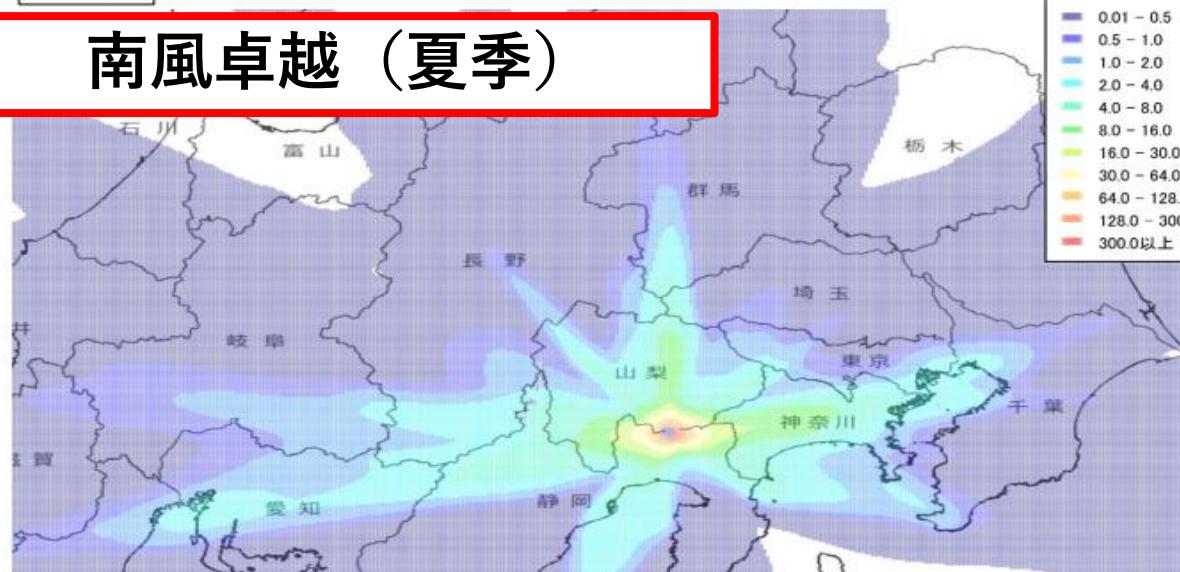


西南西風卓越（冬季）

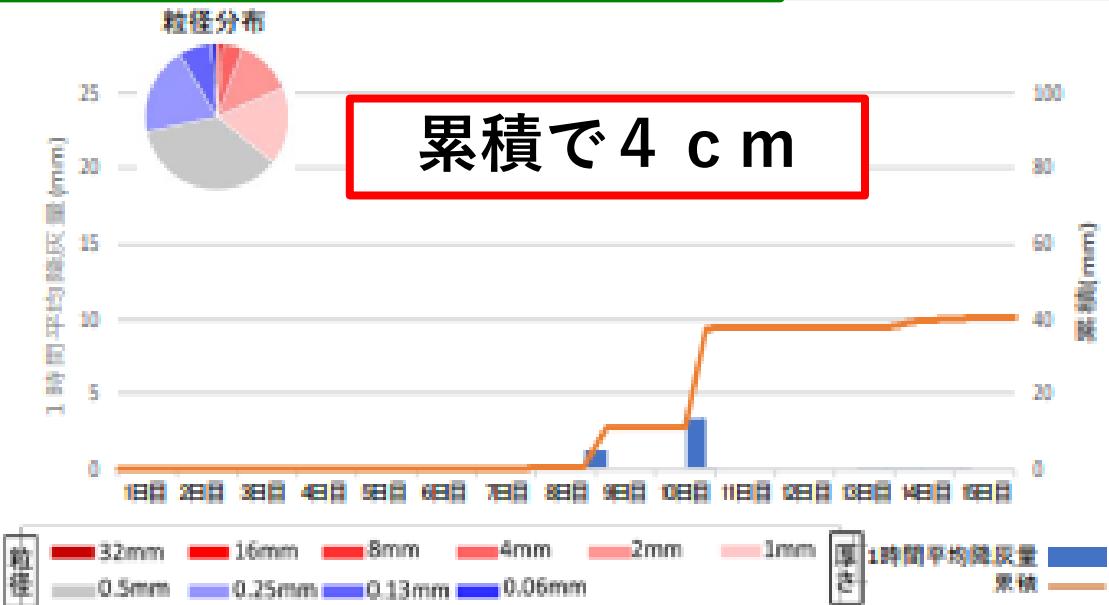


計算結果（ケース3：風向の変化が大きい南よりの風）

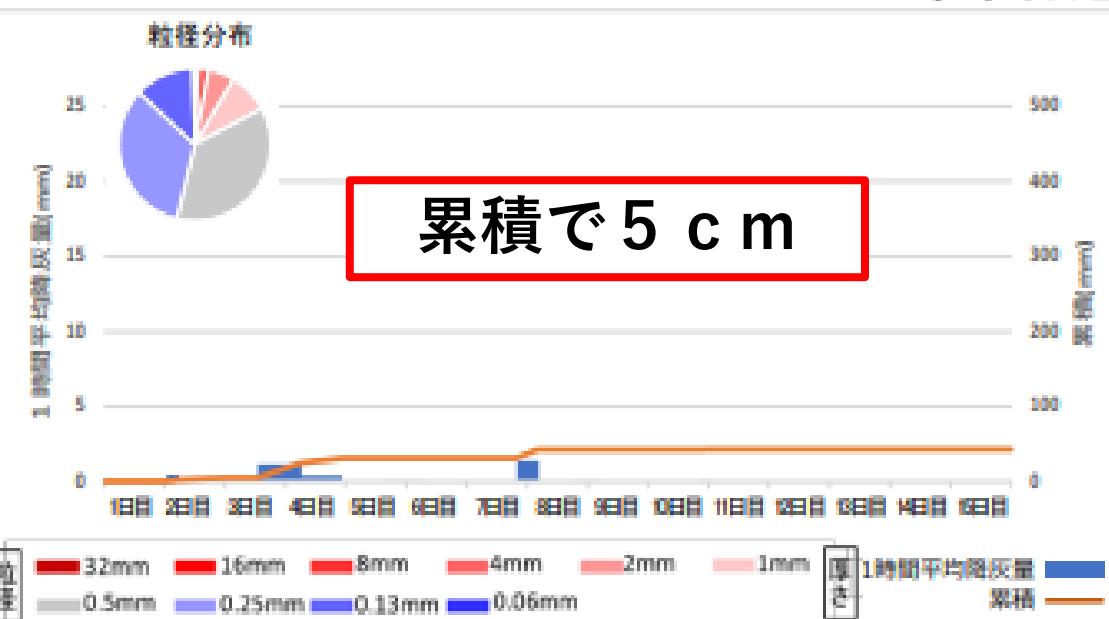
南風卓越（夏季）



累積で4 cm



累積で5 cm



③ 降灰後土石流

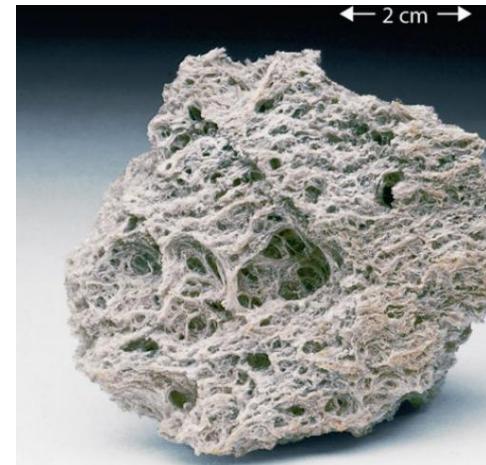
降灰後土石流は降灰で流下した火山灰が、山の斜面に堆積した後に起きる土石流で通常の土石流より少量の降雨でも発生しやすく、広い範囲に流出する可能性

- 影響想定範囲とは、降灰堆積深10cm以上の範囲
- 本市に影響する土石流危険渓流数104渓流

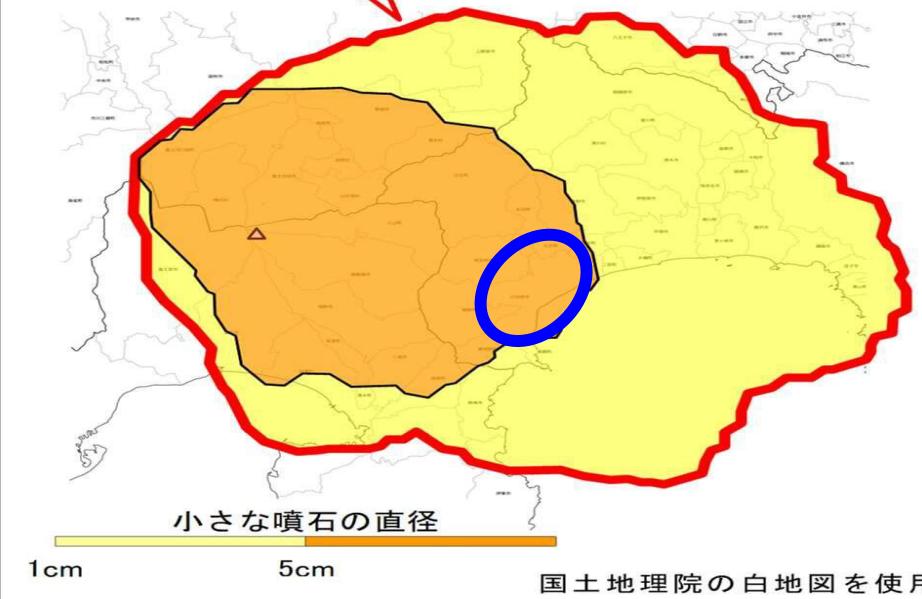


④ 小さな噴石

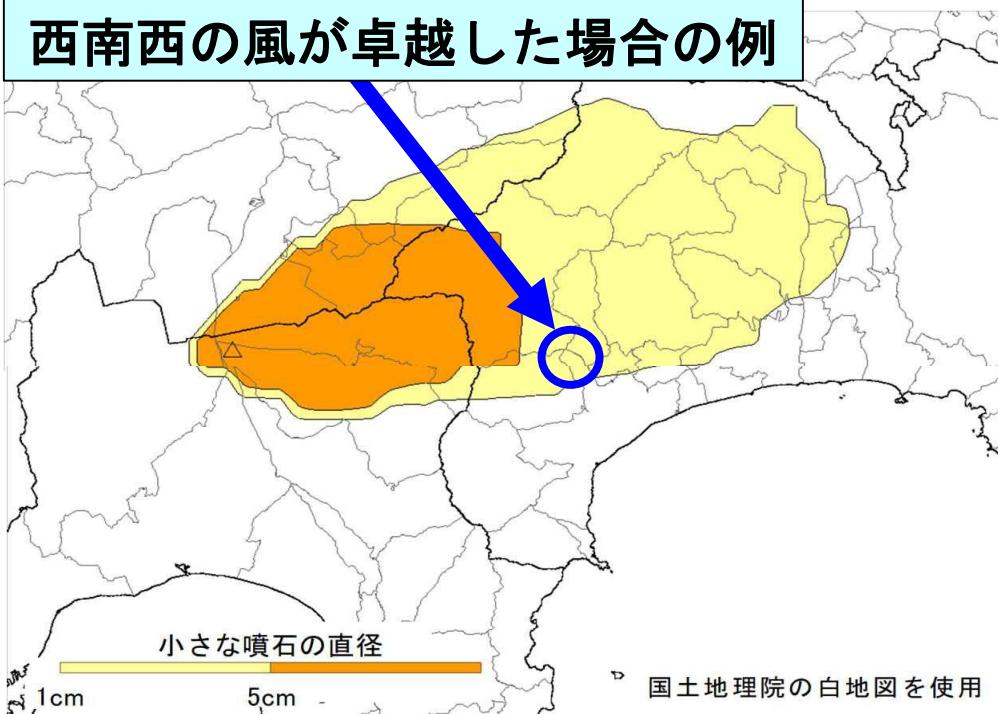
風により飛ばされる噴石（軽石）、本市には 5～10 cm の噴石
が飛来する可能性が想定（噴火時期・風向等により大きく変化）
※ 西南西の風が卓越した場合は、一部で 1～5 cm の噴石が飛来



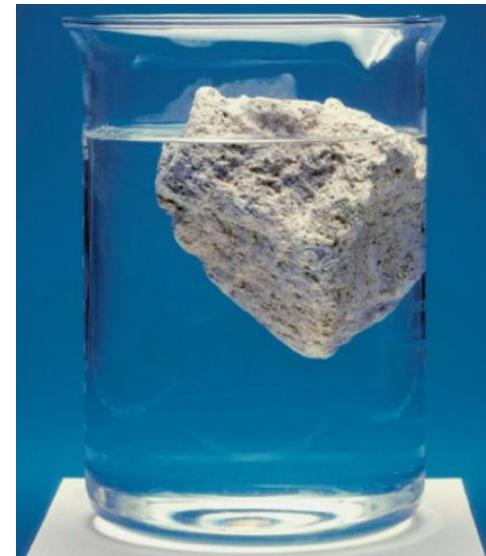
影響想定範囲



西南西の風が卓越した場合の例



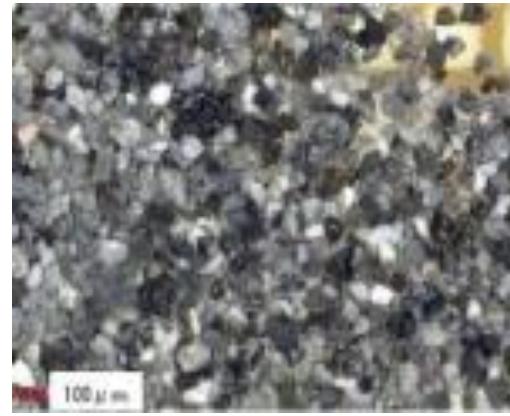
小さな噴石
(軽石)



火山灰の及ぼす影響

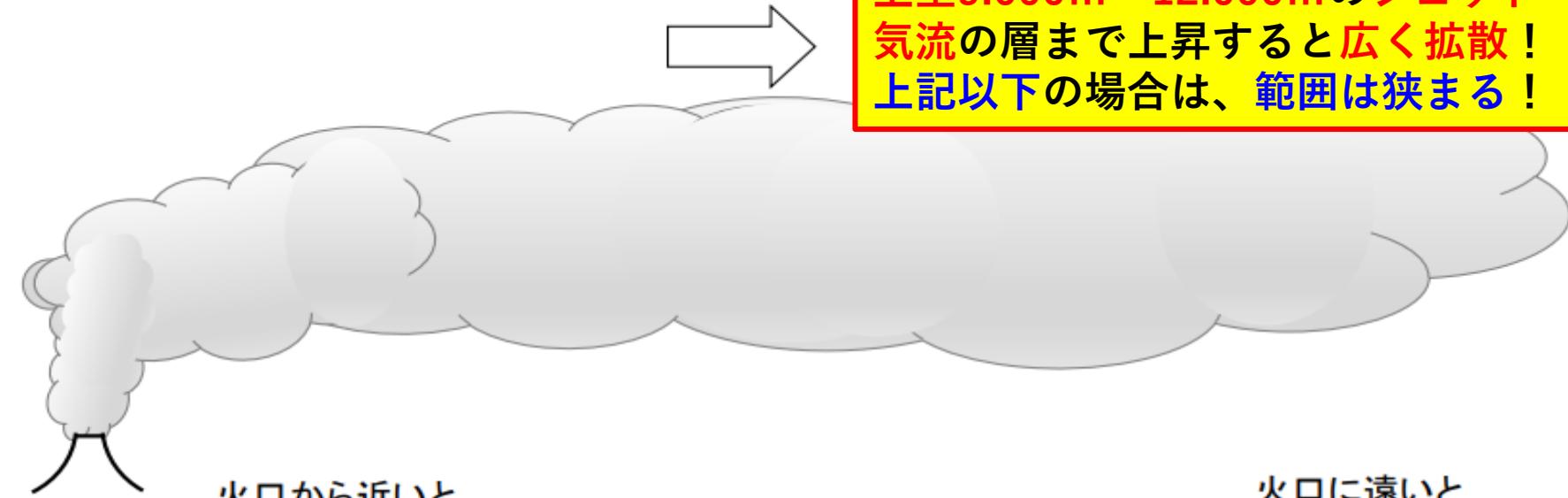
火山灰の特徴

火山灰とは



粒子直径が**2mm未満**で、
ガラス片・鉱物結晶片から
成り、**硬く、尖った形状**
※ 通常の灰とは違う！

火山灰は上空の風によって風下側へ運ばれる



上空9.000m～12.000mのジェット
気流の層まで上昇すると広く拡散！
上記以下の場合は、範囲は狭まる！



図1 噴煙上昇中の状況



図2 噴煙が鹿児島市内方向へ流れている状況



図3 鹿児島中央駅付近の降灰状況

火山灰の粒径と大きさが類似の堆積物

火山礫



鹿児島県立博物館資料(桜島1914年)

砂礫海岸 に近い様相



粗粒火山灰



都城市資料(新燃岳2011年)

砂浜海岸 に近い様相



細粒火山灰



北海道開発局室蘭開発建設部資料(有珠山2000年)

洪水流堆積物 に近い様相



降灰による影響の波及イメージ

- 降灰の影響は、他の分野へ波及することで被害が拡大しやすい。
- 特に、交通・電力・水道分野等で発生する被害が他分野に波及すると、日常生活や社会経済活動に波及して大きな影響が生じる。

<主要なインフラ等で発生する影響例>

火山灰により視界不良、白線が見えなくなる



通電不良による踏切や信号の誤作動、車両の通行停止



停電防止のため碍子等の清掃（降灰除去）が必要



取水地の水質悪化のため断水が発生



その他様々な分野で影響が発生

（農業、物流、通信、医療、健康被害など）



主要なインフラ等における被害や影響の発生要因や相互関係のイメージ

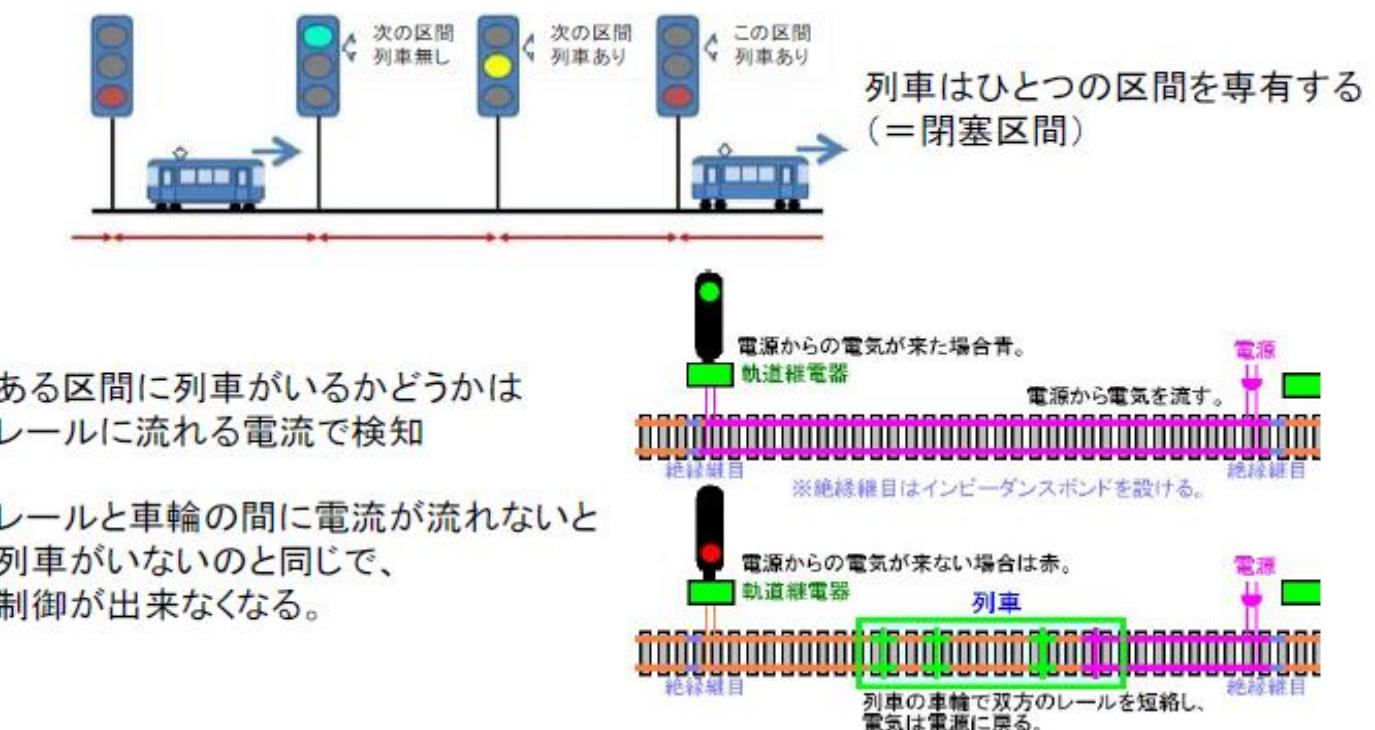
○ 道 路 (交 通)

- ・ 降灰10cm以上、降雨時は3cm以上で2輪駆動車通行不能 (4輪駆動車: 30cm以上)
 - ・ 視界不良、標識が見えず、事故が多発、走行不能車の立往生による渋滞が発生
宮崎県の新燃岳の噴火では、数cmの火山灰により、交通事故が多く発生
- ※ 火山灰が数cm降灰する場合、車は運転しないことが重要！



○ 鉄道

- レールに火山灰が0.5ミリ積もると、電気で制御している列車の運行システムに障害が起き運行停止
 - 停電の場合も地上・地下路線ともに運行停止
鹿児島では、桜島の噴火により、たびたび停止
- ※ 通勤・通学など移動に支障、旅行者滞留の恐れ！



- 人力による除灰（降灰のない時）
 - 除灰装置の開発（JR東日本（東京支社）HPより引用）
 - ・ ブラシを回転させることで、レールの灰を除去する装置を開発（2016年3月）
東京支社管内に普通列車用22台・新幹線用2台を配備
- ※ 灰が降っている間は、電車は動かないと思われます！

人力による除灰



除灰装置



○ 電力

- 降雨時3ミリ以上の灰が積もると、碍子（がいし）の絶縁低下（ショート）による停電発生の可能性
 - 火力発電所は、降灰による非常用ディーゼル発電機の不具合により発電力低下
- ※ 阿蘇山の噴火では、約2万7000戸で停電が発生
- ※ 本市でも、広範囲で停電が発生する可能性



○ 人力による火山灰の除去

火山灰が碍子に付着することによる

停電に対しては、人力により除去

※ 作業車が移動できるよう、道路の

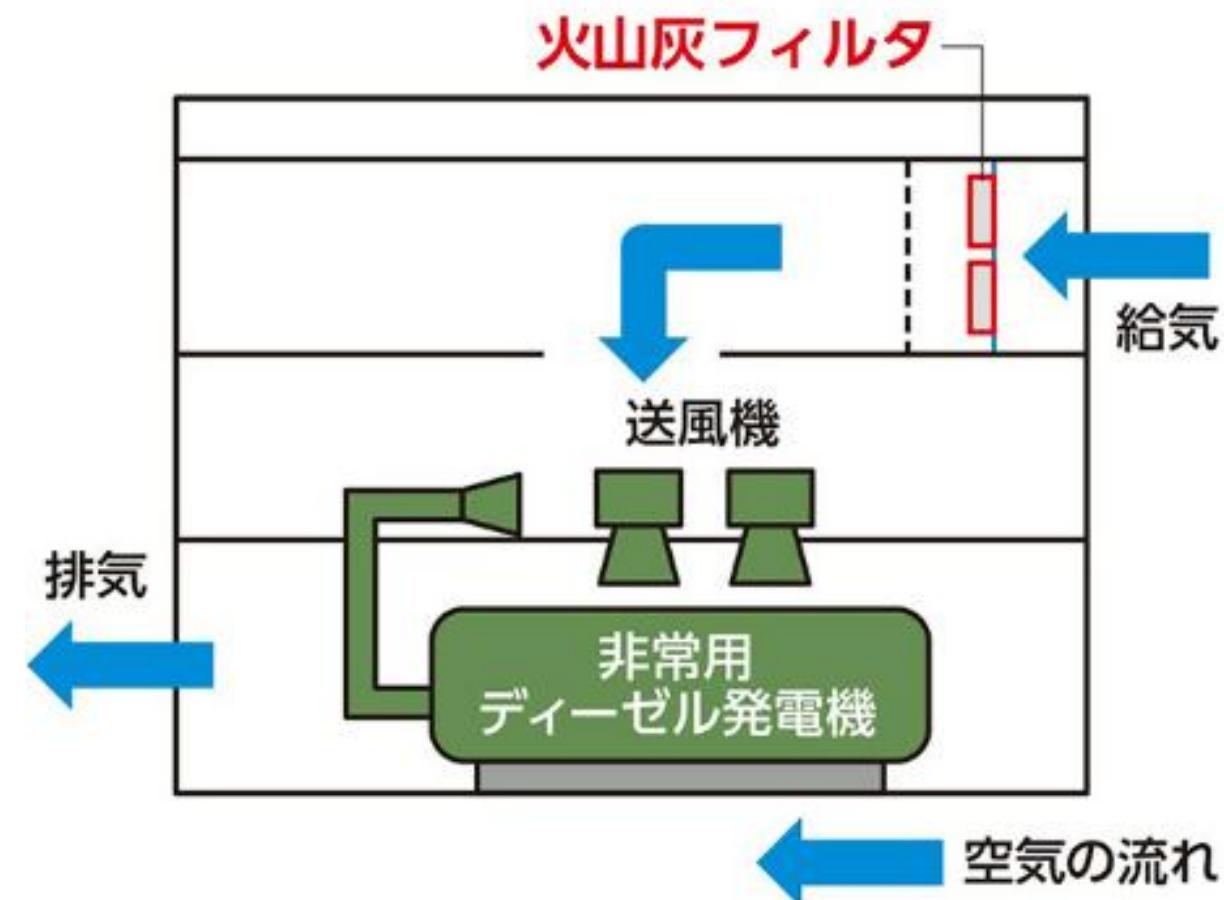
除灰との連携が重要！



○ 火力発電所

非常用ディーゼル発電機の運転に影響

を受けないよう、給気口に火山灰専用の
フィルタを設置して対応



○ 通 信

- ・ 通信アンテナへの火山灰の付着による通信障害の発生が予想
 - ・ 利用者の急増により電話が繋がりにくくなる。
- ※ 2008年チリ噴火
- 150mm降灰した市街地でも、携帯電話や衛星通信等に障害は発生せず、通信機能は問題なく維持
- ※ 2000年有珠山噴火
- 携帯電話の通信障害は未発生
- ※ アメリカ地質調査所は、通信障害発生の可能性はあるが、事例は滅多になく、降灰地域でも、通信が機能する例が多い。
- ※ 通信障害の可能性は低いが、噴火時の無用な通信・通話は控えることが必要！



○ 上水道

- ・ 火山灰のフッ素等により水質が悪化、浄水施設処理能力を超える場合、飲料不可
 - ・ 降灰により取水が出来なくなる可能性
 - ・ 火山灰の粒径が細かいと、ろ過池で目詰まりして供給停止の可能性
 - ・ 停電により浄水場及び配水施設等が運転停止
- ※ 新燃岳では、浄水施設の表面をシートで覆う等の対策を実施
- ※ 上空からの飛来物に無防備覆いがないと影響を受け易い！
→ 覆蓋（おおい）の設置が必要



○ 小田原市の浄水施設

・ 高田浄水場

小田原市（橘地区除く）の**86%**を供給
酒匂川の「**表流水**」を原水として使用

・ 根府川第一・第二浄水場

湧水を原水として使用



高田浄水場管理棟



根府川第1浄水場



根府川第2浄水場

○ 小田原市の取水施設

・ 第一、第二、石橋、米神、根府川第三、中曾根補助水源地 深井戸（ふかいど）水を原水として使用

※ **湧水・深井戸水は火山灰の影響を受けにくいが、表流水は影響あり！**



第一水源地



第二水源地



中曾根補助水源地



石橋水源地



米神水源地



根府川第三水源地

○ 現在建設中の高田浄水場完成予想図（令和9年12月から新施設で浄水開始予定）



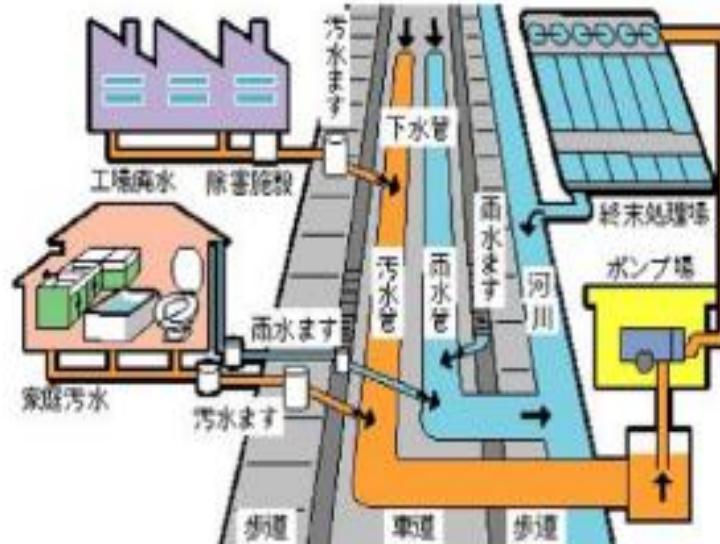
令和7年1月24日撮影

着水井、沈でん池などの
浄水施設を覆蓋化されれば
降灰対策が図られる！

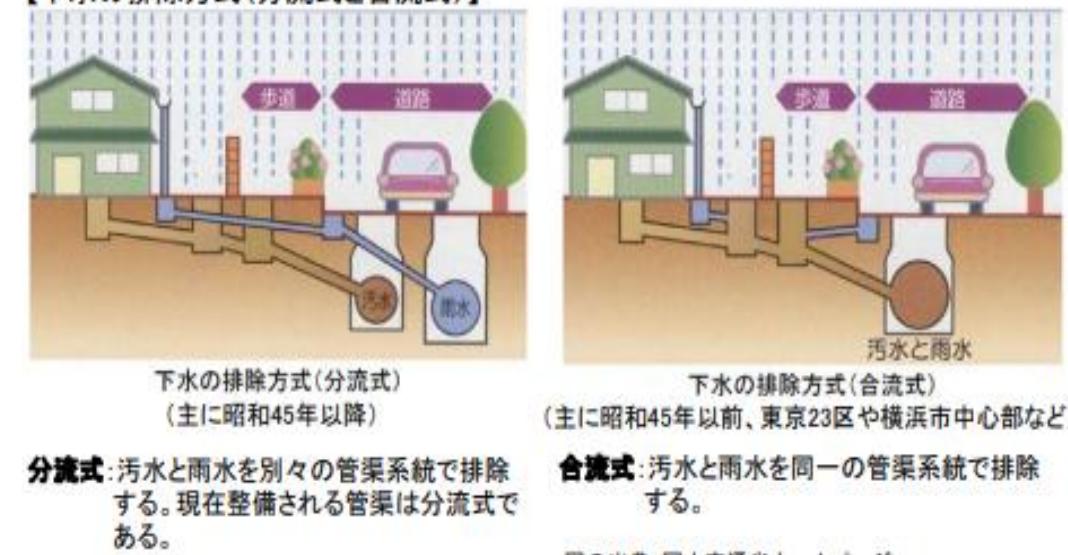
○ 下水道

- 下水道施設の構成（排除方式）には、「**合流式**」と「**分流式**」がある。
小田原市では昔から多くの用排水路が整備され、雨水は排水路から海へ放流し、汚水と別々に排除・処理する「**分流式**」を採用
 - 分流式の場合、火山灰は汚水管に侵入しにくい。
 - 2 mm以上の**降灰**と**降雨**で、場所によっては、雨水管が詰まりあふれる可能性
- ※ 除灰した灰などを、雨水ます（道路の側溝など）に流さず、専用の克灰袋などで回収することが必要！

【下水道施設の構成】



【下水の排除方式(分流式と合流式)】



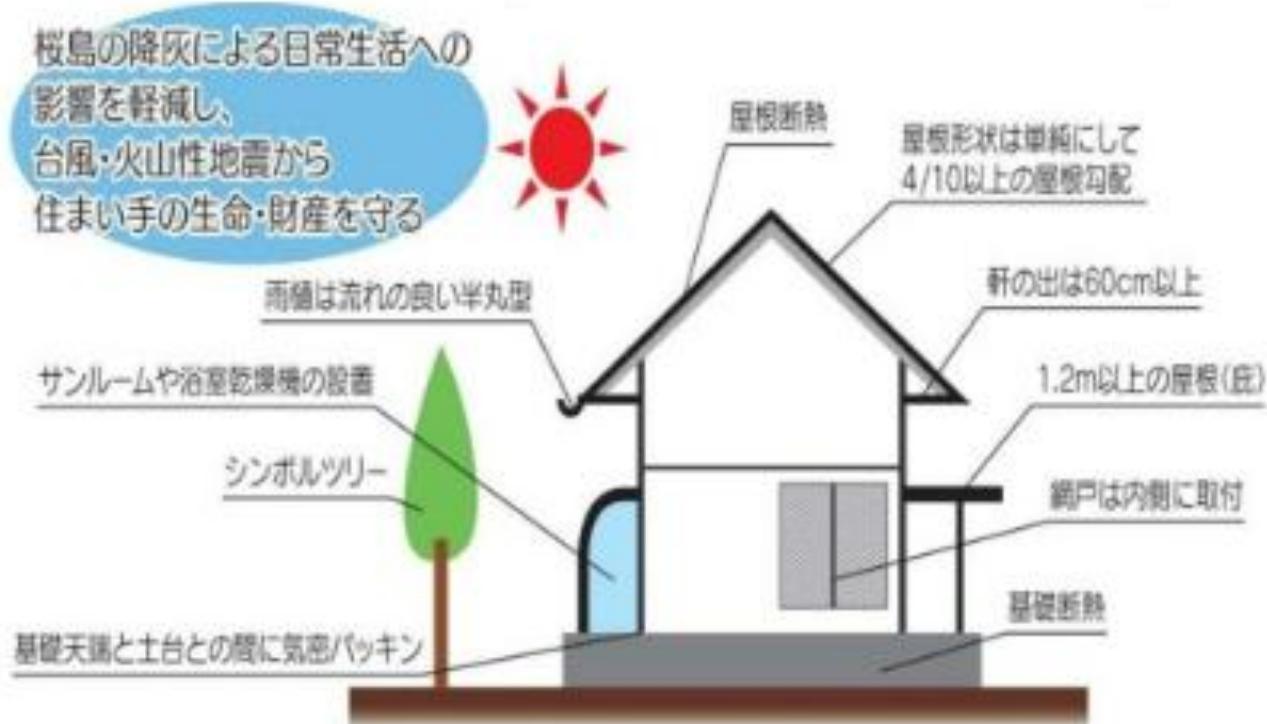
国の出典:国土交通省ホームページ



国の出典:鹿児島市HP

○ 建 物

- ・ 30cm以上の火山灰（雨）が堆積した場合、木造家屋で倒壊するものが発生
 - ・ 体育館・倉庫など支点間の長い建物は、30cm以下でも倒壊するものが発生
 - ・ ビル・マンション等（鉄筋コンクリート造）は、灰による倒壊の恐れはない！
- ※ 降灰が30cm以上になると予測される場合、木造住宅の住民は避難が必要！
- ※ 降灰がない時の除灰が重要！



○ 健康被害

- ・ ぜんそく患者など肺に疾患がある人は、症状が悪化しやすい。
 - ・ 健康な人でも長い時間火山灰にさらされると目や鼻に異常を感じ、深い呼吸をすると、のどや気管支などに影響が出るおそれがある。
 - ・ 目に入ると角膜を傷つけ結膜炎等を発症（擦らず水で洗う、コンタクト外す）
 - ・ 皮膚に付着すると稀に炎症を起こす場合がある。（アレルギーの人は要注意）

※ 火山灰から自分自身を守ることが重要！ 降灰時の外出は控えることが重要！



富士山噴火と本市の特性を踏まえた火山対策（避難）

今後10年間で本市に影響を及ぼす富士山噴火の確率

項目	A I による今後10年間に富士山が噴火する確率 7. 81%	大規模の確率 大: 4/100 中: 47/100 小: 49/100	噴火の種類 (溢流・爆発) 1/2	溶岩流の流入の可能性がある火口の数 2/69	火山灰が多く降灰する風向 西北西、北西北 2/16
溶岩流の流入	7. 81%	0. 3	0. 15	0. 004% 2万5千分の1	
大量の火山灰が降灰 (30~50cm)	7. 81%	0. 3	0. 15	—	0. 02% 1万分の2

※ 確率は低いが「万が一」の場合に備え、本市の特性を踏まえた「避難計画」の整備が必要！

噴火の形式

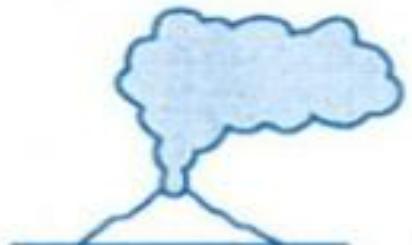
- マグマに含まれるガスの量によって決まる！

溢流的噴火（溶岩流）

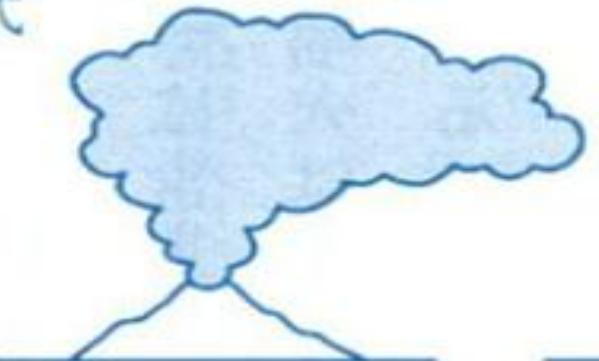
ハワイ式
(< 2 km)



ストロンボリ式



ブルカノ式

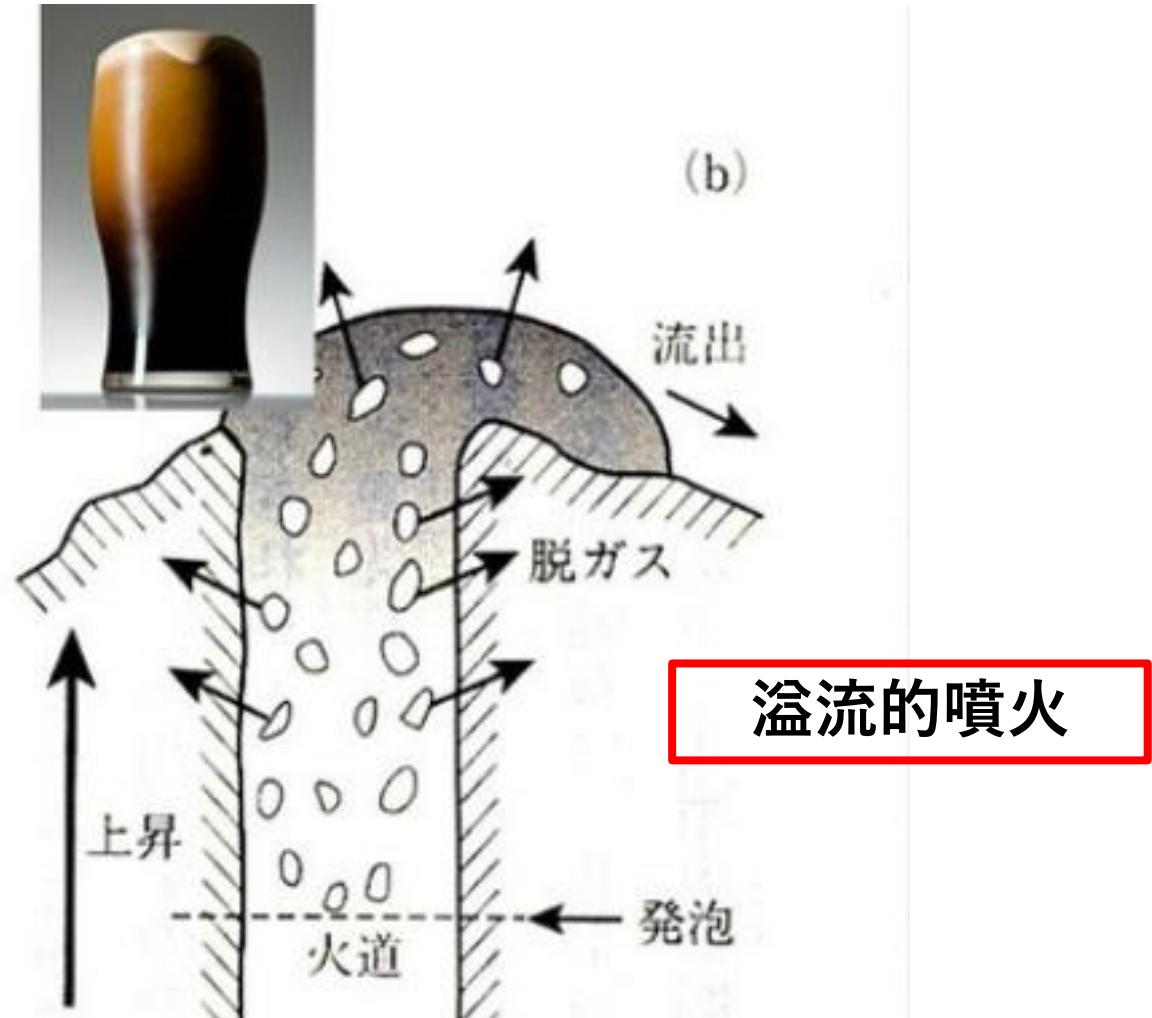
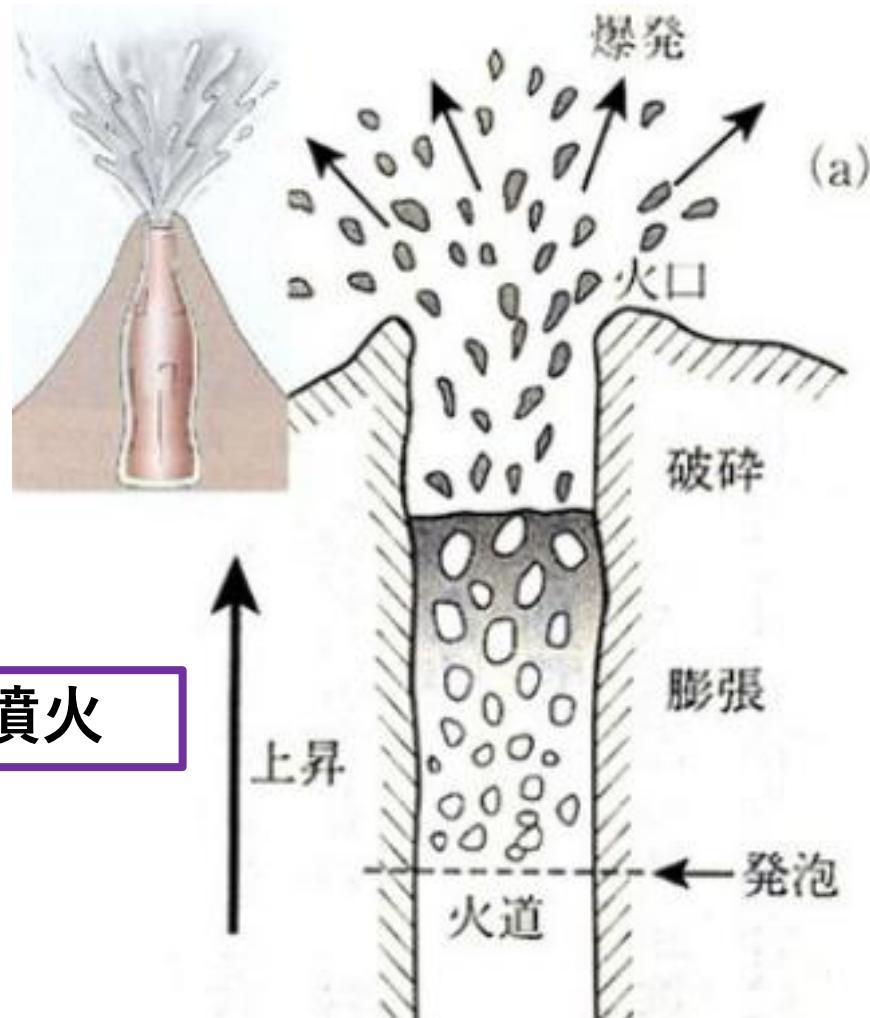


ブリニー式



ピナツボ火山の噴火
富士山の宝永噴火





マグマに含まれるガスが途中で抜けず充満した状態で噴火すると大量の火山灰が放出
炭酸ガスが強烈なコーラの吹き出し！

マグマに含まれるガスが途中で抜けた状態で噴火すると大量の溶岩流が流出
炭酸ガスが抜けたコーラの漏れ出し！

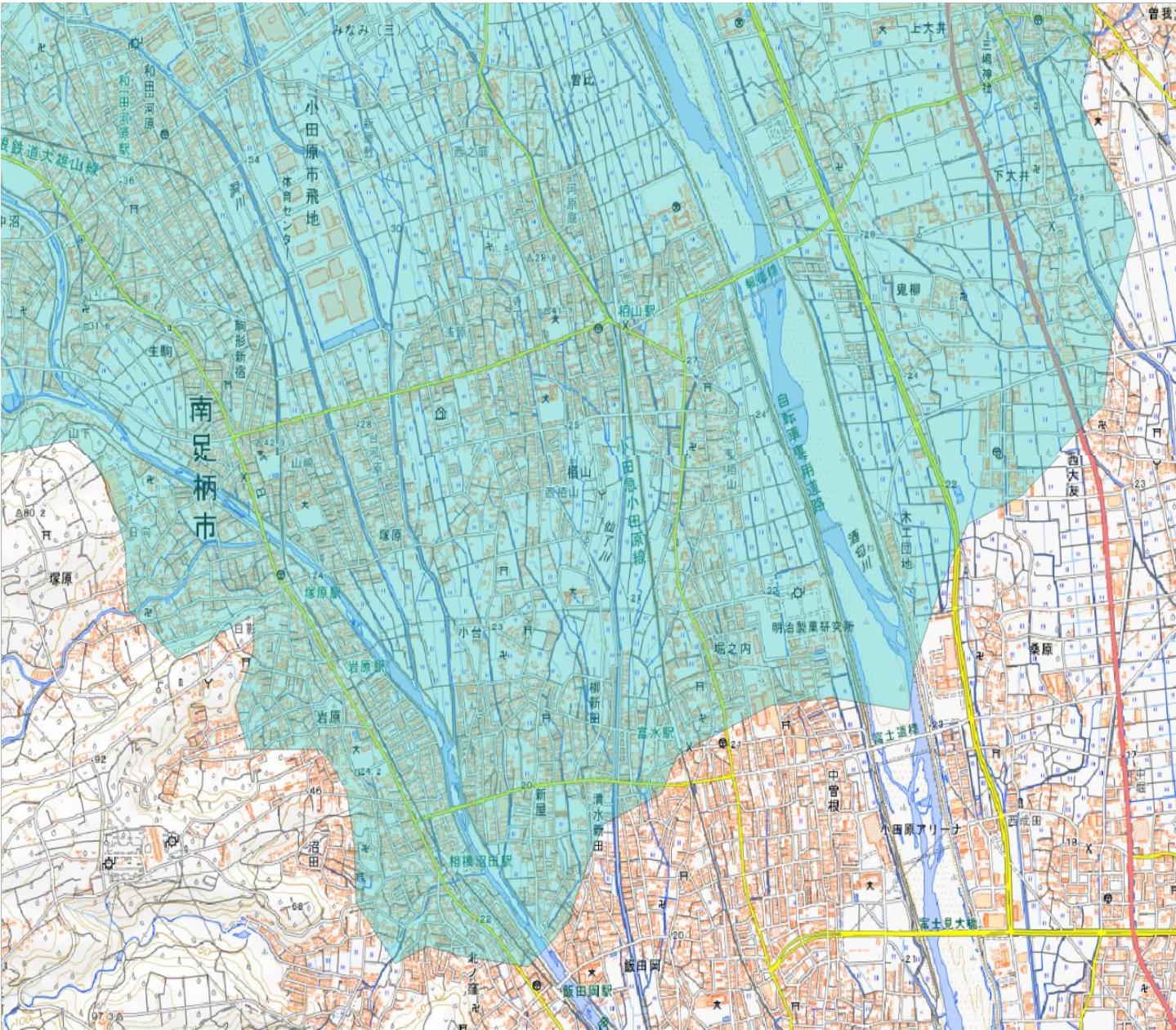
小田原市の地理的特性から見た富士山噴火



- 富士山との離隔距離から、**大規模な噴火**の場合、大きな影響を受ける。
⇒ 小・中規模噴火の場合、影響は少ない。（桜島・新燃岳・雲仙普賢岳規模）
- 大規模な爆発的噴火（火山灰）と溢流的噴火（溶岩流）は、同時に生起した事例は、これまで起きていない！
⇒ 本市に溶岩流が流入する場合、火山灰の影響はほとんどない！
火山灰が大量に降灰する場合、溶岩流が流入することはない！

溶岩流の流入が予想されている地域

- 川西地区
桜井（全部）
富水、東富水（一部）
- 川東地区
豊川、上府中、曾我（一部）
- 予想避難者数
約 21000 人（9000 世帯）
- 予想避難車両数
約 1000 両
- ※ 「いつ・どこに・どのように」
住民を避難させるかが重要！



溶岩流流入予想地域住民の避難先の検討（案）

○ 避難所選定の前提

溶岩流が流入する大規模噴火では、火山灰の影響を受けないため、市内では普通に生活でき、学校も授業が可能なことから、学校開校中の避難となる？

⇒ 広域避難所（学校）は「体育館」と「グランド（車両）」に限定して使用

項目	地域	人数（避難・収容）	備考
溶岩流流入予想地域	桜井（全部）富水、東富水、豊川 上府中、曾我（一部）	約21000人（9000世帯） 車両1000両	自主避難30%（仮） 6300人（見積）
収容必要人数	$21000 - 6300 = 14700$ 人		
広域避難所（1次）	流入地域を除く小中学校の体育館 及びグランド（23カ所）	約7300人	桜井・報徳除く 車両はグランド
広域避難所（2次）	流入地域を除く小中学校の体育館 及びグランド（11カ所）	約3500人	城北、諏訪の原除く 車両はグランド
要配慮者（優先） 避難所（仮）	いずみ、いそしき、マロニエ、けやき こゆるぎ、アリーナ、介護施設など	約3000人（ $+\alpha$ ）	介護施設に空きが あった場合 $+\alpha$
ペット同行・同伴 (優先)避難所（仮）	流入地域を除く市内の公民館 (約100カ所)	約1200人	学校でのトラブル防止 (鳴声等)
収容可能人数	$7300 + 3500 + 3000 + 1200 = 15000$ 人		

溶岩流の流入予想時期（神奈川県西湘地区）

山北町境界：33時間
(1日5時間)

山北町役場：839時間
(34日23時間)

松田町境界：148時間
(6日4時間)

松田町役場：999時間
(41日15時間)

大井町境界：740時間
(30日20時間)

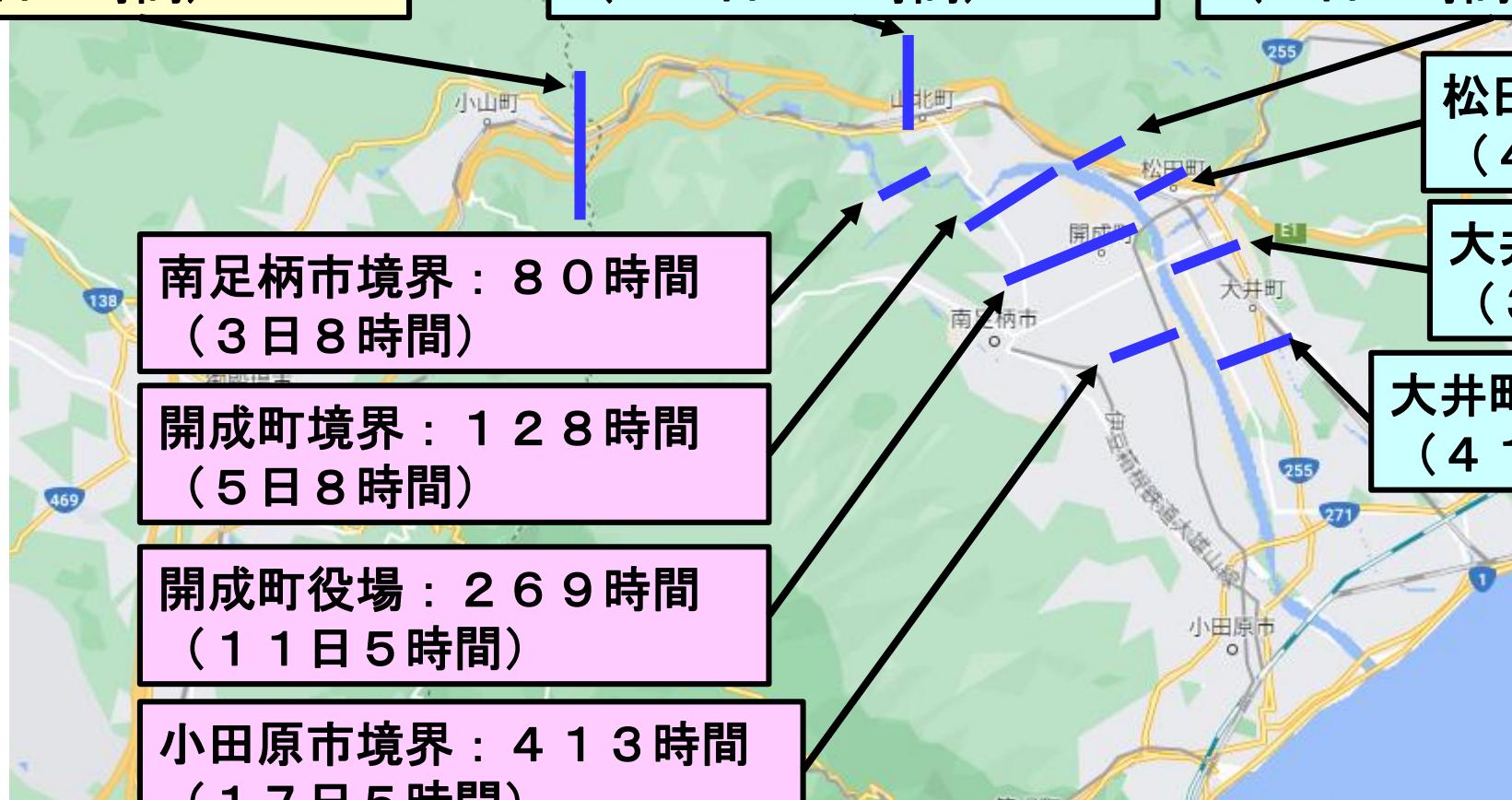
大井町役場：1037時間
(41日15時間)

南足柄市境界：80時間
(3日8時間)

開成町境界：128時間
(5日8時間)

開成町役場：269時間
(11日5時間)

小田原市境界：413時間
(17日5時間)

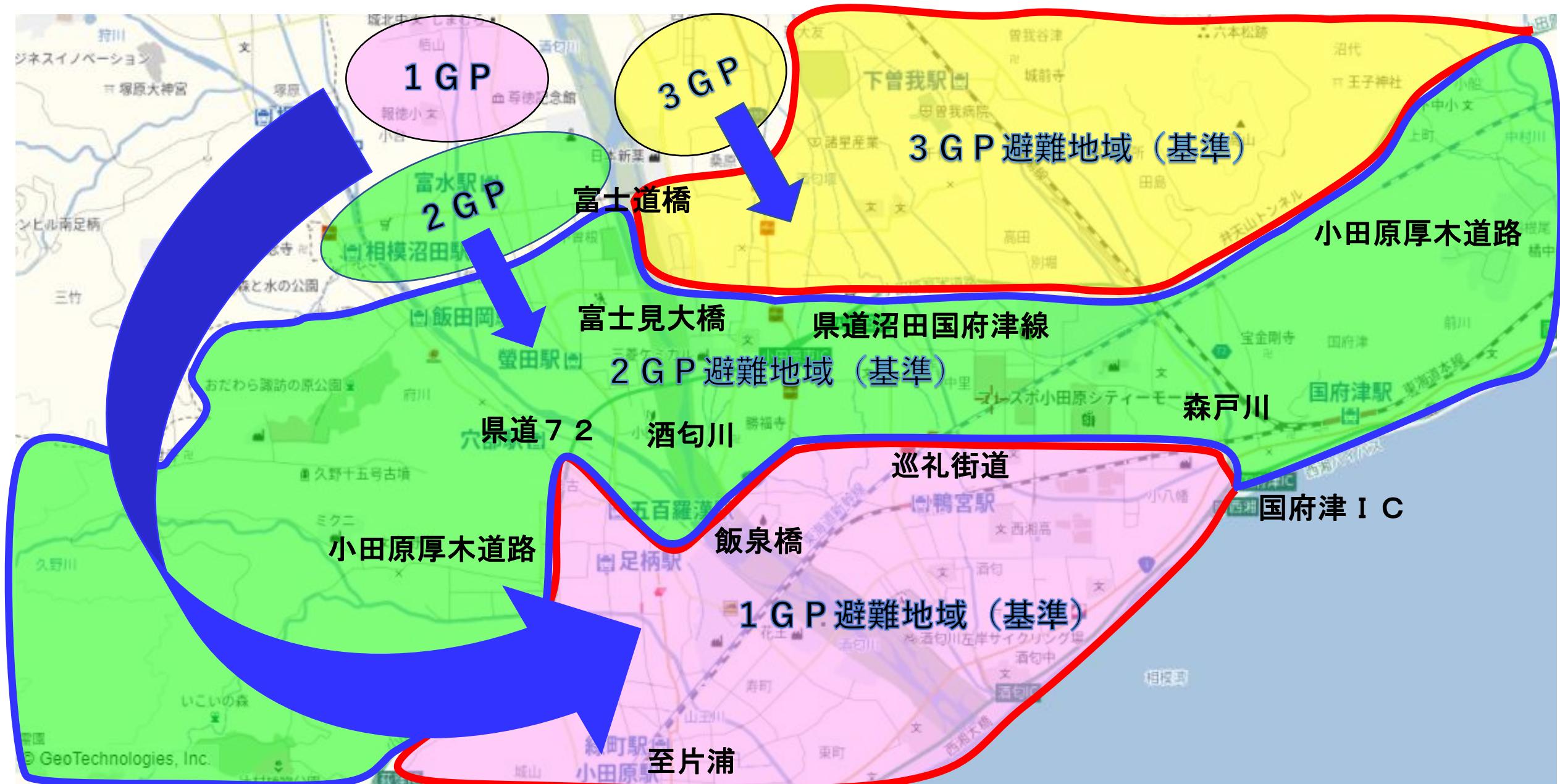


- ※ 溶岩流は酒匂川沿いに流下し、**西岸側が早く、東岸側は遅くなる**と予測
- ※ 噴火から流入までには時間がかかるので、避難は**計画的に実施**することが可能

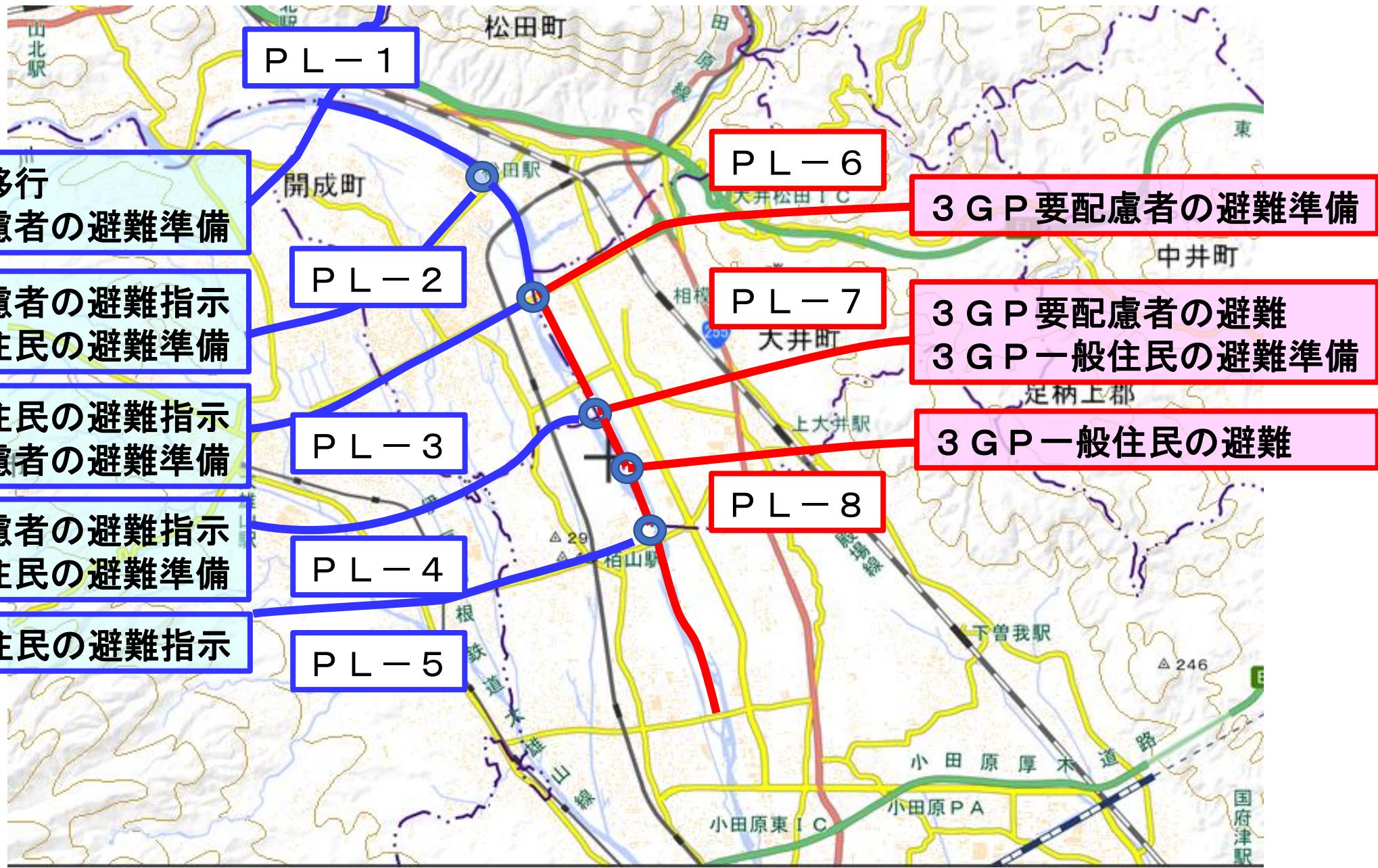
溶岩流流入予想地域の避難におけるグループ分け（案）



溶岩流の流入予想地域住民の避難先地域のイメージ（案）



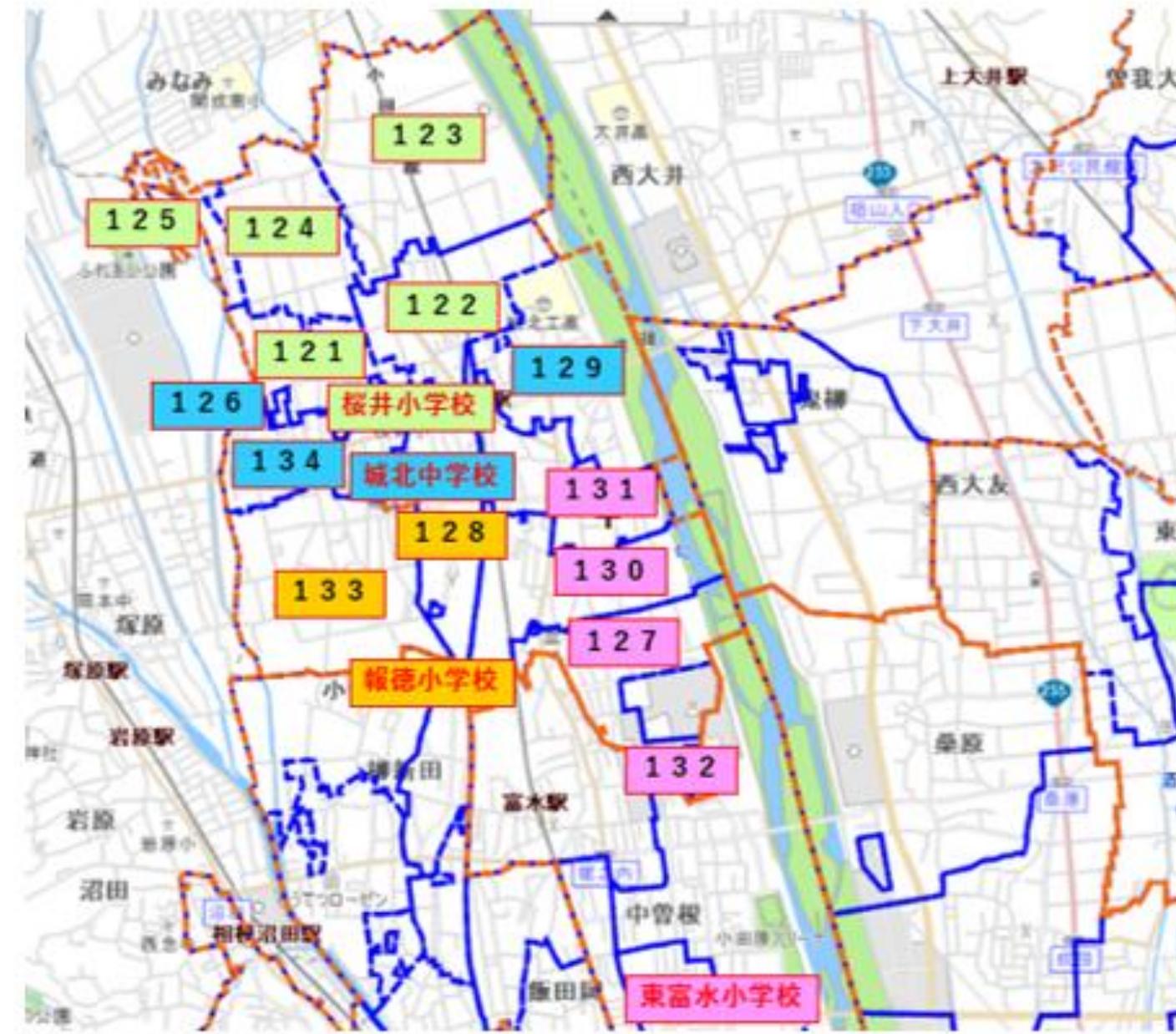
各GPの避難準備及び開始時期（案）



避難者集合場所の指定（桜井地区）

避難者集合場所	自治会
桜井小学校	125：新屋敷
	124：西之庭
	123：河原庭
	122：高河原
	121：寺下
城北中学校	126：浅原
	134：弥生
	129：東柏山城北
報徳小学校	128：東柏山学校前
	133：西柏山
東富水小学校	131：東柏山道上
	130：東柏山道下
	127：東柏山中の町
	132：柳町

※ 避難順序は、各避難者集合場所自治会の上から順番に集合



避難者集合場所の開設要領（一例）

梅井小学校

避難者集合場所の配置・運営要領

1 受付方式

ドライブスルー方式（車両で避難）

2 受付要領（基準）

(1) 市職員、学校関係者、自治会で運営

(2) 受付の配置（基準）

- 一般避難者 × 3、ペット同行避難者 × 1

バスによる避難者 × 1 を配置

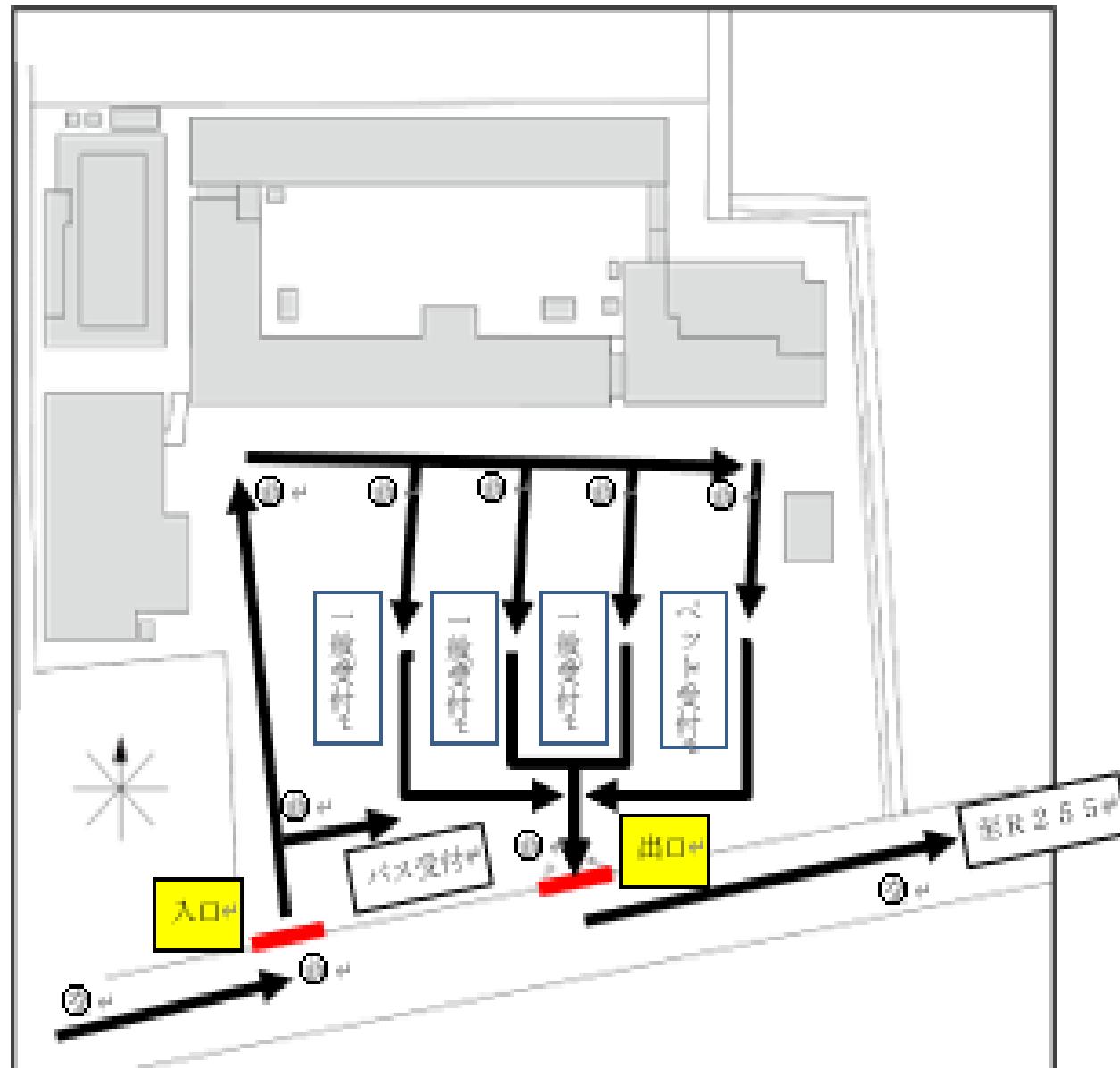
- 受付 3 名（受付・配布・連絡係）配置

(3) 誘導員の配置

出入口及び各受付への主要な地点に配置

(4) 交通統制員の配置

必要により、交通統制員（警察）を配置



避難所の開設要領（一例）

国府津小学校

避難所開設要領（一例）

1 開設準備及び開設

市職員、学校関係者、**受入自治会**

2 避難所及び駐車場

（1）**避難所：屋内運動場（体育館）**

（2）**駐車場：校庭（グランド）**

※ 駐車スペースは、スズランテープ等で表示、
避難所内の事故トラブルを防止

3 出入口

学校職員、生徒、関係者と避難者及び関係者
の出入口は、別に設定（上図は参考）

4 学校地区と避難所地区を区分

バリケードを設置、学校地区への侵入を防止

5 警備・警戒

出入口、学校の境界に警備・警戒員を配置

※ **避難所の運営は、避難住民（自治会）が実施**



火山灰からの避難について

- 噴火から約30分後、小田原市に降灰の可能性
⇒ 大規模噴火を確認した場合、速やかに自宅に戻り自宅避難（降灰前が望ましい）
 - 宝永噴火時の降灰と降雨の推移は、前段5日間は5日降灰・4日降雨、中段5日間は1日降灰・2日降雨、後段5日間は5日降灰・1日降雨（前・後で種類が異なる）
⇒ 木造家屋は30cmの降灰で倒壊の恐れがあり、降灰状況に応じ広域避難所に避難※ 降灰がない時期に、除灰（屋根・インフラなど）作業を実施（被害を局限）
 - 降灰後の土石流は、降灰1cmから発生の可能性があり、10cmで損害が拡大
⇒ 土砂災害警戒区域の住民は、噴火後、速やかな広域避難所への避難を追求
 - ※ 火山灰からの避難は、従来通り、最寄りの広域避難所（学校）への避難



帰宅困難者対策について

地域防災計画における帰宅困難者対策

○第1編 地震災害対策計画

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第5節 避難対策

第7 帰宅困難者対策（本編P49）

市は災害時における帰宅困難者対策について、関係機関と協力して以下のような課題に取り組みます。

1 一斉帰宅者の発生の抑制対策

(1)基本原則の周知

市は、平常時から「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知を図ります。

(2)企業・学校等への要請

市は、市内の企業・学校等に対して、従業員・生徒等のほか、訪問者・利用者等について、一斉帰宅の抑制及び一時収容を図るよう要請します。

(3)安否確認手段の周知

市は、日頃から「災害用伝言ダイヤル(171)」や「災害用伝言版(web171)」、携帯電話事業者の「災害用伝言版」等による安否確認手段について周知を図ります。

2 帰宅困難者への支援対策

(1)避難場所の確保及び避難誘導体制の検討

市は、帰宅困難者が一時的に滞在する避難場所の確保について検討するとともに、鉄道事業者、県警察、事業所、自治会等と協力して帰宅困難者の誘導体制を構築します。

(2)帰宅困難者への対応の検討

市は、帰宅困難者の対応について、あらかじめ検討するとともに、企業や学校等においても、施設外部からの避難者、帰宅困難者への対応をあらかじめ決めておくよう要請します。

(3)情報収集・提供体制の検討

市は、発災時における交通情報や駅周辺及び避難場所の混雑情報等の収集、また、正確な情報提供に必要な体制を検討します。

○第4章 災害時の応急活動対策

第3節 避難対策

第5 帰宅困難者対策（本編P103）

大規模災害が発生した場合、公共交通機関の運行停止等により発生する帰宅困難者については、次のように対処するものとします。

1 一斉帰宅者の発生の抑制

(1)基本原則の周知

市は、帰宅困難者の行動の基本原則である「むやみに移動を開始しない」ことを、報道機関等の協力を得て、周知します。

(2)帰宅困難者への必要な情報の提供

市及び防災関係機関は、帰宅困難者に冷静な行動をとつもらうため、必要な情報提供等に努めます。

(3)従業員・生徒等の一時収容

企業・学校等は、発災時に従業員・生徒等を、事業所・学校内に一定期間収容するほか、訪問者・利用者に対しても同様の対応を行うよう努めます。

2 帰宅困難者への支援

(1)避難場所の提供

発災により帰宅の手段を失い、駅周辺、市街地、観光施設等で滞留し、避難を希望する人に対し、避難場所を提供します。避難場所は、公共施設等の中からあらかじめ選定します。

(2)避難誘導及び治安維持等

ア 周辺の土地に不案内な観光客等に的確な行動を促すため、デジタルサイネージ等を活用し十分な情報提供を行います。

イ 駅構内の滞留旅客については、鉄道関係機関が避難誘導を行います。

ウ 市は駅構外の帰宅困難者の避難誘導について、周辺事業者や自治会等とも連携して行います。

エ 小田原警察署は治安の維持を確保し、市等と連携し、交通安全の確保に努めます。

(3)帰宅困難者の把握

市は避難場所に避難した帰宅困難者数について、警察、鉄道機関等と十分連携をとり、把握します。

(4)避難場所における措置

市は、避難場所において次の措置をとります。

ア 市災害対策本部と避難場所との通信体制の確保

イ 要配慮者等に対する救護措置

ウ 飲料水等の供給体制の確保

エ 交通機関の運行状況の把握及び周知

オ 帰宅困難者に対する各種の情報提供

カ その他必要な措置

3 県への報告

市災害対策本部は、帰宅困難者の避難状況について、県災害対策本部へ報告するとともに、必要に応じて、県へ協力要請します。

4 帰宅困難者の搬送

帰宅困難者の搬送について、市はバス輸送との連携も含めた鉄道の折り返し運転を事業者に要請します。

【帰宅困難者避難場所一覧】

	駅	名称	所在地
1	小田原駅	おだわら市民交流センターUMEKO	栄町 1-1-27
2		城山中学校	城山 3-4-1
3		小田原三の丸ホール	本町 1-7-50
4		ミナカ小田原	栄町 1-1-15
5		県立小田原高校	城山 3-26-1
6		小田原短期大学	城山 4-5-1
7		国際医療福祉大学	城山 1-2-25

※小田原駅周辺以外の帰宅困難者の避難場所は、原則、最寄の広域避難所とする。

※災害の状況に応じて、川東タウンセンターマロニエ、城北タウンセンターいづみ、中央図書館、小田原市総合文化体育館・小田原アリーナを避難場所として開設する。

※上記避難場所の収容状況等に応じ、その他公共施設を開設する。

資料4

地区防災計画について

1 令和6年までの地区防災計画の取り組み

令和4年度小台自治会をモデル地区に選定、自治役員、消防職員、防災対策課職員等で数回にわたり打ち合わせを行い、地区防災計画を策定した。

令和6年7月19日の防災会議において、小台地区の地区防災計画について、地域防災計画に定めるか協議し正式に認定され、本市では現在1件である。

2 令和7年度の取り組みと成果（令和7年10月7日現在）

（1）防災教室による地区防災計画の普及

自治会向け防災教室において、地区の各種災害上の特性を踏まえ、災害発生時、地区として助け合う共助の重要性を講義するとともに、小台地区の地区防災計画を紹介するなど、地区防災計画の普及、作成の啓発を行った。

（2）成 果

東栢山道下・中の町及び国府津第1区の2件の地区防災計画が、市に提案中で、上記以外に、酒匂15区、富士見地区、入生田地区などが作成中である。

3 東栢山道下・中の町自治会、国府津第1区の地区防災計画について

（1）東栢山道下・中の町自治会地区防災計画（別冊第1）

道下と中の町自治会合同の地区防災計画で、地区の特性、災害上リスク（地震・洪水）と発生時の対策について住民が行動できるよう、簡潔かつ図等を活用し、分かり易く作成、行動マニュアルと洪水ハザードマップは、全戸に配布されている。

（2）国府津第1区地区防災計画（別冊第2）

従来の自主防災計画をもとに、地区の特性を踏まえ、災害上のリスク（地震・土砂災害）と発生時の対策について地区住民が行動できるよう、簡潔かつ図等を活用し分かり易く作成、「わたしたちのまちの防災を知ろう」という冊子を作成し、自治会のホームページにアップして共有を図っている。

4 今後の流れについて

防災会議で上記2件の地区防災計画を本市地域防災計画への位置づけをお認めいただけた場合、正式に地域防災計画に位置付け、市のホームページに掲載するとともに、引き続き、各自治会等への普及・啓発を継続し、地区防災計画策定の動きが波及していくよう、市として支援を実施していきます。

桜井地区東栢山道下・中の町自治会地区防災計画

1. 防災計画の趣旨

私たち東栢山道下・中の町自治会は、大規模な地震や酒匂川の洪水等が発生した場合でも、被害を最小限に食い止め、この地域から犠牲者を出すことのないようにしたいと考えています。

そのためには、平時においては住民一人一人の防災意識を高めること、そして災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には住民同士の助け合いの精神を持って対応していかなければなりません。また、災害時の救出活動を効率的に行うためには、安否不明者の把握が非常に重要になることを住民一人一人が理解しておくことも大切です。

そこで、自治会としての災害対応マニュアルである東栢山道下・中の町自治会地区防災計画を策定します。

2. 災害リスク

(1) 地震

大正12（1923）年9月に発生した関東大震災以来100年を経過しましたが、幸いにもその後この地域では大規模な地震は発生していません。

それ以前の歴史を見ると、小田原では繰り返し地震により大きな被害を受けています。よって、いつ発生してもおかしくない状況といえます。

今後、この地域に大きな被害をもたらす地震は、主に次の2つが想定されています。

神奈川県西部地震 マグニチュード6.7 最大震度6強

大正型関東地震 マグニチュード8.2 最大震度7

なお、これらの地震による津波や土砂災害は桜井地区には想定されていません。

(2) 洪水

令和4（2022）年9月に小田原市が公表した洪水ハザードマップによると、想定される最大の降雨量（24時間530mm）があった場合、道下・中の町自治会内は、ほぼすべてのエリアが想定浸水深0.5m以上であり、さらに2階部分も浸水する3m以上のエリアに約40軒程度の住宅が存在します。

また、道下・中の町自治会内には開渠の水路が存在し、フェンス等の柵が未設置の箇所が残されているために、避難の際には注意が必要です。

3. 平常時

(1) 防災訓練・啓発活動

①年1回実施される「小田原市いっせい総合防災訓練」には、自治会役員、組長のほか住民は積極的に参加します。

- ② 必要に応じ、別に自治会で防災訓練を実施するほか、組長会等を活用し研修会を開催し、防災意識の普及啓発に努めます。
- ③ 回覧板やチラシ等を活用し必要な情報の周知に努めます。

(2) 自主防災組織

- ① 自治会役員及び組長を主体に組織します。
- ② 災害発生時は、それ以外の住民も積極的に協力します。

防災本部長	自治会長	全体の統括
防災副部長	自治会副会長	本部長の補佐
防災リーダー	防災リーダー	防災訓練の実施 救出活動の指揮・統制
防災対策部員	上記以外の自治会役員	救出活動の実施
避難誘導員	組長	被害状況の報告及び住民の避難誘導
要配慮者担当	民生委員・ボランティア	要配慮者の安否確認ほか

(3) 要配慮者の対応

避難行動に支援を必要とする住民に対しては、民生委員が主導して事前に個別計画を作成し、災害の発生時またはそのおそれがあるときには確実に避難できるようにする。

(4) 備蓄品等

- ① 食料及び水は、最低3日分できれば1週間分を備蓄しておく。災害用食料のほか日頃から多めに購入して順番に消費するローリングストック方式をとることが望ましい。
- ② 食料以外に災害時に必要となるものは、取り出しやすい場所に保管するように心がける。

※桜井自治会連合会及び道下・中の町自治会においては食料の備蓄はありません。小田原市においても少量の備蓄にとどまっているために、各家庭での備蓄が必要です。

(5) その他

- ① ペットを飼っている人は、同行避難する場合に必要なケージ・ペットフードなどの用意をしておくとともに日ごろからしつけを心がけておく。
- ② 地震の揺れから身を守るために住宅の耐震化を進めるとともに、住宅用火災報知器及び感震ブレーカーの設置、家具の転倒を防ぐ対策をとるようにしておく。
- ③ 洪水ハザードマップで洪水のリスクを把握しておく。
- ④ 市からの情報を正確に把握するために防災アプリを活用するようにする。

4. 地震災害の対策

(1) 役員等の行動基準

- ① 震度6弱以上

(ア) 自主防災組織の役員（組長を除く）は、家族の安全を確認したのち一時避難場所へ集合する。

- (イ) 組長は、組内の被害状況を把握したのち、被害状況を自治会長へ報告する。
- (ウ) 組長は、家屋が被災し自宅にいることが危険な住民を一時避難場所に誘導する。
- (エ) 自治会長の指示のもと、役員は住民と協力して救護・消火活動を行う。
- (オ) その後、役員の誘導のもと広域避難所へ避難する。

② 震度5強以下

- (ア) 自主防災組織の役員は、自宅待機とする。
- (イ) 組長は、組内の被害状況を把握し、自治会長へ報告する（電話可）。
- (ウ) 自治会長は、被害状況により必要な場合、役員を一時避難場所に召集させる。
- (エ) 家屋が被災し自宅にいることが危険な住民は、組長の誘導に従い一時避難場所へ避難する。
- (オ) 自治会長の指示のもと、役員は住民と協力して救助活動を行う。
- (カ) その後、役員の誘導のもと広域避難所へ避難する。

(2) 安全確保

- ① 大きな揺れを感じたときには、まずは自分の身の安全を守る行動（シェイクアウト）をとり、次に家族の安否を確認する。
- ② 揺れが治まったら近くのドアや窓を開け避難路を確保し屋外に避難する。この際、貴重品や備蓄品等の持ち出しに余裕のない場合には身の安全を最優先にする。
- ③ 避難する際には、可能な限りガスの元栓やブレーカーを落とす。

(3) 住民同士の助け合い

- ① 隣近所で声を掛け合い、お互いの安否の確認をする。
- ② 安否の確認ができないお宅は、外から声をかけるようにする。なお、余震のおそれがあるため、むやみに家の中には入らないようにする。
- ③ 組長を中心に安否の確認ができないお宅を把握し、自治会長へ報告をする。

(4) 救出救護

- ① 家に閉じ込められている住民がいた場合は、となり近所で協力して救出する。ただし、余震のおそれがあるため、必ず複数人で安全を最優先に活動する。
- ② 家が倒壊している場合や救出活動が困難な場合は、自治会長に報告し救援を依頼する。
- ③ 重傷者等は、仮設救護所の設置状況を確認し搬送する。

(5) 初期消火

- ① 自宅又は近所で火災が発生した場合や住宅用火災報知器が鳴動した場合は、となり近所に声を掛け、消火器等で消火に努め、助けを求める。
- ② 取り残されている人がいないか確認し、いる場合には救出を優先する。
- ③ 初期消火ができない場合には、消防へ通報するか自治会長へ報告する。

(6) 広域避難所への避難

- ① 自治会長は、地域内の初期消火、救出救助及び住民の安否確認などの初期対応が一段落

したと判断した場合は、住民を誘導し広域避難所へ移動する。

② 移動する場合は、道路状況等を勘案し最も安全と思われるルートを通りるようにする。

③ 自治会長は一時避難場所に役員を配置し、その後の被害状況等を把握し広域避難所へ連絡する。

(7) 情報収集

① テレビ、ラジオ、自治会長用タブレット等を通して正確な情報の収集に努める。

② 市からの防災行政無線による情報は直接聞き取りにくい場合があるので防災アプリ等を活用し確実に入手するようする。

③ ネット上でのフェイク情報には注意するとともに、不確実な情報を流さないように心がける。

(8) その他

① 避難する場合は徒歩、または自転車・オートバイを原則とする。

② 住民は、広域避難所以外に避難する場合は、近所の住民または自治会役員にその旨伝えるように努める。

③ 自治会役員及び避難住民が広域避難所へ移動したのちは、桜井地区自治会連合会防災対策本部または広域避難所運営委員会に対応を委ねる。

5. 洪水災害の対策

(1) 役員の行動基準

① 台風等の接近により、気象庁から神奈川県西部に予想雨量が24時間400mm以上と発表された場合、洪水対策の体制をとることとする。

(ア) 自治会長から、自治役員、防災リーダー、民生委員に連絡する。

(イ) 民生委員からボランティアを通じ避難困難者へ事前の連絡をする。

(ウ) テレビ、ラジオ等により気象情報を随時確認する。

② 風水害避難場所開設の情報があったとき

(ア) 自治役員、防災リーダー、民生委員は風水害避難場所に集合する。

(イ) 避難困難者へ連絡し、確実に避難するよう指示する。

③ 避難者の受け入れ

自治会役員、防災リーダーは受け入れ準備をする。

- ・受付名簿の準備

- ・受け入れ場所の確保及び割り振り

- ・ペット同行の対応

④ 大雨警報等が解除されたとき

(ア) 避難者の帰宅の支援をする。

(イ) 避難困難者は、単独で帰宅しないようにし、近所の避難者に協力を求め、それが無理な場合は役員またはボランティアが対応する。

⑤ 洪水が発生したとき

(ア) 洪水が発生した場合は、その状況をわかる範囲で速やかに市防災対策課に報告する。

(イ) 自宅避難の住民は、2階以上へ避難するなど直ちに身を守る行動をとる。

(ウ) 自主防災組織は、市防災対策課と情報を取り合い、被害が最小限に食い止められるよう努める。

(2) 住民の避難行動

①気象情報及び避難情報の確認

テレビ、ラジオ、自治会長用タブレット、防災メール、市・県・気象庁のホームページなどにより最新の気象情報及び避難情報を入手するよう努める。

②風水害避難場所に避難する場合

(ア) 風雨が強まる前に避難するように心がける。

(イ) 柵のない水路付近は極力避け、より安全と思われるルートで避難する。

(ウ) 風水害避難場所には食料の備蓄がないため必要に応じ持参するようする。

(エ) 隣近所で声を掛け合うなどして、一人で行動しないようする。

③自宅以外の場所に避難する場合

(ア) 事前に浸水の想定されていない親戚・知人宅等に避難する。

(イ) 風水害避難場所が開設された場合は、直ちに持ち出し品を持って避難すること。

④自宅内（2階以上）に避難する場合

(ア) 貴重品等を2階以上に運んで置くこと。

(イ) 最新の情報を入手できるようにするとともに、停電に備えた準備をしておくこと。

(3) その他

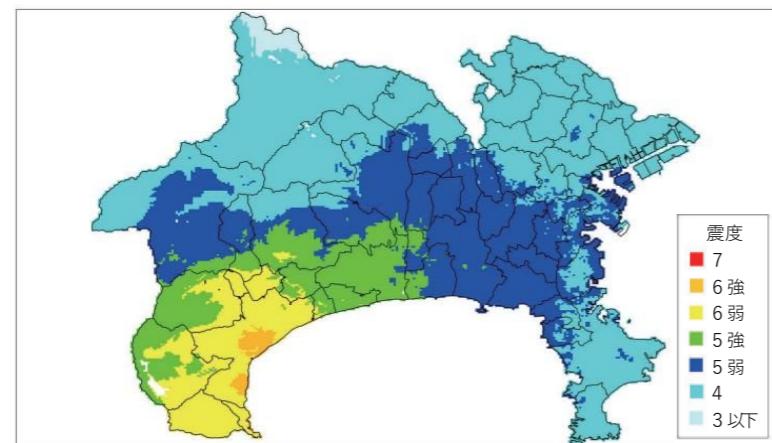
大雨により酒匂川が増水している場合は、田畠や水路の様子を見に行くような行動は絶対しないこと。防災ナビの河川カメラ等を活用し確認すること。

※避難場所等

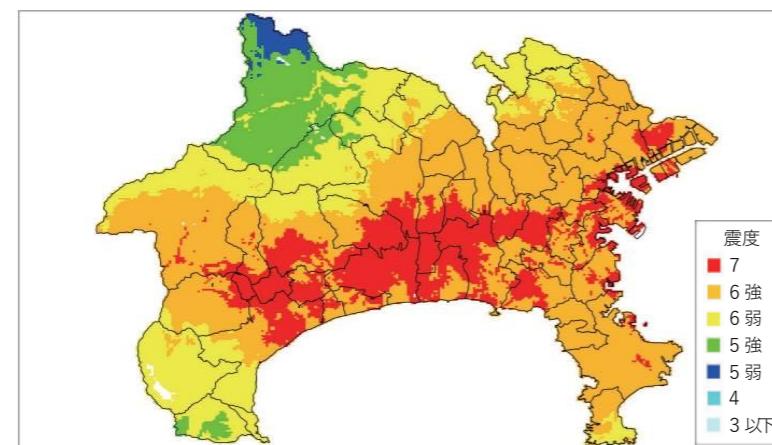
	道下自治会 中の町自治会1区～3区	中の町自治会4区
一時避難場所	尊徳記念館	柳町住宅集会所
風水害避難場所	尊徳記念館	東富水小学校
広域避難所	桜井小学校	東富水小学校

想定される地震と被害状況

神奈川県西部地震 マグニチュード6.7 最大震度6強



大型関東地震 マグニチュード8.2 最大震度7



※被害想定は、神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）による

関東大震災

小田原市郷土文化館企画展「100年の記憶と記録・小田原の関東大震災」資料より

大正12年(1923)9月1日、神奈川県西部を震源地とする大正関東地震が発生しました。地震の規模はマグニチュード7.9、1都6県という広い範囲で震度6以上の揺れを記録し、全半壊・焼失・流出・埋没の被害を受けた住宅家屋は37万棟以上、10万5千人を超える人々が亡くなるなど、関東一帯に非常に大きな被害をもたらしました。

ある資料によると、足柄下郡の死者・行方不明者は1,683人、半壊以上の被害を受けた住家は、総戸数16,252戸に対して14,853戸と報告され、被災率91%という驚異の数字が出されています。9月5日に神奈川県知事安河内麻吉から内相後藤新平に宛てた文書のなかで、足柄下郡の被害は「最モ甚大ニシテ各町村」にわたっていたと報告されており、特に小田原町の被害は「最モ莫大」で、ほとんど「全滅ノ状態」であったと伝えられています。



倒壊した小田原駅とちん里う

大地震が発生したら…

住民行動マニュアル

～東栢山中の町自治会～

阪神淡路大震災・東日本大震災・熊本地震、そして本年正月の能登半島地震など甚大な被害をもたらした大地震がたびたび発生しています。

いつ、どこで発生するかわからないのが地震です。予知することも非常に難しいと言われています。そのために、災害を想定し日頃から備えておくこと、災害時には住民同士が助け合うことが何よりも大切です。



地震から身を守るために～備えあれば、憂いなし～

非常持ち出し品の準備

最低3日分、できれば7日分を用意しておきましょう。



家具の固定

家具が転倒すると危険です。特に寝室には注意が必要です。



連絡手段の確認

連絡手段や集合場所を、あらかじめ家族で話し合っておきましょう。



防災訓練

慌てずに身の安全を図ることできるよう積極的に参加しましょう。



小田原市いっせい防災訓練 11月2日（土）

いざというときのために、みんなで参加しましょう！



地震発生！



強い揺れを感じたら…

自分の身を守る！→シェイイクアウト



揺れが収まったら…

家族の安全確認

→ 家族と声を掛け合い、無事かどうか確認します。

屋外へ避難

→ 足下に注意し、外に避難します。

家の外に避難したら…

- ✓ 隣近所に声をかけ、お互いの安否の確認をしましょう。
- ✓ 避難する場合は、声をかけ合い複数人で行動しましょう。



避難するときは、身の安全を確認し、家電のコンセントを外し、ブレーカーを落としましょう。



机・テーブルがない場合は、頭部を守ります。



非常持ち出し袋は、地震の大きさによっては持ち出せないことがあります。

震度6弱以上の場合

- ✓ **自治会役員**は、一時避難場所に参集します。
- ✓ **組長**は、組内の被害状況等を確認した上で、一時避難場所に参集し自治会長へ報告します。
- ✓ **自治会長**は、被害状況を確認した上で救出活動を実施します。



家族は無事ですが、家の
中はめちゃくちゃです～



安否不明者、倒壊家屋等の被害状況を把握し、救出活動を実施します。



救出活動は、必ず複数人で行いましょう。

震度5強以下の場合

- ✓ **自治会役員**は、自宅で待機します。
- ✓ **組長**は、組内の被害状況等を確認し、被害があれば自治会長へ報告します（電話可）。
- ✓ **自治会長**は、被害状況を確認した上で救出活動を実施します。

災害時の情報入手方法

市では防災行政無線を始め、複数の手段を用いて、市民の皆様に情報発信を行っています。災害時は「自分の身は自分で守る」ことが大切です。市民の皆様も、複数の手段を活用し、情報を入手していただきますようお願いいたします。

● テレホンサービス

防災行政無線の放送内容を電話で確認できます。

0120-244-400
(フリーダイヤル)

※携帯電話からもご利用できます。
※一部のIP電話はご利用いただけません。

● 防災行政無線

屋外スピーカーを通じて緊急情報等をお知らせします。



● 防災メール

事前にご登録いただいた携帯電話へ、防災行政無線の放送内容を配信します。登録は次の二次元バーコードまたはアドレスから行ってください。
※一部の機種ではご利用いただけません。



<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/mailmagazine/>

● テレビ放送

ジェイコム湘南・神奈川のデータ放送で地域の災害情報が流れます。また、防災行政無線の放送内容を確認できます。

「d」ボタン
※メーカーによって位置が違います。

● FMおだわら

災害情報や防災行政無線の放送内容等をFMおだわらでお知らせします。



FMおだわら
87.9MHz

● 緊急速報メールなど

避難情報の発令など緊急度の高い情報を、市内に存在する携帯電話（ドコモ、au、ソフトバンク、楽天の対応機種のみ）に一斉送信します。



● Yahoo!防災速報

事前に地域設定するとスマートフォン用アプリ「Yahoo!防災速報」で、避難情報などが配信されます。



● 広報車

緊急時は、広報車で市内を巡回放送します。



● 市ホームページ

災害情報や防災行政無線の放送内容などを随時更新しています。

PC

<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/>

携帯

<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/mobile/>



市の公式Twitterや、公式LINEなどで災害時の情報を発信することができます。

Twitter (ID) :
@Odawara_City



LINE (ID) : odawaracity



● J:COM「防災情報サービス」

室内に受信機を設置することで、防災行政無線の放送内容をはっきりと聞き取ることができます。ご希望の方は、J:COMカスタマーセンターへお申し込みください（有料）。

申し込み・問い合わせ先

J:COMカスタマーセンター

0120-914-000

（受付時間 9:00～18:00）

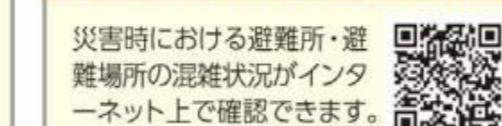


専用端末

● 混雑検知システム「VACAN」

災害時における避難所・避難場所の混雑状況がインターネット上で確認できます。

<https://vacan.com/area/odawara-city-evacuation/evacuation-center/11>



酒匂川洪水ハザードマップ

～東栄山中の町自治会～

毎年のように、全国各地で台風や大雨により河川が氾濫し、貴い命が奪われる災害が発生しています。幸いにも、酒匂川では近年洪水が発生していませんが、いつ発生してもおかしくありません。

たとえ酒匂川で洪水が発生しても、この地域から**犠牲者を出さない**ために裏面のハザードマップをご確認の上、適切な避難ができるように準備してください。

□小田原市から避難に関する情報が発令されたら、早めに避難行動を！

ハザードマップで確認しておきましょう！

1階建ての住宅に住んでいる方

2階建ての住宅に住んでいる方

3階建ての住宅に住んでいる方

3m～5m 2階が浸水する	避難先へ避難	避難先へ避難	3階以上の避難も可
0.5m～3m 1階が浸水する	避難先へ避難	2階の避難も可	2階以上の避難も可
～0.5m 床下が浸水する	原則、自宅待機	原則、自宅待機	原則、自宅待機

※酒匂川流域で想定される最大規模の降雨（24時間530mm）があった場合に予想される最大の浸水深です。

□我が家の避難行動マニュアルを作成しましょう！

酒匂川 はんらん が氾濫した場合のわたしの地区の浸水予測は、
▲河川名を記入してください m
▲浸水予測値を記入してください

河川洪水

河川の浸水予測が0.5m(50cm)以上の場合、酒匂川に、
●警戒レベル3 高齢者等避難
●警戒レベル4 避難指示が発令された時

※どの段階で行動するか決めておきましょう

わたしの避難行動

□Ⓐ自宅の2階以上の安全な場所に避難します。
□Ⓑ親戚や友人の家など安全な場所に避難します。
□Ⓒ風水害避難場所 尊徳記念館 東富水小学校 に避難します。

「避難先へ避難」の方は、Ⓑ Ⓣ

いずれかを選択してください！

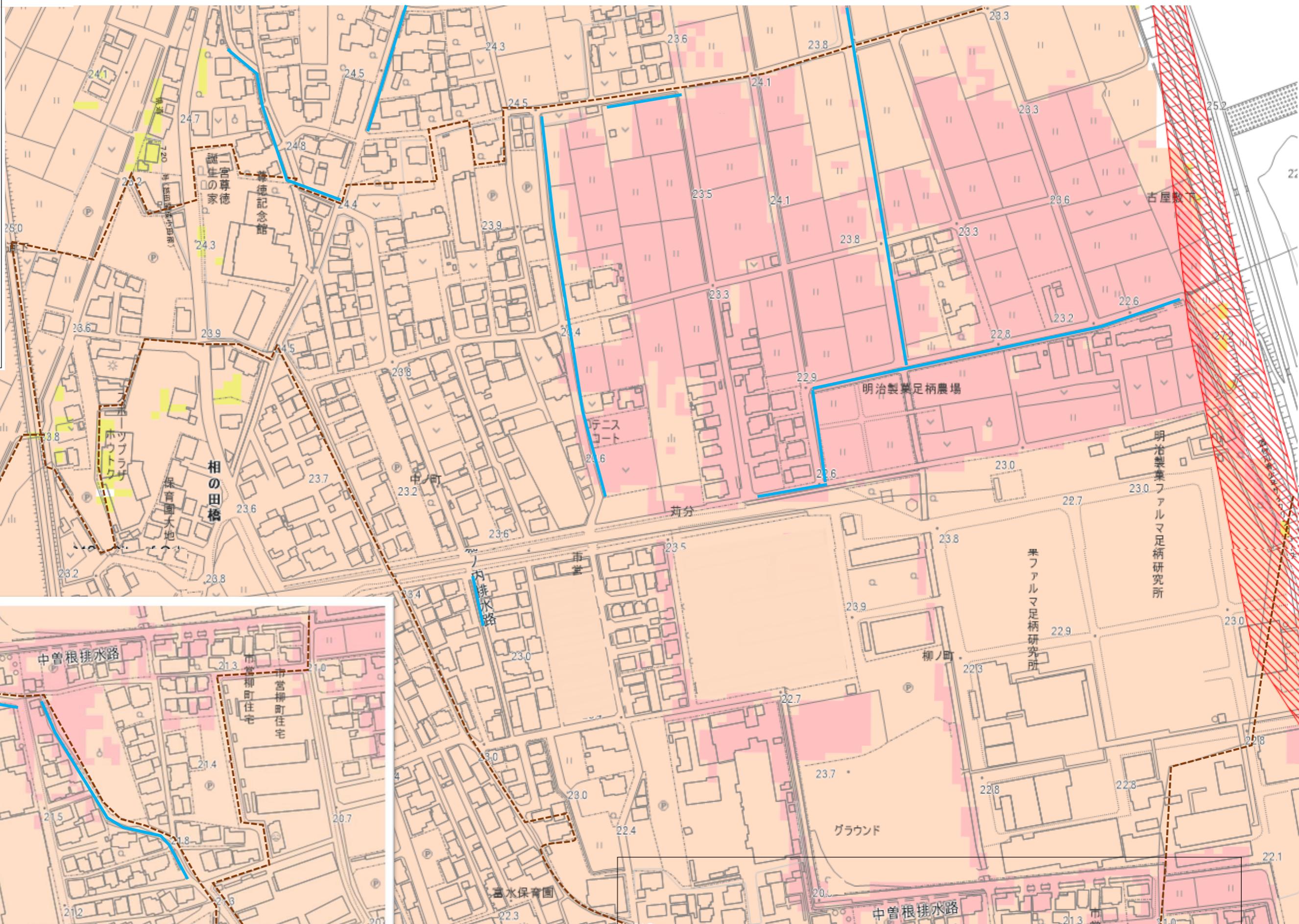
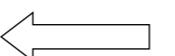
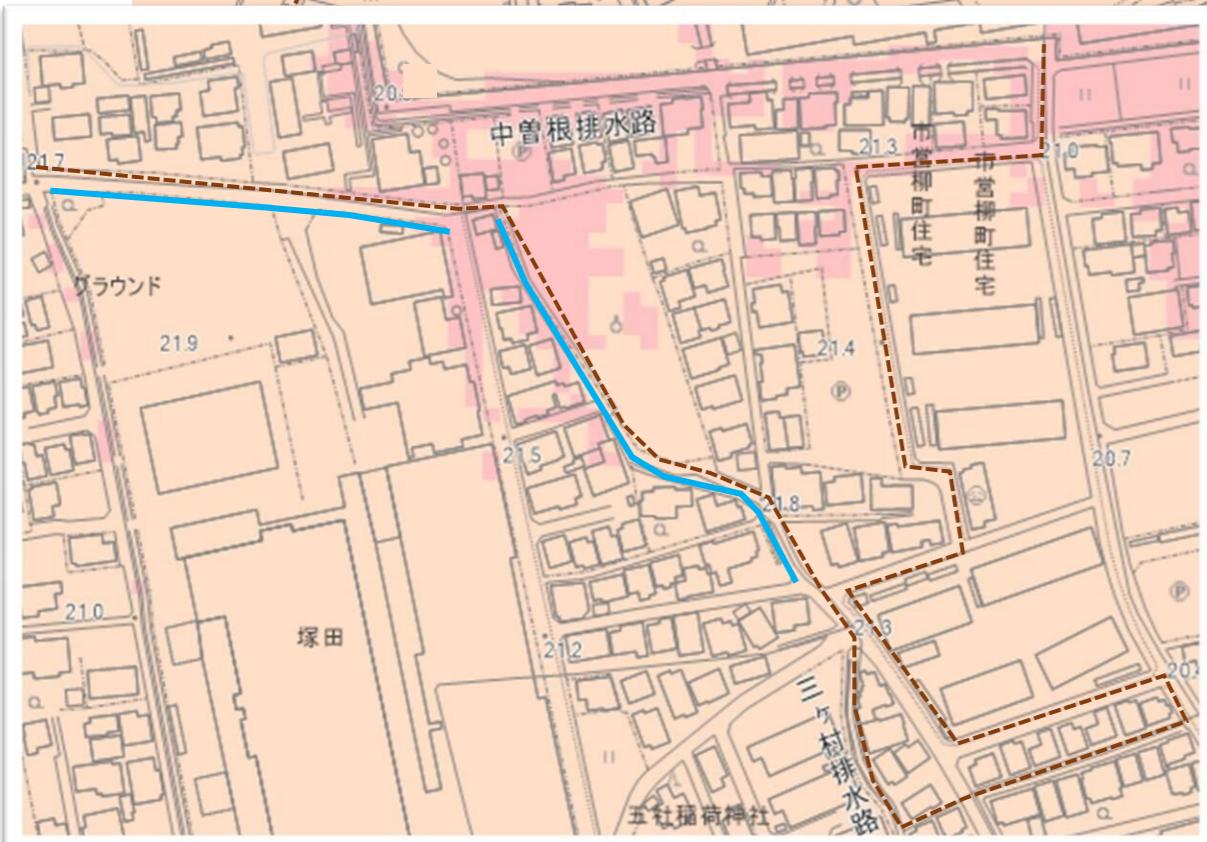
尊徳記念館（1・2・3地区）
東富水小学校（4地区）

中の町自治会 洪水ハザードマップ

【凡例】

- 浸水深～0.5m
- 浸水深0.5m～3m
- 浸水深3m～5m
- 河岸浸食
- 柵のない水路
- 自治会境

平成31年3月に小田原市が作成した、酒匂川流域で想定される最大規模の降雨（24時間530mm）があった場合に予想される最大の浸水深を示したハザードマップをもとに作成したものです。



国府津第1区 地区防災計画

1 はじめに

関東大震災から約100年経ち、小田原でも、いつ起きてもおかしくない状況です。国府津第1区は、大磯丘陵の台脚部に位置し、西に森戸川、南に海岸線がありますが、高台のため、洪水や津波・高潮の影響は受けませんが、地震と土砂災害の影響を受ける地区になります。（細部は、パンフレット「わたしたちのまちの防災を知ろう」参照）これまでの大規模災害では、発災直後に公助（消防・救急等）がうまく機能していない教訓から、自助・共助の重要性が高まっており、今回、地震などが発生した場合に、地区でどのようにするのかを定めるため、地区防災計画を作成することとしました。

2 計画の対象とする災害と範囲

（1）対象とする災害

地震（大正型関東地震を想定）、土砂災害（大雨及び地震）

（2）対象とする範囲

小田原市国府津第1区自治会

3 災害発生時の住民の行動

3-1 地震

- （1）最初の大きな揺れは約1分、まずは自分の身を守る。テーブル等の下に入る等。
- （2）揺れが収まったら（約2～3分）家族と火の元の確認。出火したら素早く消火。
- （3）火の始末等の後（約5分）災害情報・避難情報を入手（防災メール・ナビ等）。
- （4）震度6以上の場合一時避難場所に行く。家に損害がない場合も代表者は行く。
この際、家を出るために、近くのドアや窓を開け、避難口を確保しておく。
- （5）一時避難場所では、安否・被災状況等を報告するとともに、責任者の指示により、消火、救助・救出、要配慮者の支援活動などをできる範囲で行う。
- （6）広域避難所が開設されたら、自宅に大きな損害があった住民で、避難所へ避難を希望する場合、なるべくまとめて移動する。
在宅避難をする場合は、その旨、一時避難場所責任者等に報告する。

3-2 土砂災害

- （1）土砂災害の危険が迫ったら、ためらわずに避難する。

「土砂災害警戒警報による避難指示」が発出された場合、住民は、崖崩れ等の「兆候」を観察し、「危ないと感じたら」前羽小学校や安楽院などの避難場所へ早めに避難開始。

4 自主防災組織の編成及び任務分担

- (1) 自治会役員及び組長を主体に組織する。
- (2) 災害発生時は、それ以外の住民も積極的に協力する。

防災本部長	自治会長	全体の統括
防災副部長	自治会副会長	本部長の補佐
防災リーダー	防災リーダー	防災訓練の実施 救出活動の指揮・統制
防災対策部員	上記以外の自治会役員	救出活動の実施
避難誘導員	組長	被害状況の報告及び住民の避難誘導
要配慮者担当	民生委員・ボランティア	要配慮者の安否確認ほか

5 情報の収集伝達対策

- (1) 被害状況等を把握し、連合災害対策本部及び防災機関等へ連絡する。
連絡する手段がない場合、広域避難所へ連絡へ行くとともに、情報収集へ
適任者が行く。
- (2) 可能な範囲で二次災害防止の呼びかけをする。
- (3) 生活に関する情報を入手した場合掲示板に掲示する。（パンフレットに記載）

6 出火防止及び初期消火対策

大規模地震時においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止と初期消火のパンフレットを作成し半年に一回程度の頻度で回覧し、徹底を図る。

- (1) 出火防止
 - ア 石油ストーブ、ガス器具等の火気使用器具の点検整備と、その周辺の整理整頓
 - イ 耐震自動消火装置付石油ストーブの普及・啓発
 - ウ 石油類、ベンジンなど危険物類の安全管理
 - エ 避難時の電気ブレーカーの遮断
 - オ その他建物等の落下、倒壊危険個所の確認
- (2) 初期消火
 - ア 家庭における消火器、水バケツの設置
 - イ 街頭消火器の設置場所の確認
 - ウ できる範囲での消火活動の実践

7 一時避難場所の運営

- ア 地域内に指定するすべての一時避難場所には、必ず責任者を配置し、避難状況

- 等の把握に努める。（この責任者の名称を「一時避難場所責任者」とする）
- イ 住民の一時避難については、必ずしも指定する一時避難場所とは限らないため（車の中、自宅の庭先等）、一時避難場所に行かない方は、必ず一時避難場所責任者へ避難先等の情報を報告するよう、日頃よりパンフレットにより、周知徹底を図る。

8 救出救護対策

可能な限り、以下を実施する。

（1）救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により、救出、救護を必要とする者がでた時は、自主防災組織や市で備えている防災資機材等を使って直ちに救出活動を行う。また、救護活動も併せて実施する。

（2）医療機関への搬送

対応可能な住人は、被災者に応急処置をした後、市が設置する仮設救護所へ搬送するが、負傷程度によっては付近の病院、医院への搬送も考える。

（3）負傷者の救出救護が自主防災組織では困難な場合、連合災害対策本部や防災機関等に救助を求める。

9 災害時要援護者対策

自治会長が市から配布される避難行動要支援者名簿に記載されている住人の状況を適任者に指示して確認し支援する。

10 避難対策

【避難所の定義】

一時避難場所：震度6以上の時の一時避難に使用する。

広域避難所：自宅が倒壊した場合や自宅にいることが危険と住人が判断した場合に避難する場所。風水害等、地震以外では、住人個々人で判断し使用する。

（1）避難の勧告・指示

- ア 市災害対策本部長（市長）からの避難勧告・指示が発令されたとき（住民への周知は、防災行政用無線、広報車、電話、ラジオ、テレビ等による）は、自主防災組織の防災本部長（自治会長）は、一時避難所に避難してきた住民に、発令事項を周知し、広域避難所に避難を希望する住民を、避難誘導班または、対応可能な住民に対して避難誘導の指示を行う。
- イ 火災の延焼拡大等により、危険が迫っているにもかかわらず、市災害対策本部長（市長）から避難の勧告・指示がない場合で、各住民個々人で避難の必要

があると判断した場合は、自主的な判断により避難する。ただし、避難した場合、その旨を自主防災組織の防災本部長（自治会長）連絡し、防災本部長は、連合災害対策本部に報告する。

（2）避難誘導

- ア 避難誘導班または、対応可能な住人は、自主防災組織の防災本部長（自治会長）の指示に従い、住民を一時避難場所から広域避難所へ避難させる。
- イ 避難誘導する場合は、必要に応じて拡声器等を用いて、避難する人員を確かめるとともに。災害時要援護者に配慮し避難する。必要に応じて避難誘導旗等を目印にして避難する。

（3）避難路の確認

- ア 自治会の各一時避難場所等から広域避難所までの避難路を、あらかじめ二つ以上決めておき、状況に応じた避難経路を選択する。
- イ また、避難路の選定にあたっては、その経路を事前に調査し、日頃から歩いて危険個所等の有無を確認しておく。

（4）避難経路

避難路はJR線路の山側、ただし通行不能の場合は、国道1号線とする。避難経路については、事前に地域住民に周知しておく。

11 給食給水対策

- （1）家庭では、食糧（米、缶詰等）、飲料水（一日一人3㍑を目安）等を7日分を目安に備蓄し、避難する時は備蓄品を携行する。（パンフレットに記載）
- （2）防災機関の救助活動が開始された場合は、その救援物資や飲料水等の受け入れや配分について協力する。

12 衛生対策

災害時において、各家庭の便所は使用不能となることが考えられるので、その場合の排泄物、ごみ等の対策を検討し処理計画を確立する。

- （1）家庭での水洗便所が使用不可能となった場合の対策をパンフレットに記載。
- （2）ごみの分別を徹底し、ごみ処理や消毒の実施など環境衛生を図る。
- （3）市による消毒作業の協力をする。

13 警備対策

災害における周辺地域の状況（津波・河川・崖崩れ等）を危険がない範囲で把握し、報告すべきことがあれば、可能な限り防災対策本部に報告するとともに、パニック及び流言飛語の防止並びに防犯警備に留意する。

1 4 防災資機材の備蓄及び管理

防災資機材の備蓄及び管理については、計画的に実施し、特に動力機器を伴う資機材については、定期的に点検を行い、常に稼動できる状況を保つ。
定期点検は、健民祭に合わせて実施する。

防災資器材リスト

大分類	品名	数量	備考	大分類	品名	数量	備考
消火用具類	三角バケツ	4		照明用具類	カンテラ		
	バケツ	2			懐中電灯		
	消火器				ローソク		
	消防ポンプ						
救出救助用具類	ロープ	2		炊飯用具類	釜		
	スコップ	3			かまど		
	のこぎり				食器		
	つるはし				炊飯袋		
	なた			情報関係用具類	ハンドマイク	1	
	ナイフ類				メガホン		
	ハンマー				ラジオ		
	バール				トランシーバー	2	
	ジャッキ				デジタル無線機	2	
運搬用具類	チェーンソー	1		医薬品			
	担架				救急セット	1	
	はしご						
	脚立(2連)	1		安全用具類	ヘルメット	5	
	番線切り				防火ずきん		
電気器具類	ペンチ				腕章		
	掛矢	2		飲料水用具類			
	金てこ	1			ボリ容器	3	
	チェーンブロック				浄水機		
	リヤカー				ろ水機		
一輪車					飲料水ポリ袋	1	
		1			アイスボックス	1	
				その他			
					毛布		
					テント	2	
					防水シート	2	
					防炎シート	4	
					組立式簡易トイレ		
					防災倉庫(金属製)	1	

15 防災訓練

地震等の災害の発生に備えて、次の訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練(小田原市いっせい防災訓練で行う。自治会独自では行わない)

ア 情報収集受伝達訓練

イ 消火訓練

ウ 救出救護訓練

エ 避難誘導訓練

オ 給食訓練

- カ 給水訓練
- キ 地震動体験訓練
- ク 煙体験訓練
- ケ その他、各地域に必要とする訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、小田原市いっせい防災訓練とする。

1 6 防災知識の啓発活動

(1) 啓発事項

- ア 自主防災組織及び防災計画に関すること。
- イ 地震、火災、風水害等の知識に関すること。
- ウ 地域周辺の地形や施設（例えば、広域避難所や一時避難場所）等に関すること。
- エ 家庭の防災知識に関すること。
- オ その他防災に関すること。

(2) 啓発方法

- ア 広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- イ 防災訓練、防災教室、講演会、映画(ビデオ)会等の開催
- ウ 家庭内におけるパンフレット等の掲示

(3) 実施時期

- ア 総会、組長会議の時。
- イ 地域の避難訓練の時
- ウ 半年に一回程度、国府津第1区で作成した防災パンフレットを回覧
- エ 市からの啓発資料の配布や回覧

土砂災害ハザードマップ 自宅を確認

わたしたちのまちの防災を知ろう【国府津第1区】

まずはることから。私たちの地域の特徴と災害リスク

国府津1区は、駅に近く、高台で見晴らしの良い住宅地ですが、災害のリスクも抱えています。いざという時に備え、地域の特徴と災害リスクを正しく理解しておきましょう。

この地域で想定される災害

土砂災害：地域には土砂災害警戒区域が含まれています！

自宅が土砂災害警戒区域に含まれているか、ハザードマップで確認しましょう。



地震：震度6強～7の強い揺れを想定

この地域では、大正型関東地震と同規模の地震が発生した場合、震度6強、一部では震度7の非常に強い揺れが想定されています。



震度分布図で確認しましょう。

国府津第1区は、道が狭く、災害発生時の車両の移動に制限を受けやすい。

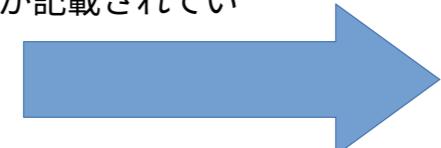
*消防車がすぐには来られない、物資の確保が困難

津波：津波による浸水の影響はほぼ受けない

国府津1区は高台にあり、防潮堤や西湘バイパスの効果も期待できるため、想定される最大の津波（相模トラフ沿いの海溝型地震 M8.7）が発生した場合でも、津波による浸水の影響はほぼ受けないと予測されています。

国府津第1区自治会ホームページの防災へのリンクです。

このパンフレットの内容の詳細が記載されている資料へのリンクがあります。

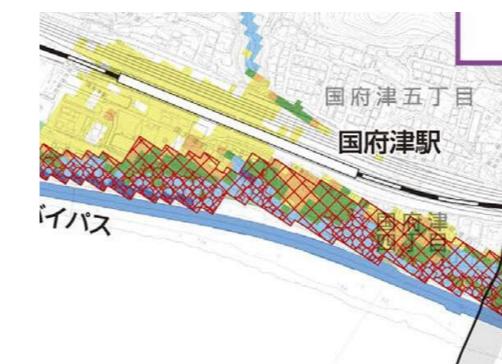


震度分布図 ほぼ震度6強 一部震度7 (大正型関東地震と同規模の地震発生時)

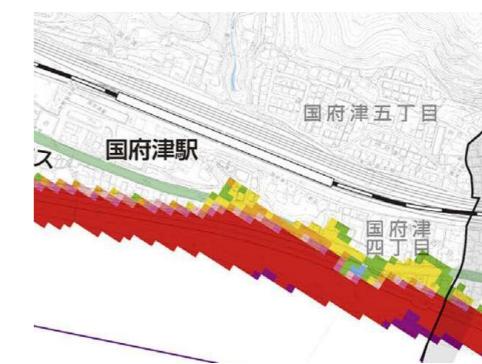


国府津第1区

高潮ハザードマップ ほぼ影響なし



津波ハザードマップ 影響なし



いざという時、どう動く？災害発生時の行動と日頃の備え

土砂災害の危険が迫ったら、ためらわずに避難！

「土砂災害警戒警報による避難指示」が発出された場合、住民は、崖崩れ等の「兆候」を観察し、「危ないと感じたら」前羽小学校や安楽院などの避難場所へ早めに避難を開始。



地震発生！まずやるべきこと

身を守る！



火の始末！

出口を確保！



震度6以上の地震が発生したら「一時避難場所」へ！

一時避難場所は、駅上公園と防災倉庫前です。

なぜ一時避難場所へ？

安否確認：ご近所さんの無事を確認し合います。

* 一時避難場所に行かない方は、安否確認のため、必ず一時避難場所責任者へ避難先等の情報を連絡してください。

情報共有：地域の被害状況（倒壊家屋、火災、負傷者など）を共有します。

助け合い：救助活動や初期消火、避難の手助けなどを地域で協力します。

広域避難所（国府津小学校）は、家にいることが困難な人が避難する場所です。

広域避難所への避難路はJR線路の山側、ただし通行不能の場合は、国道1号線を使用して下さい。必要に応じて、可能な限り自治会の防災組織が避難の誘導をします。

災害発生後生活に関する情報を入手した場合掲示板に掲示します。

日頃の備え

災害発生後の数日間を乗り切るためにには、各家庭での備えが不可欠です。

備蓄の基本は「ローリングストック」：

普段から少し多めに食料や日用品を買い置きし、使った分だけ買い足していく方法です。

食料・飲料水：1週間分を目安に備えましょう。



携帯トイレ：断水時に非常に重要です。1人1日5回×7日分が目安。

カセットコンロ・ボンベ、懐中電灯、携帯ラジオ、予備バッテリー

家の中の安全対策

家具の固定：タンスや本棚、食器棚、テレビなどを固定し、転倒を防ぎましょう。

ガラスの飛散防止：窓や食器棚に飛散防止フィルムを貼りましょう。

建物の耐震化：必要に応じて専門家による耐震診断を受け、補強工事を行いましょう。市の補助金制度も活用できます。

感震ブレーカ：地震による火災の過半数は電気が原因。

地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止めるものです。

小田原市では、補助金が出ます。

災害はいつ起こるかわかりません。「自分たちのまちは自分たちで守る」意識を持ち、地域で助け合える関係づくりを日頃から心がけましょう。

小田原市トイレ確保計画について

(1) 災害時トイレ確保計画の改訂（案）

- ア 耐震改修済みの施設トイレ（広域避難所の小中学校）の便座を、携帯トイレ（便袋）のプラットフォームとして活用する。
- イ これまで備蓄していた仮設トイレ（和式）は有効基数に含まない。

【使用するトイレ種別】

	改正後			改正前		
	1～3日 1基/ 50人	4～7日 1基/ 50人	30日～ 1基/ 20人	1～3日 1基/ 75人	4～7日 1基/ 75人	20日～ 1基/ 75人
1日当たり トイレ必要 人数（基数）	46,100人 (922基)	40,800人 (816基)	8,500人 (425基)	47,807人 (640基)	32,458人 (430基)	21,000人 (280基)
マンホール トイレ	186基	186基	186基	280基	280基	280基
仮設トイレ (和式)	—	—	—	150基	150基	—
仮設トイレ (洋式)	—	48基	156基	—	—	—
自動ラップ式 トイレ (ラップ数)	268基 201,000枚	236基	83基	—	—	—
携帯トイレ (便袋数)	468基 351,000枚	346基	—	210基	—	—

※1 中長期の基準として、これまでの「20日以降」から、断水の復旧が見込まれる発災28日目を考慮して、発災後ひと月（30日）以降とする。

※2 仮設トイレ：救援物資として、発災後4～7日目には広域避難所1次施設に概ね各2基を、1ヵ月以降は必要数の不足分の支援を見込む。

※3 施設トイレ：広域避難所1次施設1,088基+2次施設442基=1,530基の洋式便器を使用可能とし、必要数との不足分を補完する（星槎小田原と諏訪の原公園は除く。）。

※4 4日目以降の簡易トイレ（ラップ式）及び施設トイレで使用する消耗品については、国のプッシュ型支援や外部からの支援を見込む。

小田原市災害時備蓄計画について

(1) 災害時備蓄計画の改訂 (案)

項目	品目	計画数量 (改訂後)	計画数量 (改訂前)
食料	①食料 ②乳児用ミルク (アレルギー対応を含む)	227,640 食 390ℓ	369,830 食 750ℓ
生活必需品	③毛布 ④大人用おむつ ⑤乳児・小児用おむつ ⑥生理用品 ⑦携帯トイレ ⑧トイレットペーパー ⑨自動ラップ式トイレ式 ⑩ほ乳瓶	15,270 枚 3,050 枚 9,770 枚 16,440 枚 351,000 枚 24,900 卷 268 セット (201,000 回分) 1,950 個	24,870 枚 4,960 枚 17,860 枚 28,470 枚 236,250 枚 14,580 卷 新規 3,750 個
飲料水	⑪保存水 (ペットボトル 500ml)	25,420 本	41,340 本
生活環境向上のための資機材	⑫簡易ベッド ⑬避難所用パーテイション	15,270 台 8,000 張	430 台 610 張
災害関連死対策用資機材	⑭災害用ウェットティッシュ	25,420 セット	新規

※神奈川県地震被害想定調査（令和7年3月）及び神奈川県年齢別人口統計調査（令和7年1月1日現在）の人数に基づき算出